

第一章 京都祇園祭の山鉾行事の近代資料

# 『自昭和十六年六月七日至同二十三年七月廿二日 祇園山鉾連合会記録 第四号』解説

村山弘太郎

はじめに

『自昭和十六年六月七日至同二十三年七月廿二日 祇園山鉾連合会記録 第四号』と題された本史料は、昭和十六年（一九四〇）六月七日から昭和二十三年（一九四八）七月二十二日にかけて、祇園祭山鉾行事を中心としながら、それに関連する様々な祇園祭山鉾連合会の動向について、当時の会長である清水良亮の視点から詳細に記述されたものである。当該期は太平洋戦争直前から開戦、戦局の悪化、敗戦と、その後の連合国軍による占領を経験した時期であり、戦時体制下と戦後復興期における祇園祭山鉾行事の在り方について知ることができる史料である。

表題に「第四号」とあるように、他にも清水の手による同様の史料の伝存を確認することができる。『京都祇園祭山鉾行事の歴史資料調査Ⅰ』（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二〇）に収録した「祇園祭山鉾連合会所蔵文書目録「暫定版」」にある「自昭和七年七月一日至同十二年七月（六月二十四日）祇園山鉾連合会記録 其二（A・六）」「自昭和十二年七月（六月二十四日）至同十六年六月（六月七日） 祇園山鉾連合会記録 第三号」（A・七）、「自昭和二十三年七月二十四日祇園山鉾連合会記録 第五号」（B・四）がそれである。また清水の手によるものではないが、同様の性格の史料として、すでに紹介した「明治九年 鉾町々神事諸用記載帳」（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二）や「明治三十一年 鉾町神事当

番諸用記録」（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二三）があり、それら以外にも「自昭和二十六年一月至昭和三十一年七月八日 記録帳」（B・六）、「自昭和三十一年七月十一日 記録帳」（B・八）がある。「記録帳」の其一（または第一号）に該当する史料および昭和二十四年、二十五年の「記録帳」が現段階では存在が確認できていないために、大正十五年（一九二六）七月十五日以降、昭和七年（一九三二）六月三十日までの六年間と昭和二十四年、二十五年の二年間の空白期間があるものの、明治九年（一八七六）から昭和三十一年（一九五六）までの八十年間について、毎年の祇園祭を俯瞰することができる。

筆者の清水良亮は船鉾町住人で、本史料の時期には山鉾連合会会長を勤めており、また清々講社幹事も兼帯している、戦中から戦後にかけての祇園祭山鉾行事を支えた中心人物の一人である（公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二）（テウエン 二〇二〇）、（佐藤、矢野編 二〇一八）（伊藤 二〇一七）。

本史料はすでにマーク・テウエンによって紹介されている。ここでは戦中期から終戦までを中心としながら、当時の山鉾連合会の役割や、運営経費と次第に減額されていく補助金、配給制になった山鉾行事執行のために必要な諸物資を集めるために奔走する様子、また時局悪化による山鉾行事の縮小から山鉾巡行の休止にいたる過程、京都市文化課による山鉾の保存計画など、本史料からあきらかにすることができる大部分を描写している。また戦後の祇園祭と山鉾行事の復興についても、宵山や囃子、神輿渡御の再開、京都市の要請による鉾建の再開と、その費用確保のために商店街や京都市観光課、観光連盟などが関わったことなどを概観している（テウエン 二〇二〇）。

テーウエンによる紹介は、本史料を見るうえでの重要な道標であることは間違いない。しかし戦中期の説明に比して、戦後のそれはこれまですでに指摘されている点（京都市文化観光局文化課編 一九六七）（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 二〇一一）を補う程度であり、未紹介の部分も多い。

そこで本稿では以下、特に戦後復興期の状況について、本史料から明らかにする点をいくつか指摘することで、テーウエンによる紹介を補充して、本史料理解のための手掛かりを提示したい。

### 祇園祭山鉾行事の戦後

祇園祭山鉾行事の戦後については、一定の見通しはすでに立てられている。特に『写真でたどる祇園祭の近代』（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 二〇一一）では新聞記事を主な素材としながら、当該期についても詳細な年表が作られていて、どのような出来事があったのかあきらかにされている。しかしそれらは歴史的事実であり「結果」ではあるものの、素材とした史料の限界や年表という形式のために、その結果に至る「過程」については説明されていない。本史料からは、山鉾連合会の視点という限界を含んでいるものの、それらの「過程」を追うことができる。以下では特に戦後一年目である昭和二十一年（一九四六）と、鉾建および巡行が復興した二十二年（一九四七）の様子を概観しよう。

### 昭和二十一年

昭和二十一年の祇園祭では、山鉾巡行や神輿渡御はなかったものの、祇園囃子の奉納がされたことが確認されている（京都市文化観光局文化課編

一九六七）（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 二〇一一）。この背景には、戦後一年がたち、氏子をはじめとする人々の復興への希望があった。五月二十日、複数の新聞社から清水に対して山鉾巡行の有無について問い合わせが相次いだ。しかしそれに対して「復旧ノ希望ヲ有スレ共、戦後ノ物価高ト人手不足食糧不足ノ現状」であり「到底復興困難ノ実状」を説明している。

同月三十一日には八坂神社宮司から「氏子民ヨリ巡行希望ノ声」が上がっているために、復興の余地はないのか、また復興する場合の費用の概算はどれくらいになるのかについて問い合わせが来た。それに対しては新聞社相手とは異なり即答を避け、翌六月一日開催の清々講社幹事会で議論すると回答した。

六月一日の清々講社幹事会では、巡行を実施した場合の費用の概算を示しながら、「山鉾町ノ負担シ得サル所、且清々講社トシテモ之ガ補助金徴集方法ハ至難ナリ」という結論に達した。

清々講社幹事会での結論は、七月七日の八坂神社社参とそれに続く総会において山鉾町に披露され、山鉾巡行の中止が決定した。その上で、「屋内行事ハ恒例ニ依リ努メテ執行、神事祭典ハ神社トモ打合セ厳肅ニ行フコト、鉾町ハ可成囃子ヲ演奏、出来得レバ奉納囃子ヲ希望（予テ申込ヲナスコト）、本年度諸補助金及交付金共ナシ、神事当日ハ可成御神灯（点灯スルコト）ヲ掲ゲ張幕スルコト、其他町内ニ於テ出来得ル範囲内ニテ終戦後ノ神事ヲ奉仕スルコト」を申し合わせた。つまり各山鉾町の現状に合わせて可能な限りの山鉾行事実施を求めたのである。

この申合せを受けて七月十六日には放下鉾が八坂神社拜殿において囃子奉納を行い、長刀鉾、函谷鉾、鶏鉾、船鉾の各鉾も町内での囃子奉納を实

施した。その様子について清水は「久々祇園会気分市街二溢レ、何レモ人出多ク、以前ノ宵山状況ノ如キ観アリ」と、宵山が戻ってきたようであると評価している。

十七日には八坂神社内で「前祇園会」が執行され、それに合わせて午前六時に船鉾が、午後には長刀鉾が奉納囃子を演奏している。また同夜には、十六日と同様に囃子奉納があると思った人々が境内に押しかけていたために、八坂神社宮司から鉾町有志による囃子演奏の要請が出された。

後祭期間中にも二十三日に函谷鉾が、二十四日には北観音山がそれぞれ奉納囃子を実施したことが記されている。これらのことから昭和二十一年には、空襲に脅かされない祇園囃子が一部ではあるものの、前祭、後祭ともに京都の町に戻ってきたことがわかる。

## 昭和二十二年

戦後二年目には京都市観光局長がGHQ（連合軍最高司令官総司令部）と祇園祭復活をかけあい了承され、宵山が復活し、長刀鉾・月鉾が建てられ、七月十七日に長刀鉾が巡行したとされている（京都市文化観光局文化課編 一九六七）（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 二〇一一）。この経緯は次のようなものであった。

昭和二十二年の祇園祭では、まず神輿渡御の再開が決定された。五月に実施された清々講社幹事会で神輿渡御の費用概算が提示され、この費用捻出のために各商店街に依頼したところ、商店街は非常に乗り気で、費用の問題はすぐに解決した。神輿渡御が現実味を帯びると、次は山鉾である。清々講社幹事と商店街代表者との会合の席上において、御旅所での囃子奉納が要請された。

また六月には一基でも構わないので鉾建を行って欲しいとの京都市からの要請もあった。囃子とは違い鉾建を実現するためには多額の費用を要することから、「鉾町負担ニテ祭事執行不能ニ付、之ガ財源ヲ市又ハ神社ニ於テ支弁セラル、場合ハ、鉾建設ニ関スル労力奉仕ハ考慮スル」と、費用さえ用意してもらえばであれば労力奉仕はいとわない旨を清水は回答している。この財源確保のために京都市役所職員、商店街代表者、清々講社幹事、八坂神社宮司および禰宜は百貨店や電鉄会社、商店街、料理飲食組合、銀行などに呼び掛けて協力を仰ぐこととした。

鉾町側も協議を重ね、結果、「一基ニテハ淋シキ故、一、二、三基四条通ニ建設スベキ説ニ賛成多ク」と、せっかくであれば二、三基を四条通上に建てたいと話がまとまった。

しかし三基ともなると費用も高額となることから、最終的には最低二基の鉾建に決定し、京都市職員、商店街代表者、京阪電鉄代表、観光連盟代表者が集まる協議会の席で、鉾建費用の募金を願いだした。そこに救いの手を差し伸べたのが観光連盟である。同連盟代表の鈴木吉之助は観光連盟の行事である「観光祭」に祇園祭を組み入れることを提案し、それにより同連盟からの援助を得ることができるようになったのである。

費用の目途がつき、鉾建が現実的になると、そこに立ちはだかるのはGHQであった。鈴木からGHQに鉾建許可を得るために鉾建予定地の提出が求められた。六月二十五日付の「鉾建設予定地届」をみると、長刀鉾と函谷鉾の名を確認することができる。つまり計画段階では長刀鉾と函谷鉾の鉾建を予定していたのである。

新聞社に函谷鉾の写真を貸し出すなど準備を始めていたところ、函谷鉾の鉾建場所の変更を警察から指示された。鉾建場所が連合軍乗用自動車停



車場であったためである。しかし銚建の場を移動することは町会所との関係で不可能であった。

そこで清水は警察交通部長、観光連盟の鈴木吉之助、京都市観光課長とともに連合軍憲兵隊に向き、憲兵司令官に通訳を介して函谷銚の銚建場所移動は不可能であることを説明した。しかし即刻函谷銚の銚建は不許可となったため、月銚を建てる案を提示したところ、交通への支障がないのであれば問題はなしとの回答を得ることができた。こうして長刀銚と月銚の銚建が決まったのである。

両銚の銚建が決定したことを清々講社や京都市観光課長、商店街代表者などが集まる協議会で披露し、今度は清水から長刀銚の曳初の可能性について提案をした。三年も停止していた山銚行事であるため、銚建のみならず曳初まで行くとすると、費用も労力もかかることが予想されるが、誰も反対するものはなく、柳馬場まで曳行し、「進駐軍家族ニモ観覧席ヲ用意シ、其便宜ヲ与フベシ」との意見まで出てきた。いかに山銚行事が待ち望まれていて、京都の誇りであると考えていたことを読み取ることができる。

銚曳行が計画されると、当然それもGHQの許可が必要であったために、再び清水は観光課長とともに連合軍憲兵隊を訪れ、京都市観光課が作成した英文願書に写真を添えて嘆願した。結果は記されていないが、その後曳行を実施したことから、その場で認可されたものだと考えられる。

その後の関係者による協議の結果、最終的に長刀銚は四条寺町まで曳行することが決まり、進駐軍家族の観覧席も藤井大丸などを借り入れることで整えられた。また曳行距離が伸びたためなのか、稚児の準備まで要請されたが、長刀銚はそれを承諾し、稚児を選定したうえで七月十六日の午後に曳行することを計画することになった。

関係者の協議では、さらに粽の土産を付けた一人十円の拝観料を徴収し、「銚維持資金」の獲得を目指すことが決められた。この拝観料はその後、山銚町の中で安すぎるとの意見も挙がったが、連合軍向けに印刷中の解説書の内、長刀銚と月銚部分を和訳して写真入り解説書を仕立て、それを付けて両銚共通拝観料三十円とすることで決着した。この解説書には大丸や高島屋の広告を掲載することで広告収入を得ようと試みられたが、準備期間が短かったために実現しなかった。最終的には、長刀銚、月銚それぞれの観覧券と粽引替券の三枚つづりで、「主催山銚連合会」「後援京都市観光連盟」と記載したものを一万枚印刷した。

七月十一日、八坂神社本殿において「復興祇園会奉告祭」が執行され、それに続く総会で神輿渡御復興と長刀銚、月銚の銚建と長刀銚の曳行が披露され、御旅町からの依頼であった奉納囃子の日割や八坂神社での奉納囃子の予定が告げられるとともに、「長刀、月両町ヲ除ク廿六ヶ町ハ、銚町ハ当該町ニテ奉納囃子ヲ行フ外、山銚町共屋内行事励行ノ事。山町山飾ニ付、各町ノ振合尋合アリ。申合決議トセズ、各町ノ意見参酌、適當ニ各町考慮スル事」と、銚建をする長刀銚、月銚以外の銚町も、各町内でも奉納囃子を行うこと、すべての山銚町において屋内行事を行うこと、また山町の山飾についても統一的な申合せは行わないが、各町内の事情に合わせて可能な限りの実施が求められた。

予定通り費用が集まらないなど課題もあったが、なんとか銚建や曳行の費用の目途も立ち、囃子奉納の予定が決まるなど、順調に山銚行事復興が進んでいたのだが、ここでまた問題が発生した。長刀銚の曳行を十七日午前へと変更するように要請されたのである。この要請は総会に先立つ九日に、京都市観光課から長刀銚に直接伝えられたが、長刀銚町の谷野は

これに対し、十六日に鉾建の予定であるから、それに引き続き曳行すれば費用が抑えられるが、十七日であると「人夫賃臨時増額」となることを回答したうえで、清水に、極力節約するが、曳行や稚児など経費が大幅に拡大していることから、京都市に交渉することを依頼した。

長刀鉾曳行の日時変更の理由は十一日の総会であきらかになる。事前の協議不足のためなのか、観光課が十七日午前九時に長刀鉾曳行するとして、すでに連合軍憲兵隊の許可を受け、連合軍家族などに案内を発送していたのである。このような事情のため、もはや変更は不可能であった。これら背景から、当初は柳馬場までの曳初の予定であったものが、その距離が四条寺町まで伸び、十七日の巡行へとつながったのである。

十七日巡行当日は沿道に非常に多くの人出があり、連合軍憲兵隊と五条署の警察官が交通整理に当った。その時の様子を清水は「五年目ノ復興ト、戦災引揚等外来者多数参観、近來稀ナル人出混雑シ盛況ナリ」と記している。

前祭も計画通り無事に終了したが、長刀鉾、月鉾の両鉾は七月二十四日まで建置かれ、人々の拝観を受けた。しかし同日中に装飾を撤去し、二十五、六日の両日で後片付けを行い、戦後初の鉾建、巡行をともなう祇園祭山鉾行事は終了した。なお二十三日には復興に協力を得た京都市観光課、観光連盟、八坂神社宮司および禰宜を月鉾に招待して鉾上で抹茶を呈し、その後長刀鉾町会所に場を改めて宴席を設けるといふ茶会を開き、関係者に謝意を表している。

おわりに

本稿では昭和二十一年、二十二年の祇園祭山鉾行事について本史料から

確認を行ったが、従来あきらかにされていた「結果」としての歴史的事実に至るまでの「過程」には、紆余曲折と、関係者の並々ならぬ努力と苦労が存在したことをあきらかにすることができたと考える。

本稿では特に山鉾行事を中心としたために、紹介しきれなかった部分も多い。例えば終戦後すぐに「恩賜京都美術館」で開催された祇園祭織物展や、昭和二十二年に計画されたが、国宝盗難で中止された京都博物館でのゴブラン織展などである。また戦中期についても、空襲警報発令下の緊迫した様子など臨場感あふれた描写を読み取ることができる。

本史料はまた一方で、筆者の清水良亮が清々講社幹事の顔も持っていたことから、清々講社の記録として読むことも可能である。特に神輿渡御の復興などは、清々講社側の史料と突き合わせることで、より立体的な史実の復元も可能となろう。

本史料は冒頭でも指摘したように、「第四号」であり、「其二」や「第三号」を先に翻刻・紹介することで、祇園祭山鉾連合会の通時的把握の便を図る必要があったことは承知している。それでも本史料を先に紹介したのは、令和五年現在、ロシア・ウクライナ間の戦争や、イスラエル・パレスチナ間の戦争など、世界中で戦争・紛争が継続していることを鑑みたためである。それら地域では日常生活が脅かされ、祭礼や民俗行事が中止に追い込まれていることは想像に難くない。それら戦争や紛争もいずれは終結し、祭礼や民俗行事も復興されることであろう。その際、ユネスコ無形文化遺産である祇園祭がかつての戦争で経験したこと、またどのように復興したのかを紹介することで、そこに一つのモデルを提供できると考えたためである。

祭礼や民俗行事は、時代や地域に関わらず日常生活の象徴であろう。本

史料は戦争という非常事態において、その象徴たる祇園祭と山鉾行事を、先人たちがいかに守り、伝えようとしたのかを知ることができる格好の史料である。

【引用・参考文献】

- 公益財団法人祇園祭山鉾連合会編 『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅲ』 公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二
- 公益財団法人祇園祭山鉾連合会編 『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅱ』 公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二
- 公益財団法人祇園祭山鉾連合会 『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査Ⅰ』 公益財団法人祇園祭山鉾連合会 二〇二二
- テーウェン・マーク 「『祇園会山鉾連合会記録』に見る戦時・占領期の祇園祭―変動期における都市祭礼の意義と価値を考える―」(『人文學報』一二五 二〇二〇)
- 佐藤弘隆、矢野桂司編 『船鉾 財団法人設立五十周年記念誌』(公益財団法人祇園祭船鉾保存会 二〇一八)
- 伊藤節子 「近代における祇園祭山鉾巡行の継続に関する考察―清々講社を中心に―」(『観光研究』二九 二〇一七)
- 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 『写真でたどる祇園祭山鉾情事の近代』 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編 二〇二一
- 京都市文化観光局文化課編 『祇園祭 戦後のあゆみ』 京都市文化観光局文化課 一九六七





『自昭和十六年六月七日至同二十三年七月廿二日  
祇園山鉾連合会記録 第四号』

〔凡例〕

- ・本史料は公益財団法人祇園祭山鉾連合会が所蔵する『自昭和十六年六月七日至同二十三年七月廿二日 祇園山鉾連合会記録 第四号』を全文翻刻したものである。『京都祇園祭の山鉾行事歴史資料調査 I』所収「祇園祭山鉾連合会所蔵文書目録〔暫定版〕」のB-3の史料である。
- ・翻刻文の改行は原史料に従った。
- ・原史料では月日は欄外にあるが、編集の都合上、該当箇所ポイントを落として太字で挿入した。
- ・翻刻文では旧字や異体字は当用漢字に直したが、一部固有名詞などは原史料の表記に従った。また合字は仮名に直したが、「ㄱ」のみ残した。
- ・誤字や文意が通じがたい箇所などに、翻刻文では脇に「ママ」と付した。
- ・原史料に抹消がある場合は、翻刻文の該当文字に二重取消線を付した。
- ・判読困難な文字は■で表した。
- ・史料の翻刻は村山弘太郎（京都外国語大学）が担当した。

〔表紙〕

〔自昭和十六年六月七日

至同二十三年七月廿二日

祇園山鉾連合会記録

第四号

連合会経費収支左ノ如シ

一金貳百八拾円也

山鉾廿八ヶ町会費一ヶ町十円ツ

一金貳百八拾円也

同上醸出金神社へ奉納為臨時金集金

一金參拾円也

清々講社寄贈金

一金五円也

山当番保昌山町壱名増会費

一金參拾円

功勞者徴収金貳十名分

合計金六百貳拾五円也

〔欄外〕「一円八十四銭

銀行通帳現

在高二付

二六六〇

清水立替

内金貳拾四円七拾六銭

前年不足金清水立替ノ分

金拾円也

連合総会神饌料

金拾円也

中村楼仲居中祝儀

金參円也

中村楼配膳二人下足番一人心付

金拾円也

二条俱樂部七人雇仲居心付

金貳拾貳円七拾五銭

全 手間代支払

金貳百五拾六円五拾七銭 中村楼支払金

内訳 一八八、〇〇 御膳四十七人分四円がへ 二七、四〇 酒サイダ1代

二、〇〇 配膳二人弁当代 四、〇〇 配膳二人手間代

一、七〇 折代 三三、四七 税金

金壹円也 来賓案内郵税廿人分

金四円四拾銭 鉾当番町立替酒二升代

金參百〇參円〇六銭 八坂神社奉納金

内訳朝鮮殖産銀行債券百円券參枚単価一〇〇、一〇替 計三〇〇、三〇

同舍利子二、五一 移転税〇、二五

金貳百五拾銭 記録帳壱冊新調代

金貳拾円也 祈願祭神饌料

金壹円也 市役所贈呈粽代

金九円四拾貳銭 市觀光課及清々講社贈呈扇子廿四本代

金貳円也 市役所小使心付山鬮取ノ際

金七円四拾貳銭 全鬮取順番印刷代七十枚平岡氏へ

金八拾四銭 全 鉾華代保昌山町へ返金ス

金參円六拾四銭 マツチ並型廿八包代

金貳円六拾銭 印刷代通信費当番町河添氏渡

収支差引六拾九円九十六銭 不足立替金同人急病死去為明細不明支出トス

六月七日

去ル五月三十日附出願ノ山伏山修繕費八百八拾五円六拾六銭支出

ノ件六月六日付京都市指令発教社第九三五号ヲ以テ許可セラル

十日

鉾当番町へ神酒購入法二閱シ去ル七日下午京区役所総動員課長

ヲ経テ稅務署へ交渉ノ結果ニ付各町出入ノ酒店へ交渉方通告  
依頼併テ手拭地染見本及形紙提出方依頼ス

十六日

八坂神社々務所へ出頭シ本田主典ニ手拭所要数明細并ニ函  
谷鉾町手拭見本并ニ形紙提出ス鉾当番ヨリ未ダ見本提出  
ナク請負者ヨリ直接当該町へ尋合方依頼ス

八坂神社ニ於テ予テ祇園会行事十六ミリ映画ニ撮影ノ計  
画アリ佐竹写真店主社務所へ出頭ニ付宮司殿及森口清々  
講社幹事等ト協議シ山鉾町行事ニ関シ調査報告方依

頼ヲ受ク尚餅米配給ニ関シ甲村主典ト談合ス二十日頃配給

ニ付神社職員并ニ山鉾連合会指定請負者鳴海餅店主  
同道配給受ケラル、様取計方依頼ス

十七日

鳴海餅主人奥村氏へ電話ニテ（昨日電話ニテ通告セルモ不在ノ為

更ニ念ノ為再度依頼ス）餅米配給ノ件并ニ各町必要期日尋

合シ指定日ニ鏡餅又ハ餅米ニテ配給取扱方依頼ス

永樂屋店員手拭ノ件ニ付来宅アリ至急取纏方依頼受ク

六月十九日

日本精神文化協會報道写真部員名種正明殿来訪ヲ受

ケ祇園会行事写真撮影希望ニ付配慮依頼アリ市役

所社会教育課觀光課ノ両課長及八坂神社中村禰宜殿

宛紹介ス

船鉾町祇園饅頭山田仁三郎殿ヨリ山鉾町鏡餅制作下命方

依頼越サル前年実績ニ因リ三ヶ町分依頼スルコト、ス

二十一日

鉾当番河添氏ヲ訪ヒ種々打合ス岩戸山町ヨリ手拭六十筋注文  
アリ形紙及見本提出セラル永樂屋へ此旨通告ス（電本九七一  
永樂屋）

二十三日

八坂神社中村禰宜殿ヨリ電話カ、リ本日餅米配給ニ付奥村氏ト神社  
職員同道午前十時配給受クル旨通告アリ白米ハ当初一ヶ町三升ツ、  
配給受クル筈ノ処神輿組ヨリ増量申込アリ種々接渉ノ結果六斗  
連合会へ配給受クルコト、決定之モ全時奥村氏受領セラレ分配スル  
コト、ス正午奥村氏来宅アリ之ガ配給ニ付協議打合ス

永樂屋係員手拭ニ関シ打合シニ来宅セラル

写真撮影ニ関シ放下鉾長刀鉾月鉾町各代表者宅ヲ

訪問シ諸行事様式尋合ス長刀鉾吉符入ハ七月五日午

後四時ノ由吉符入撮影ニ付便宜許容方谷野氏ニ依頼ス

二十五日

山鉾連合会總會之際提出方申置タル各町神事費本年度予

算（未提出長刀、月、太子、錦天神、鈴鹿、橋弁慶、黒主）書左記廿一

ヶ町提出ニ付整理シ本年度予算表作成ス（南北観音鶏  
舟ハ口頭提出）

函谷鉾 予算総額 壱千壱百六拾九円拾八錢

鶏鉾 〃 壱千貳百五拾円也

放下鉾 昨年決算 千貳百五円六拾五錢外ニ新調修繕費 一六七五、  
五九

岩戸山 〃 千拾參円五拾九錢（内收入九二〇、〇〇）

舟 鉾 本年予算 壱千円也（昨年決算一〇五三、六一）

北観音山 昨年決算 八百六拾五円八拾錢

南観音山 本年予算 八百六拾九円也

油天神山	〃	式百六拾貳円也
孟宗山	〃	四百七円八拾壹錢
郭巨山	〃	式百九拾五円也
伯牙山	〃	式百貳拾円也
白樂天山	〃	式百參拾九円七拾錢
芦刈山	〃	參百五拾五円八拾錢
木賊山	昨年決算	百八拾九円八拾八錢
保昌山	〃	式百四拾九円八拾貳錢
占出山	〃	四百貳拾六円〇八錢
山伏山	〃	式百八拾五円參拾壹錢
行者山	本年予算	五百貳拾円也
八幡山	昨年決算	式百九拾四円參拾四錢
淨妙山	〃	式百七拾七円拾五錢
鯉山	昨年決算	百四拾壹円六拾壹錢 (外ニ修繕七六、六五)
以上	鉾七ヶ町合計七千參百七拾參円貳拾貳錢一ヶ町平均一〇五三、三二	
山	十四ヶ町合計四千百六拾四円五拾錢一ヶ町平均二九七、四七	
右	ヲ参考資料トシ本年度物価并ニ人足騰貴ヲ加味シ左記予	
算書	ヲ作製シ行事奨励費交付願ニ添付ス書式前例通	
一金	壹万貳千六百參拾九円 鉾九基并ニ神童諸経費	
一金	六千七百八拾貳円也 山拾九基諸経費	
合計	金壹万九千四百貳拾壹円也 十六年度予算総額	

六月廿六日

行事奨励費交付願

祇園山鉾連合会

古キ歴史ト優美ヲ誇ル祇園会山鉾巡行ノ神事  
 八来ル七月一日行ハル吉符入行事ヲ始メトシテ恒例  
 ニヨリ事変下最モ嚴肅ニ執行セントス然レ共之ガ  
 執行ニ関シテハ冗費ヲ省キ費用ヲ節減スルト雖猶  
 多額ノ出費ヲ要シ候ニ付格別ノ思召ヲ以テ今昭  
 和十六年度ニ於テモ金貳千円也ノ行事奨励金  
 御下附願上度別紙予算書相添ヘ此段及御願候也  
 昭和十六年六月二十六日

祇園山鉾連合会々々長 八坂神社清々講社幹事  
 京都市下京区新町通仏光寺上ル 清水良亮印  
 京都市長加賀谷朝藏殿

祇園鉾及山維持修繕費度補助金御下附願  
 下附相成度此段及御願候也  
 昭和十六年六月二十六日

京都市下京区新町通仏光寺上ル  
 祇園山鉾連合会长 清水良亮印  
 京都市長 加賀谷朝藏殿

朝市役所へ出頭シ觀光課へ願書并ニ予算書提出ス七月上旬  
 還幸委員会開催決定ノ旨聞ク神事用油配給法ニ就テ課  
 長ニ聞ク中央市場府商工課府保安課ト電話ニテ照会セラレ  
 機械油ナレバ保安課田中氏管轄ノ旨判明不日出頭スベク幹  
 旋方課長ヨリ依頼セラルル次テ社会教育課へ前記願書提出  
 大本氏ト山順番鬪取ノ件ニ付打合セ正午退庁ス

下京区役所へ出頭シマツチ配給申請書ヲ提出ス七月五日購入  
票交付ヲ約サル野中総動員課長ト談合退庁ス

六月廿九日

午後中村禰宜殿ヲ八坂神社々務所ニ訪ヒ面談ス予テ依頼越サル  
祇園会行事映画撮影ニ関シ報告旁々懇談ス

三十日

八坂神社中村禰宜殿ヨリ電話ヲ以テ吉符入撮影ノ件一日船鉾  
町（午前九時）五日長刀鉾町（午後四時）撮影方依頼越サル

七月一日

午前九時ヨリノ船鉾町吉符入式ニ佐竹写真店ヨリ撮影出張セラル

五日

午後四時ヨリ長刀鉾吉符入式午後八時ヨリ船鉾二階囃子同様佐

竹写真器店ヨリ出張撮影ス

六日

八坂神社へ出頭シ明日祈願祭神饌料納付シ功勞者氏名表

提出感謝状交付方申請ス

七日

午前九時清々館集合白米希望町有無尋合ス鯉山保昌山二ヶ

町要求アリ神酒配給ノ件ハ予テ当番經由通告ノ通出入酒屋

ニテ交渉セラル、様念ニ報告放下鉾町（去ル四日村田氏ヨリ電話

ニテ申込其際回答シ置キシモ）清水氏へ同様回答旁々報告ス

雨天ノ為定刻ヨリ三十分遅レ九時半本殿ニ於テ祈願祭并ニ表

彰奉告祭執行ス宮司以下中村禰宜主典五名雇二名ニテ嚴

肅二行ハレ鉾総代清水良亮山総代平岡新太郎功勞者総代

鶏鉾町北村仁一郎玉串奉奠終テ左記功勞者二十名へ宮司  
ヨリ感謝状并ニ功勞章授与ス第十一回表彰氏名左ニ

長刀鉾町

谷野登造

鶏鉾町

河野輝道

川本忠次郎

渡邊捨藏

北村仁一郎

河添秀次郎

郭巨山町

小川芳之助

武田新太郎

木賊山町

山田寅吉

伊藤重太郎

〔挟込…未払金等計算書付…省略〕

油天神山町

辻 辰之助

岸田 弘

中路久三郎

西浦市太郎

案本俊三

原太三郎

藤野音次郎

藤澤松之助

清水弥三郎

吉田儀三郎

以上廿名 第一回以來累計百八十名

御神饌出席各町へ壺箱ツ、分配（欠席町へ贈ラズ）功勞者一

人ニ付費一円五拾錢ツ、徵集方当番へ依頼シ散会ス

午後下京区役所へ出頭シマツチ配給券並型十四包分受領ス

府保安課へ出頭シ同課技手田中政雄氏ニ面談シ車油配

給ニ付懇談ス組合及農政課へ電話ニテ交渉セラレ機械油

ヨリモ菜種油（従来使用ノモノ）ノ方適當ナラレ植物製油ハ農

政課ノ管轄ナリト自ラ同道紹介セラル同課主任ニ面接シ必要

理由ヲ述ベテ式斗配給方依頼ス現今品不足ニ付灯明用トシ

テハ蠟燭等ヲ以テ代用シ車用ノミ受理壺斗内諾セラル申



請書提出方申サレタレバ用紙ヲ貫ヒ受ケ左記様式ニテ直チニ之ヲ提出シ火急的取扱方要望十日車掛二間ニ合フ様配慮ヲ依頼シ三時退庁ス

菜種油配給申請書

一品種及数量 菜種油壺斗

一使用期間 七月十日ヨリ二十四日迄

一理由 古キ歴史ヲ有スル祇園会山鉾巡行ノ神事ニ

関スル鉾車運転上是非必要ニ付鉾九基

ニ対スル鉾車參拾六枚用トシテ配給受ケ度

右及申請候也

昭和十六年七月七日 京都市下京区新町通仏光寺上ル船鉾町

祇園山鉾連合会長 清水良亮印

京都府知事安藤狂四郎殿

右不在中市社会教育課ヨリ電話ヲ以テ山順番鬮取ノ件ハ

十二日午前九時ト決裁受ケタル旨通告アリ又太子山町ヨリ粽

作成ニ付尋合アリタル由

長刀鉾稚児社參用粽百把製作ノ為砂糖配給申請ノ証

明方申込アリ神社へ依頼今朝証明書ニ社印押捺ヲ受ク

七月八日

南観音山昨年観光課補助金受領ナキ由尋合ニ付電話

ヲ以テ同町中常氏へ昨年八月二十四日松居庄七氏へ交付シアリ取

調方回答ス

北観音山町奥村氏ヨリ白米六斗（九斗要求ノ処都合上三斗ハ

神輿昇へ分譲ス）配給分配方尋合アリ山町要求ハ白米、霰

天神、鯉、保昌以上四ヶ町ニ付之ニ三升ツ、鉾一ヶ町へ五升ツ、餅米九斗ハ山鉾廿八ヶ町及予テ申込ノ四条町（元船鉾町）并ニ姥柳町（元布袋山町）計三十ヶ町へ三升ツ、配給方依頼ス

本日月鉾清祓式執行ニ付写真班出張撮影ノ筈

市社会教育課ヨリ郵便ヲ以テ左記指令到着ス

発教社第一〇六六号

昭和十六年七月七日 京都市長 加賀谷朝蔵印

山鉾町連合会長清水良亮殿

八坂神社私祭山順番鬮取ニ関スル件

来ル七月十二日午前九時当庁貴賓室ニ於テ八坂神社私

祭山順番鬮取式執行可致候条立会人トシテ御出席

相成度此段御通知申上候也

七月九日

〔挟込…新聞切抜…省略〕

蟻螂山町小谷梅吉氏ヨリ餅米配給方要求アリ（神社へ申込マレシ

モ当方へ申込ベキ旨回答アリシ由）配給済ニテ残余ナク希望ニ

副ヒ難キ旨事情ヲ述ベ答ヘ置ク

マツチ購入シ鉾当番河添氏へ九ヶ町分九包配付方依頼ス

平岡山会長ト鬮取ニ関スル打合ヲナシ各山町へ通告方依頼ス

京都日々新聞社清水友造氏来訪ヲ受ク来ル十七日祇園

会版々町名掲載協賛費出金方依頼アリ拒絶シ山鉾町へ

ノ紹介モ拒絶セリ

京都府庁農政課へ出頭シ菜種<sup>（ママ）</sup>配給ノ件照会ス（今朝来

再三再四電話カケシモ通話出来ヌ為）決裁ヲ受ケタルヲ以テ

大宮松原上ル植物製油小売組合へ電話ニテ通告スル故同所  
ニテ配給受ケラレタシトノコトニ付即時右組合へ出向タルモ  
係員不在要領得ズ明日午後四時頃来所スル様トノコトニ  
テ配給ヲ得ラレズ十一日現品配給ヲ受ク

觀光課ヨリ電話カ、リ不在中ナリシ故帰宅早々電話ヲ以テ照会ス  
蘭領印度ヨリ引揚ゲ帰国ノ途ニアル独逸人独ソ開戦ノ為メニ  
シベリヤ經由帰国不能（米国經由地中海經由独英戦ノ為不能）

ニテ目下我国ニ於テ滞在中ノモノ来ル十四日入洛ニ付（約二百名）是  
等独人ニ祇園会參觀セシメ度場所尋合アリ沿道ニハ

適當ナル場所ナク本会ニ於テモ予テ特定ノ一地区ヲ求メ居ル  
モ之ヲ得ザル事情ニ付道路使用セラレテハ如何ト答へ置ク

（後十二日同課へ立寄りタル処藤井大丸三階使用ノ由ヲ聞ク）

夜神輿洗ニ供奉ス

七月十一日

神童社参午前十時写真撮影ノ筈ナリ

觀光課へ行事奨励金ノ件照会セシ処一昨日ノ委員会ニ於テ昨年  
通り可決ノ旨回答ヲ受ク

十二日

社会教育課へ函谷鉾及八幡山両町修繕完了届提出ス

午前九時山順番圖取式参集ニ付開式ニ先立テ式場參觀

山町代表者二明日清々講社補助金交付ノ件沿革明年へ  
持越シ資源愛護ノ国策ニ副ヒ度当番へ帰途返戻ヲ求ム

八坂神社写真班并ニ報道写真部員撮影ノ件報告依頼ス

巡行当日松原烏丸ニテ解散ソレ迄行列ニ随フコトマツチ当番町

ヨリ一包ツ、配給ノ件人足ノ足元ハ予テ申合ハ（白足袋草鞋ハ物  
資難ニ付）一時撤廢シ任意トスルコト事變緊迫ノ情勢一層  
強度ニ及ブ故最モ嚴肅ヲ旨トシ供奉ハ二列縦隊ニ考慮セラ  
ル、様希望ノ上定刻式場へ参着ス

山崎助役列席（市長病氣ノ為）教育部長大石右一氏社会教  
育課長原政三氏立会人八坂神社宮司下京区长後藤末久  
氏清々講社幹事森口松之助篠部松次郎野橋作兵衛

遊津喜太郎各氏鉾町總代清水良亮山会长平岡新太郎  
以上列席主事牧川久吉司会ニテ宮城遙拝課長開会ヲ宣

シ清水平岡立会人關点檢昨年山順番ニ依リ關取シ左ノ  
如ク決定テ次テ順番札ノ交付アリ山崎助役及宮司ノ挨拶アリ

課長ノ閉会ノ辞ヲ以テ滞ナク終了ス写真撮影完了ス

十七日ノ分 長刀 芦刈 木賊 霰天神 函 伯牙 孟宗 占出 鷄 白

樂天 油天神 保昌 月 山伏 郭巨 太子 放下 岩戸 船

廿四日ノ分 北觀音 橋弁慶 鈴鹿 八幡 役行者 鯉 黒主 淨妙

南觀音以上終テ社会教育課へ挨拶二行キ部長課長予テ  
巡行当日鉾ニ乗リタキ希望ノ由聞キタルヲ以テ当日八時四十分

迄二月鉾町中田氏方へ来車セラル、様約束ス万一公務差支

ノ時ハ中田氏へ電話ニテ中止スベキ旨通告方依頼ス

維持修繕費補助金指令其他書類廿八通交付受ケ持帰ル

指令書及附属文書左ノ如シ  
京都市指令發教社第一〇八八号

船鉾町代表者 清水良亮

昭和十六年六月二十六日附ヲ以テ願出ニ係ル昭和十六年度補助

金下附ノ件承認シ左記条件ヲ附シ金八拾九円也ヲ交付ス

昭和十六年七月十一日

京都市長 加賀谷朝蔵印

条件

一、補助金ハ総テ其ノ町ノ管理スル銚ノ修繕費ニ充ツル外之ヲ  
他ニ流用スルコトヲ得ズ

一、補助金交付ノ指令ヲ受ケタルトキハ其ノ保管方法ヲ定メ予メ  
市長ノ承認ヲ受クベシ

一、補助金ヨリ生ズル利子ハ之ヲ元本ニ繰入蓄積スベシ

一、補助金ヲ支出セントスルトキハ其ノ使途ニ関スル明細書ヲ予メ  
市長ニ提出シ其ノ承認ヲ受クベシ

一、銚ノ修繕ヲ了シタルトキハ遲滞ナク市長ニ届出テ検査ヲ受クベシ

一、補助金ノ収支ハ総テ帳簿ニ明記シ其ノ年十二月末日現在ヲ翌  
年一月十日迄ニ報告スベシ

一、市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ本市事務監査規程ヲ準用  
シ事務監査ヲ行フコトアルベシ

一、補助金ノ交付ヲ受ケタルモノニシテ本条件ニ違背シタルトキハ其ノ  
一部又ハ全部ノ返還ヲ命ズルコトアルベシ

一、銚町代表者ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ前任者若クハ其ノ家  
族ハ後任者ト連署ノ上市長ニ届出ヅベシ

発教社乙第二二六号

昭和十六年七月十一日 京都市社会教育課長 原政三印

船銚町代表者清水良亮殿

昭和十六年度銚維持修繕費補助金交付相成候ニ就テハ

別紙請書ニ署名捺印ノ上至急御提出相成度此段依命通  
牒候也

請書

昭和十六年七月十一日附京都市指令発教社第一〇八八号ヲ以テ銚  
維持修繕費補助金トシテ金八拾九円也ヲ御交付相成候ニ  
就テハ御指令ニ依ル条件ヲ確守可致本書及提出候也

昭和十六年七月十一日 船銚町代表者 清水良亮印  
京都市長 加賀谷朝蔵殿

観光課長ニ面接シ更ニ土木課ニ立寄り松原通東洞院東入  
及西入路面破損ニ付至急修理方依頼ス十七日当日迄ニ完  
成方引受ケラル次第テ當繕課へ出頭松原通高倉東入北側ノ

防火改修工事ニ付丸太出張リ銚巡行ニ支障アリ当日迄ニ撤  
去方依頼ス係人不在ニ付伝達シ処理スル様承認ヲ受ケ更ニ

下水課ニ至リ三条東洞院及二条東洞院（銚巡行ニ関係ナク渡  
御ニ関係アリ）工事促進方依頼ス三条ノ方ハ既ニ完了ニ付支障

ナシニ条通ノ方ハ当日迄ニ完了支障ナキ様処理スト約サル  
京都府農政課ヨリ左記指令受領ス

六農政第三三三三三号

昭和十六年七月十二日 京都府經濟部長印

祇園山銚連合会長殿

菜種油配給ニ関スル件

曩ニ申請ノ標記ノ件左記ノ通配給可致候条京都植物油  
小売商業組合ト協議ノ上現品ノ配給ヲ受ケラレ度  
右通知候也

記

一、菜種油 一斗入一缶

七月十三日

清々講社補助金本日交付セラル山町ハ各町毎ニ受領銚町ハ

当番町鶏銚町三谷栄治郎氏代表受領セラレ之ヲ各町ニ

配布セラル同時ニ銚町ヘ一升ツ、菜種油配給ニ付容器持

参清水宅ヘ十四日午前中ニ要求セラル、様通達併テ補助金

指令配布シ請書指令写請求書領収書届書(補

助金管理法届)以上五通廿日迄ニ署名捺印提出方依頼ス

山当番保昌山森治三郎氏来訪ヲ受ケ山十二ヶ町分指令及ビ

関係書類配布方依頼ス

京都市電気局運輸部電車課書記福田徳三氏来訪ヲ受ケ

(昨日不在中来訪アリ本日重ネテ来訪) 巡行当日電線切断ニ付

可及的切断時間ヲ短縮シ市民ノ便ヲ考慮シタク協議ニ見ユ

十五日午前中関係係員三四名出張来訪協議方依頼アリ

之ヲ諒承ス鶏銚町河添氏月銚町中田氏ヲ訪ヒ銚曳出

時間ヲ尋合ス両町共八時三十分卜答ヘラル尚同時ニ中田氏ニ対シ

大石教育部長原社会教育課長巡行当日月銚ニ乗車方

希望ニ付配慮方依頼ス

七月十四日

銚町ヘ菜種油一升ツ、配給ス油屋ニテ一升枡漏斗ヲ借受ケ

一升一円五拾銭ツ、ノ割(小売<sup>㊦</sup>)ニテ分譲ス

十五日

北観音山町ノミ配給受ケラレズ十五日朝同町奥村氏ヘ電話ニテ通

告至急受取方督促ス後刻渡シ全部完了ス

市社会教育課ヨリ当日鬮渡式参列ノ区长装束ニ付尋合アリ

八坂神社ニ備付アリ八時半迄ニ神社ヘ来車セラル、様依頼ス

市電気局電車線係技師武石萬一氏同運輸部運転係主事

野村他喜男氏来宅アリ巡行当日電車線切断ニ付打合ス四条通

室町及新町ハ八時三十分烏丸ハ九時切断セラル、様依頼ス

松原通ハ正午切断例年之通り諒解シテ帰ラル

山当番行者山町富田氏ヨリ電話ニテ指令其他ノ書類ニ付照

会アリ応答ス

[挟込…新聞切抜…省略]

[挟込…新聞切抜…省略]

十六日

長刀銚町谷野氏ヘ電話カケ昨日電気局ト打合ノ件通告ス

鶏銚町河添氏ヲ訪ヒ松原通道路修繕完成セシヤ否ヤ

巡行ニ支障ナキヤ(松原通高倉東入防火改修工事場共)

検分方依頼ス

十七日

曇後晴近来稀有ノ冷氣ナリ大石教育部長原社会教育課長

八時三十分月銚町ヘ来車アリ中田氏ニ依頼巡行ニ乗銚セラル

定刻ヨリ稍遅<sup>マ</sup>クレ九時四十分長刀銚曳出シ以下順次列ヲ整ヘ順

路三時半頃帰町(船銚ハ三時帰町)夜神輿渡御ニ本会ヲ代

表シ供奉ス八坂神社宮司禰宜清々講社幹事ヘ本会ヨリ船銚

町揃扇一握ツ、呈上ス 松原通道路完成セリ

廿一日

観光課宮本宗十氏ヨリ扇子贈呈ノ件依頼越サル一兩日猶予ヲ求ム

廿二日

山当番森氏（保昌山）へ指令写八ヶ町分不揃ニ付至急提出方督促ス

廿六日

朝市役所へ左記書類二十八通ツ、提出ス 請書 請求書

指令写 届書（補助金保管法鶏三菱特当南観音住友特当

浄妙北観音船岩戸以上四ヶ町三井定期他ノ廿二ヶ町ハ三井特別当座）

課長主事大本氏及主任ニ函谷鉦町ヨリ到来ノ扇子贈呈ス

去ル十七日大石部長原課長月鉦ニ乗り寺町松原迄巡行セラ

レ終生ノ思出ナリト感謝セラル更ニ観光課へ出頭宮本宗十

氏ニ扇子贈呈ス（岩戸山及船鉦扇取交ゼ十五本）各山鉦染織

品ノ展観催シタキ産業部長ノ希望ノ由ヲ聞ク市主催ナレバ

協力ヲナスベキ旨答へ置ク

廿四日

山通行定刻ヨリ稍遅レ拾時鬮渡所ヲ先頭通過約三十分ニテ

巡行終了中京区中山氏奉仕セラル長刀鉦町稚児参観

ニ見ユ安藤狂四郎府知事鬮渡所向側ニ階ニテ参観セラル

午後〇時半頃巡行ヲ完了帰町ス午後六時還幸祭ニ供

奉シ祭典ヲ終ヘ十一時三十分帰宅ス快晴ナレトモ暑氣却ニ加フ

此項脱落后追記ス

八月五日

岩戸山町代表者廣瀬氏来訪ヲ受ケ同町見送新調ニ

付綴織新調許可申請方依頼ヲ受ク

京都市観光課ヨリ左記指令并ニ附属書ノ送達ヲ受ク

京都市指令収産観第五六号

京都市下京区新町通仏光寺上ル清水良亮方

祇園山鉦連合会

昭和十六年六月二十六日付願出ノ行事奨励費交付ノ件

左記条件ヲ附シ金弍千円也交付ス

昭和十六年八月四日

京都市長 加賀谷朝蔵印

記

一、行事終了後一ヶ月以内ニ収支明細書ヲ添へ行事ノ終了届  
ヲ提出スベシ

一、予定ノ行事ヲ施行セズ又ハ届出ヲ為サザル時ハ奨励金ヲ  
取消シ又ハ減額スルコトアルベシ

一、市長必要ト認ムル時ハ京都市事務監査規程ヲ準用シ  
テ事業ノ監査ヲ為スコトアルベシ

発産観乙第五八号

昭和十六年八月四日 京都市産業部観光課長

大島 武夫印

祇園山鉦連合会御中

昭和十六年度行事奨励費交付ノ指令発行相成候ニ就テハ  
別紙請書ニ書名捺印ノ上至急御提出相成度

右通牒候也

追而行事終了ノ上ハ同封様式ニ依ル行事終了届（使途

明細書添付）并ニ請求書ニ書名捺印ノ上御提出相成度



申添候

八月六日

觀光課へ出頭シ左記書類提出ス 合計六通

請書

昭和十六年八月四日京都市指令収産観第五六号ヲ以テ行事  
奨励費金貳千円也御交付ノ指令相受候ニ就テハ指令ニ依ル  
条件確守可致茲二本書及提出候也

昭和十六年八月六日

京都市下京区新町通仏光寺上ル清水良亮方

祇園山鉾連合会印

京都市長加賀谷朝蔵殿

昭和十六年八月六日

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山鉾連合会長 清水良亮印

京都市長加賀谷朝蔵殿

行事終了届

昭和十六年八月四日付京都市指令収産観第五六号ヲ以テ行事  
奨励費御交付相成候当祇園会山鉾行事終了致候  
間別紙収支決算書相添へ此段及御届候也

収支決算書

収入之部

一金 貳千円也

行事奨励費

一金 七千貳百參拾五円也

清々講社補助金

一金 九千八百四拾円五拾七銭

山鉾町負担金

収入合計金壹万九千七拾五円五拾七銭也

支出之部

一金 壹万貳千五百七拾五円八拾五銭 鉾九基神事諸費及神童費

一金 六千四百九拾九円七拾貳銭 山拾九基神事諸費

支出合計金壹万九千七拾五円五拾七銭也

右之通り二候也

昭和十六年八月六日 祇園山鉾連合会長 清水良亮印

京都市長 加賀谷朝蔵殿

一、使途明細書 書式前年通

一、請求兼領収書 同 会長印押捺

一、指令写 八月四日付指令書写

社会教育課へ左記函谷鉾修繕届提出ス 高家伊助見積添

三〇、〇〇鉾雨具四枚 三、五〇同胴卷壹枚 計三三、五〇

市役所會計課へ出頭シ修繕費補助金千參百五拾貳円也受

領シ帰途鉾当番及平岡山会長へ交付シ配付方依頼ス

八月十五日

觀光課行事奨励金貳千也交付ノ通知アリ午後市役所へ

出頭シ金貳千円也受領帰途鉾当番鶏鉾町会長三谷栄治

郎氏へ八ヶ町分（船鉾町ハ直接會計塚本氏へ交付セシ故除ク）千四百

四拾円山会長平岡新太郎氏へ山十九ヶ町分三百八十円也交付シ

各町へ配付方依頼ス

市社会教育課ヨリ補助金保管法承認左ノ指令到達ス

京都市指令発市教社第一一八〇号

船鉾町代表者 清水良亮

昭和十六年七月二十六日附ヲ以テ届出ニ係ル補助金保管  
蓄積ノ件承認ス

昭和十六年八月十一日 京都市長 加賀谷朝蔵印

右指令ハ前記補助金交付ト同時ニ配付方銚当番并ニ山会  
長へ依頼ス

八月十七日

八坂神社へ出頭シ左記申請書提出配慮ヲ求ム

従来使用セシ岩戸山見送破損ノ為今回新調致度候ニ付

綴織制作并ニ金糸使用併テ許可相成候様格別ノ御配

慮蒙リ度此段及御願候也

一岩戸山見送寸法（仕立上寸法）

縦 曲尺壹丈 幅 曲尺六尺三寸

以上

昭和十六年八月十五日 祇園山銚連合会長 清水良亮印

官幣大社八坂神社宮司高原美忠殿

因ニ同町制作見込ハ測ハ緋羅紗トシ中身（幅四尺五寸縦六尺三寸）

綴織トスル旨申越ノ処申請書ハ前期通提出シ置ク

右高原宮司殿ニ面接シ依頼ス中村信比古禰宜殿十余年在勤

セラレシ処一昨十五日附依頼退職発令郷里ニ帰ラル、由ヲ聞ク

後任ハ上賀茂神社禰宜赴任ノ由中村氏ハ来社ナク面接セザリ

シモ多年神社ニ奉職セラレ本会ノ為ニモ多大ノ尽力セラレシ同

氏ノ退職ハ惜別之情ニ堪ヘズ

八月十九日

前八坂神社禰宜中村氏挨拶ノ為来宅退職事由ヲ聞ク同氏ノ

言ニ依レバ学園ニ因ル勢力暗闘ノ為ニ退職強要サレタル様子  
ニシテ同氏ハ府社寺課長ノ失落ニ付不満ノ意ヲ有セラル  
廿三日

鶏銚町代表者河添秀治郎氏去ル八日発病入院中ノ処一昨

日午後四時死去本日午前九時同町会議所ニ於テ町葬執

行セラル同刻参列焼香ス多年同町ノ為尽瘁セラレ本会創

設以來終始一貫同町代表者トシテ銚当番三回（大正十二、昭和七

及本年）勤メラレ本年ノ要務モ同氏ノ力ニ俟ツ所多大ナリ同君ノ

急逝ヲ惜シミ弔意ヲ表ス

廿八日

前八坂神社禰宜中村信比古氏退職ニ付本日午後五時ヨリ両替町

二条下ル久兵衛ニ於テ清々講社幹事送別会開催ニ付本会

ヲ代表シ列席ス

三十日

山町会長平岡氏ト協議シ中村前禰宜殿ニ記念品贈呈ス記念

品ハ平岡氏ノ斡旋ニヨリ白羽二重壱疋桐箱ニ入レ目錄ヲ添フ

「官幣大社八坂神社禰宜御在職中多年ノ御功績ヲ感謝

シ為記念贈呈候也」ト附記本会ヲ代表シ平岡氏ト同道中村

家ヲ訪ヒ之ヲ呈ス同午後五時ヨリ西石垣ちもと席ニ於テ

中村氏ヲ招キ岩戸山町廣瀬喜三郎氏主唱ニ依リ袂別宴ヲ

開キ同氏多年ノ勞ヲ回顧シ謝意ヲ表ス

八月卅一日

午前八時四十分発特別急行列車ニテ中村信比古氏帰郷ニ付

本会ヲ代表シ平岡氏ト共ニ駅頭ニ見送ル

一金 六拾九円六銭 前期不足金清水立替

一金 四拾八円也 中村禰宜退職記念品代

一金 五拾銭 同 桐箱代

一金 九拾貳銭 同 目録包装代大島弘

計金百拾九円參拾八銭不足金二付一ヶ町五円ツ、徴集百四十円入

差引貳拾円六拾貳銭 次年度へ繰越

九月一日

銚当番鷄銚町内会長三谷栄治郎氏ノ来訪ヲ受ク当番事

務終了次年度当番へ引継ノ処河添氏急逝ノ為記録其他

不詳ノ旨申越二付当方記録参照関係書類廻付ス

九日

先般山会長經由提出相成候浄妙山町朱傘修繕費金貳

拾八円五拾銭也ハ山附属品ニハ相違ナキモ前例ニ徴シ補助金

支出スベキモノト認メ難キ為此旨同町代表者木村豊七殿へ郵

便ヲ以テ此旨通告ス

十月廿五日

山銚各町ヨリ追徴金一ヶ町五円ツ、徴集シ平岡氏立替四拾九円

四拾貳銭及清水立替六拾九円六銭返金残余保管ス

昭和十七年

一月三日

前年度補助金収支明細書廿八通作製シ銚当番及山会長

經由九日迄ニ提出方依頼ス

一月十一日

銚当番訪ヒ同町（函谷銚町）報告違算ニ付訂正方依頼ス

放下銚町川北氏宛文章ヲ以テ同町補助金去ル十四年度ヨリ利子

報告ナキ故別途預金トシテ積レ畜方通告ス翌十二日川北氏

来訪ヲ受ケ大阪貯蓄へ別途預金トシテ保管蓄積スル旨届

出アリ諒承ス

廿六日

補助金収支報告書未提ノ先督促シ整備ノ上本日午後早

々市役所文化課（社会教育課ト觀光課ト併合）へ出頭提出ス

西村課長ニ面談補助金ニ関シ説明懇談ス

鯉山町修繕費支出記入アリシモ未届ニ付電話ニテ家寿

多氏へ照会シ届書支出額ハ抹消シ届書提出方依頼ス

一月九日付ヲ以テ鷄銚町代表者交迭届本日市役所へ提出

ス前代表者河添秀治郎氏死去ニ付後任三谷栄治郎氏就

任ニ付前代表者相続人河添秀一ト新代表者連署ス

昨十六年度補助金総額収支左ノ如シ

前年度繰越額 壹万九千〇七拾六円八拾九銭

本年度補助金 壹千參百五拾貳円也

同 受入利息金 參百七拾円六拾參銭 營山銚利息ナシ

内修繕支出額壹千壹百七拾四円拾六銭

差引現在高金壹万九千六百貳拾五円參拾六銭

但シ昨年ヨリ五百四拾八円四拾七銭増加ス

旧冬十二月二十六日付市吏員異動発表左ノ如シ関係者拾

録、上部職名新任職名ナリ 社会教育課 觀光課 合動シ文化課ト改称

教育部文化課長 前伏見区長 西村光次氏

保健部体鍊課長 主事 名倉周雄氏

秘書課勤務

前観光課長

大島武夫氏

総務部総動員課へ

前観光課吏員

宮本宗十氏

經濟部配給課へ

祐森隆作氏

土木局区画整理課へ

前社会教育課主事

牧川久吉氏

東山区長

前社会教育課長

原 政三氏

教育部文化課へ

前観光案内所長

伊藤益次郎氏

〔欄外〕

〔昨冬十二月

八日米英

両国ニ対シ

宣戦大詔

ヲ下サレ大東

亜戦争勃

発爾来皇

軍将兵ノ赫

々タル武勲

ニヨリ南太

平洋東、北

太平洋共制

海制空権

確保セラレ

東亜ニ於ケル

敵拠点ハ

概ネ皇軍

占領スル所

トナリタリ」

三月二日

函谷鉾町野村氏来訪アリ同鉾屋根修繕ニ付漆配給申

請ニ関シ依頼アリ八坂神社禰宜殿宛紹介状ヲ交付神社ノ

証明ヲ受ケラル、様指示ス

十一日

右同町野村幸三氏ト八坂神社々務所ニテ面談漆配給申請

書ニ山鉾連合会長トシテ署名捺印ス

四月上旬右申請ノ配給相成即刻着工ノ旨挨拶旁通知

ニ接ス

四月八日

市文化課伊藤益治郎氏<sup>(ママ)</sup>ヨリ電話カ、リ日仏協会ヲ通ジテ

アンリ―駐日仏国大使ゴブラン織山鉾裝飾品拝見シタキ

旨依頼越ニ付斡旋方依頼セルニ依テ直ニ鶏鉾町へ交

渉一応謝絶アリタルモ(前例持出シタルコトナキ故ヲ以テ)事情

考慮ヲ求メ諒承ヲ受ク更ニ函谷鉾町へ交渉受諾ヲ

得次テ鯉山町へ交渉ス後刻受諾ノ旨回答アリ錦天神山

町へ交渉シ一方市文化課ト展観場ニ付協議ス

九日

市文化課ヨリ大丸貴賓室借用承諾ヲ得タル旨通告

アリ午前十時市文化課伊藤氏ノ来訪ヲ受ケ委細打合

セ明十日午前十時大丸へ搬入シ午後仏国大使ノ展観

ニ供スルコト、シ此旨鶏函谷鯉三ヶ町へ通告錦天神

山町へ再交渉不在ニ付後刻返事スル旨約束(夕方方謝絶ノ返答アリ)白樂天山町へ交渉即時受諾ヲ得タリ  
大丸へノ搬入ニ関スル車ノ交渉ヲナシ夕方帰宅ス他ニ油天神芦刈山へモ交渉ノ意思ヲ有シタルモ時間ノ余裕ナク交渉ヲ見合シタリ

十日

午前十時市文化課伊藤益次郎氏来宅(予メ電話ニテ時間ヲ打合ス)同道シテ鷄函谷白樂天鯉山ノ四ヶ町ヲ歴訪出品物ヲ借受ケ大丸五階貴賓室へ搬入時二十二時中食シ午後一時三十分アンリー駐日仏国大使夫妻日仏文化協会主事宮本正清氏ノ案内ニテ来館各「ゴブラン」ヲ詳細ニ觀賞アリ函谷鷄白樂天ノモノハ十六世紀初メ頃ノ作品鯉山ノモノハ約三四十年後代ノモノト話サル宮本氏ノ紹介ニ依リ大使ト握手ヲ交シ貴重品ヲ特ニ出展觀賞ノ機会ヲ与ヘラレシ厚意ヲ謝ス各位へヨロシク伝へ呉<sup>マコ</sup>レル様トノ挨拶アリ二時半頃帰還セラル終  
テ市文化課主事間島正好氏大丸常務取締役東條久壽馬氏同宣伝部井上甚之助氏京都新聞記者島村隆雄氏等ト談合三時出品物ヲ取纏メ伊藤氏ト同道シテ各町へ返還ス本日鷄鉾町ヨリ河野安藤両店ヨリ一名ツ、手伝ニ来ラレ其手数ト厚意ヲ深謝ス伊藤氏ニ市文化課名義ニテ四ヶ町代表者へ挨拶状發送セラレタキ旨依頼シ置キタリ翌二日市文化課伊藤氏挨拶ニ見エ三四日後日仏文化協会主事宮本氏挨拶ニ見エタリ

十九日

市文化課ヨリ発教乙第八六号ヲ以テ(四月十八日付)本年度ニ於テモ例年通実施相成予定ナリヤ否ヤ紹介アリ実施予定ノ節八行事奨励費下附願(予算及前回実施決算添付)提出方通告アリ

五月八日

京都写真報国協会名種正明氏ヨリ本年度巡行実施ノ場合重ネテ援助方懇請アリ本年ヲ以テ完成ノ予定ノ由

十三日

市役所文化課へ出頭シ去ル四月十九日照会ニ対シ左ノ願書及本年度予算并ニ昨年度決算書ヲ提出ス

〔欄外〕

「去ル四月十八日

建国以来始

メテ空襲

警報発令

セラレ東京

名古屋神戸

大阪ハ敵機

飛来セリ

爾後再三

警報発令

アリ神事

執行ノ可否

決定至難



ノ為約一ヶ月

文化課へノ

回答ヲ保留セリ

行事奨励費交付願

祇園山鉾連合会

祇園会山鉾巡行ノ神事ハ大東亞戦時中ナルモ皇軍ノ武運長久ト悪疫消除祈願ノタメ恒例ノ通り最モ

厳肅ニ執行可致予定ニ有之諸事冗費ヲ節シ新

調ヲ見合セ専念国策ニ随順致スベク候モ猶多額

ノ経費ヲ要シ候ニ付今昭和十七年度ニ於テモ金貳千

円也ノ行事奨励金御下附相成度別紙予算書相添へ

此段及御願候也

昭和十七年五月十三日

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山鉾連合会々々長 清水良亮印

京都市長 加賀谷朝藏殿

祇園山鉾巡行神事昭和十七年度予算并ニ

前年度決算書

収入之部

費目 本年度予算額 前年度決算額

行事奨励費 二〇〇〇円〇〇 二〇〇〇円〇〇

清々講社補助 七二三五円〇〇 七二三五円〇〇

山鉾町抛出金 一〇七六五円〇〇 九八四〇円五七

収入合計金 二〇〇〇〇円〇〇 一九〇七五円五七

支出之部

鉾九基諸費 一三三〇〇円〇〇 一二五七五円八五

山十九基諸費 六八〇〇円〇〇 六四九九円七二

合計金額 二〇〇〇〇円〇〇 一九〇七五円五七

右之通ニ候也

昭和十七年五月十三日 祇園山鉾連合会长 清水良亮印

五月廿七日

八坂神社ヨリ神事用餅米配給ノ儀廿八日午前九時三条千本

西入配給所ニ於テ配給スル旨昨二十六日不在中電話ヲ以テ通知

アリ本日電話ヲ以テ神社へ照会セシ処禰宜殿不在ニ付詳

細ノ儀不明ナルモ餅米六斗五升白米四斗八升配給金額六拾

円ナル旨宮司殿ヨリ報告アリ右各町へ鏡餅トシテ配給方船鉾

町山田仁三郎へ交渉シ一任ス

廿八日

八坂神社ト電話ニテ打合セ午前九時三条千本西入京都府臨時

米穀配給所ニ至リ瀬戸口禰宜ト面接餅米八斗配給ヲ受ケ

内一斗五升ヲ神輿三基分ニ配当シ六斗五升ヲ山田仁三郎へ

交付神事迄保管各町へ鏡餅トシテ配給方委任ス

市文化課宛本年度補助金（維持修繕費）下附願ヲ郵

送ス書式昨年度通り昨日及数日以前ノ両度願書

提出方電話ニテ督促受ク例年トハ早キモ文化課ニ改組

後初メテニ付早急提出ヲ促サレシモノナリ

写真報国協会名種正明氏ヨリ再度書状到着七月上旬大

丸ニテ写真展開催ニ付文献其他関係参考品借用ニ付援

助方并ニ案内状發送先教示方依頼アリ

五月卅日

午後一時安井町内会連合会米穀配給所ニ至リ白米四斗八升  
配給ヲ受ケ先日ノ糯米代三四、二三及白米代二〇、<sup>三</sup>四〇八坂神社へ  
納付決算ス

六月五日

山町会長銚当番函谷銚町吉田氏八坂神社等関係者ト交

渉シ山銚連合總會并ニ創立二十年記念式ヲ来ル十七日午後

三時八坂神社清々館ニテ開催スルコト、シ山銚町へ案内方

平岡山会長吉田銚当番へ依頼ス

京都府清酒配給所へ總會用酒壺斗式升配給方一、日時

二、場所清々館 三、目的 祇園会ニ関スル協議并ニ山銚連合

總會二十周年記念式 四、来会者 市役所関係者 八坂神社職

員 清々講社役員 山銚連合会役員 山銚町内会代表者以上

合計六十五名トシテ申請書提出ス

十日

右ニ対シ京都府酒類販売株式会社ヨリ七升配給(単価二、三五

計一六、四五 石崎京都支店ニテ購入)ノ旨通知受ク

十二日

市教育部長大石右一殿文化課長西村光次殿同主事間島

正好殿同係員大本岩七氏伊藤益次郎氏外課員一同

八坂神社高原宮司瀬戸口禰宜成瀬甲村本田伊藤各

主典清々講社幹事森口木村塚本遊津岡尾大橋六氏

へ總會案内状發送ス返信料ハカキ同封シテ

十三日

八坂神社々務所へ出向本田主典ト面接シ十七日總會

ニ関シ打合セ準備万端依頼ス

十五日

京都府農政課へ出頭左記申請書ヲ提出ス

菜種油配給申請書

一、品種及数量 菜種油壺斗

一、使用期間 七月十日ヨリ二十四日迄

一、事由 祇園会山銚巡行ノ神事ニ関シ銚車

運轉ヲ滑力ナラシムル為絶対必要ニ付

銚九基ニ対スル銚車參拾六枚用トシテ

配給相受度

右及申請候也

昭和十七年六月十五日

祇園山銚連合会々々長

住所 清水良亮印

京都府知事安藤狂四郎殿

同日警防課へ立寄り戦時下山銚建設ノ可否并ニ準備

管制中ノ宵山提灯上ケ点灯ノ可否ヲ問フ係長不在ニ付

確答シ得サル故係長ト協議ノ上五条警察へ回報スル旨約諾

受ク

六月十七日

伯牙山町左記修繕届市役所へ提出ス 本日付ヲ以テ六月二十一日  
郵送ス大本氏宛

一金壺百円前胴卷壺枚修繕并ニ色彩調整 同町八木市次郎  
見積添付

五条署へ出頭シ中村交通部長ニ面接警察本部ヨリ回報有無

(一昨日交渉ニ対スル) 尋合ス何等ノ通告ナキ由ニ付本部警防課へ

電話ニテ交渉ノ結果祭礼灯ハ点火禁止ニ付絶対必要ノ裸電

灯十二灯ハ許可サレルモ難計目下課長旅行不在中今夜帰京

ニ付協議ノ上明十八日回答スル旨申サル神事執行ニ関シテハ差

支ナシト回答アリ中村部長ト懇談最悪時ニモ対処スル対

策ヲ協議決定ノ上ハ報告スル旨約シ退署ス

午後三時清々館集合定刻ニ至ルモ集合人員不足ニ付三

時半参会者二十名ニ及ビ開会国民儀礼ノ後左記懇談

一、補助金交付額修繕費市補助及清々講補助前年

通り行事奨励費ハ未確定ナルモ昨年ト大差ナキ見込

二、昨年末市補助金収支報告(一月二十六日記ノ通)

三、昨年度山鉾連合会経費収支報告(別記ノ通)

四、事務報告ス八坂神社へ永代神饌料奉納ノ件

2 八坂神社中村禰宜退職ニ付記念品贈呈ノ件

3 八坂神社主催祇園会行事撮影ノ件 十六ミリ

4 四月十日仏国大使アリシー氏夫妻ノ懇望ニ依リ

ゴブラン織観賞セシメタル件

5 過去一ケ年間府庁へ参会五条署へ二回市役所へ

十二回区役所へ五回八坂神社へ十四回文章電話

応答七六 面談<sup>(マ)</sup>広接八九回

五、本年神事ニ関スル協議事項

1、厳肅ニ執行新調見合セ諸事節約飲食ハ止ム  
ヲ得サルモノノミ給与スルコト

2、祭礼用灯火点灯禁止ニ付特例申請中

3、鉾建期間短縮ノ件 前記提灯二点灯不能ニ付

宵山期間短縮ヲ協議シ十三日鉾建十四日車掛執行

スルコト、申合ス(後祇園祭ハ廿日鉾建廿一日車掛)

○放下鉾町村田氏ヨリ人足手間不足ト町員人出不足ニ付 (整備  
銃合ニ依ル)

例年通神事執行不能ナルモ各町共鉾建スルカ否ヤト

質問アリ各町共例年通執行スル前程ノ下ニ協議セル

コトニ付此突飛ナル質問ニ対シ各町共山鉾建設スル旨

答ヘタリ 月鉾町代表者ヨリ鉾建期間短縮ニ関シ

前例故実等ニ支障ナキヤ否ヤト質問アリ前例ハア

リタルモ今回ノ大東亜戦争ハ前例ナキ事例ニ付之二

対応スル為ニハ不得止コトニシテ此短縮ノ件ハ本年度

ニ限ルモノ或ハ大戦争期間中ト雖モ諸状況ノ緩和

セラル、場合ハ復旧スル考ニ付非常時対策ノ特例ナ

ル旨ヲ答フ尚神事執行ニ関シテハ神国日本トシテ皇

軍ノ戦捷ハ御神威ニ依ル処甚大ニ付平素ヨリ寧口

一層神事ヲ厳肅ニ盛大ニ執行致度大戦下ニ於テ

モ恒例之通神事執行スルコトハ戦捷帝国ノ余裕ヲ

示シ一方郷土部隊將兵ニ銃後<sup>(マ)</sup>ノ健全ナル状態ヲ示

シ安慰ヲ与フル所ニ付状況ニ依ル一部ノ変更ハ<sup>不得止</sup>可ナ

モ恒例ノ通り神事執行致度旨ヲ延べ全員此意

味ニ賛意ヲ表サレタリ

4、二階囃子ハ五日開始後五日間又ハ七日間各町任意  
予テノ申合ハ五日間ナルモ鉾上囃子短縮ノ為一部修正

後ノ祇園会ニケ町ハ両町ニ於テ協議シ右ニ準ズルコト

5、曳初廃止囃子ハ午後十時限但シ<sup>十五六</sup>廿一、二ハ十一時迄

6、供奉員ハ二列縦隊ニ整列ノコト。進行中粽撒カヌ事

粽ノ数量ヲ各町適宜制限スル事。山鉾ノ警備ハ各

町毎ニ考慮スル事 人足ノ服装ハ資材不足ノ為申合ハ一

時撤回シ任意トスル事。巡行路ニ支障アリト認ムル時ハ

当番町ハ速報スル事。

六 山順番鬮取七月十日午前九時執行(十二日日曜日ニ付繰上ケ)

七、七月七日午前九時社参祈願祭執行表彰式

八、七月十三日午前十時社務所ニ於テ補助金交付

九、行事日程表(日時場所参列員行事) 本月中提出

十、二十年以上勤続功労者氏名本月中ニ提出ノ事

十一、神事決算報告書七月中ニ提出ノ事(用紙後送ス)

十二、修繕届―完了届提出ノ事(該当町ノミ)

十三、本年配給見込品餅米白米油手拭酒(マツチ配給  
中止ス)

十四、創立二十年ニ付勤続町代表者ニ感謝状贈呈ス

十五、写真連盟ヨリ神事撮影ニ便宜許容方依頼アリ

実費希望ノ撮影ニ応ズル旨申出ニ付報告ス

以上協議決定五時ヨリ祭典執行(奏楽入永代神饌

料ヲ以テ挙行セラレ別ニ神饌料ヲ納メズ) 終テ開宴

清水会長挨拶シ大石市教育部長ノ謝辞アリ七時三

十分閉宴 祇園祭行事十六ミリ映画ヲ観賞シ散会

本日出席来賓 大石教育部長 西村文化課長 同課員

伊藤益次郎、大本岩七、高原宮司 成瀬 甲村 本田

伊藤各主典 森口、木村 遊津 大橋 岡尾各清々講社

幹事(間島文化課主事外課員兩名 瀬戸口禰宜 塚本

幹事欠席) 収支経費左ノ如シ

一金貳拾円六拾貳銭 前年度繰越

一金貳百八拾円也 山鉾廿八ヶ町会費

一金參拾円也 清々講社寄贈金

〔欄外〕「十八年七月徴収」

一金六円<sup>但シ十八年度ニ</sup>功勞者表彰徴収金  
<sup>收入セリ</sup>

收入合計金參百參拾六円六拾貳銭

左記支出總計參百參拾六円六拾五銭

〔欄外〕「支出差引

三〇、四七」

一金五円也 八坂神社講習会費

一金貳拾八円也 雇仲居七人祝儀及手間

一金八円也 丸三料理店板場四人祝儀

一金參円也 配膳一人祝儀及手間

一金壹円也 清々館留主番心付

一金壹円也 酒配達御使礼<sup>平岡氏</sup>  
<sup>店員へ</sup>

一金壹円也 八坂神社小使心付

一清々館席料ハ特免セラレ神饌料ハ永代神饌料ヲ以テ

祭典執行ニ付支出セズ

一金壹円四拾銭<sup>(二十人分七銭ツ、</sup>来賓案内状郵税<sup>料金</sup>  
<sup>返信共</sup>改正上リ

一金拾九円七拾壹銭 清酒九升 二、一九替

但シ七升配給量外ニ貳升購入 外ニ三升神社ヨリ寄贈

一金壹百八拾八円也 丸三料理店支払

内訳 一八〇、〇〇 四円がへ四十五人分

八、〇〇 仲居 配膳 八人分弁当

一金貳拾円也 祈願社參神饌料

一金拾壹円七拾錢 市役所清々講社贈呈廿六本 扇子代

一金貳円貳拾四錢 同七錢がへ粽代五条署へ十把 市役所廿二把

一金貳円也 同 鬮取小使心付

一金四円也 山順番表印刷代

一金八円也 鏡餅五十組總會ノ節贈呈分 合計一斗分

一金壹円五拾錢 七月七日社參留主居一円 給仕五〇心付

一金六拾錢 鬮取用沿革二十本平岡氏 渡

〔欄外〕「五冊

高原富甫

葦串料

巻冊

十八年総念心備」

六月廿日

銚当番町野村幸三氏来訪アリ届其他行事一部変

更ノ件等ニ付協議打合せ

市役所文化課ヨリ本年度銚順番月鶏何レガ先番カト

平岡山会長へ尋合アリ平岡氏ヨリ移牒ニ付電話ニテ本

年八月銚先番ナル旨ヲ回答ス

京都府経済部長ヨリ左記指令郵送受ク

七農政第三〇号

昭和十七年六月十九日 京都府経済部長印

祇園山銚連合会長清水良亮殿

菜種油配給ニ関スル件

曩ニ申請ニ係ル標記ノ件左記之通割当致候条現品ニ付テ

ハ植物油卸商業組合（押小路千本東入）ト協議ノ上引取ラレ度

右通知候也

記

一、割当数量 菜種油（一斗入）一罐

六月二十日

市役所ヨリ補助金交付指令廿八通送付受ク左ノ如シ

京都市指令発教文第一三七号

船銚町代表者 清水良亮

昭和十六年五月二十八日附ヲ以テ願出ニ係ル昭和十七年度補

金（マ）下附ノ件左記条件ヲ附シ金八拾九円也ヲ交付ス

条件（原文昨年通ニ付省略）

備考冠頭（マ）昭和十六年トアルハ十七年ノ誤植ナリ当方ニテ 修正ス

発教文乙第一六一号

昭和十七年六月十八日付 京都市教育部文化課長西村光次

船銚町代表者清水良亮殿

依命通牒原文昨年ノ通りニ付省略 請書様式及原文

又昨年通りナリ（日付六月十八日）

請書、請求書、届書、領収書四通ツ、銚当番町吉田氏

山町会長平岡氏へ指令ト共ニ配付方依頼ス同時ニ署名捺

印ニ就テ注意事項列記添付ス



六月廿六日

八坂神社ヨリ電話ヲ以テ写真連盟ヨリ七月五日ヨリ大丸ニテ開催ノ展覽会ニ八坂神社及山鉾連合会ノ後援依頼越二付意向ノ尋合サル神社ハ後援支障ナシトノコトニ付本会モ支障ナキ旨答へ置キタリ

去ル十七日付願出伯牙山町修繕届発教文第一六五号市長代理助役除野康雄名義六月廿六日付ヲ以テ許可書交付受ケ之ヲ同町代表者中村藤三郎氏へ交付セリ

六月廿七日

朝市役所文化課長ト面談祇園会ニ関スル講演会開催ノ希望ヲ有スルモ戦時下市主催トシテ開催スベキ適当ノ目標ナク八坂神社又ハ山鉾連合会主催ニテ開催サル、場合ハ充分ノ援助ヲナスベキ旨語ラル午後八坂神社主典ト電話ニテ右ノ趣高原宮司殿へ通達依頼ス翌二十八日電話ヲ以テ右ニ付テハ七月一日幹事会ニテ協議スベキ旨回答受ク

〔欄外〕「此分↓

七月七日

付ニテ

七月十日

提出ス

市役所へ出頭シ文化課へ請書請求書届書各二十八通計八十四通提出ス届書銀行名 岩戸 放下ハ大阪貯蓄 船及北観音 函谷ハ三井定期 鶏三菱特別当座 南観音住友定期他ノ廿一ヶ町ハ三井銀行特別当座預金トシテ届出ヅ

廿九日

月鉾町ヨリ餅米配給申請アリ畑野宗二殿宛交付証明書交付ス酒及白米油ノ配給願出アリ来月上旬交付スル旨回答ス函谷鉾町ヨリ右同様申込ニ付交付（証明書）ス三十日

予テ提出方通達セシ行事日程表鉾九ヶ町山十四ヶ町（黒主 行者 伯牙 太子 芦刈五ヶ町未提出）提出ニ付之ヲ参考トシテ左記日程表作製シ該行事日程表及山鉾所在図添付シ京都府酒類配給会社へ申請書ヲ提出ス

祇園会山鉾行事日程表

〔日程表省略〕

以上 総参列延人員二万一千百四十六人

祇園会ニ付清酒特別配給申請書

別紙行事日程表之通祇園会執行ニ関シ神酒用清酒特別配給相受度鉾九ヶ町ニ対シ壺石八斗及山十九ヶ町ニ対シ壺石九斗合計参石七斗格別ノ御詮議ヲ以テ配給相成度別紙行事日程表并ニ山鉾所在図相添へ及申請候也

昭和十七年六月三十日 祇園山鉾連合会长住所氏名印

殿

七月一日

鶏鉾町ヨリ餅米配給申請アリ証明書交付ス京都府酒類販売株式会社ヨリ一昨日申請セル酒配給ニ付共時シタク明日来社方申越サル

八坂神社へ出頭シ手拭地配給ニ付瀬戸口禰宜ト会谈ス明朝府庁へ出頭シ配給ニ付打合セ回答スル旨申サル配給量ハ未定ナレトモ配給ハ確定ノ由ナリ北観音山町奥村氏来訪アリ南観音山町ト協議ノ上二階囃子ハ八日ヨリ十二日迄五日間実施ノ旨通告セラル尚餅米配給ニ付依頼アリ一升八合ツ、配給スル旨（白米ハ銚町二升ツ、）答へ置ク

七月二日

京都府酒類販売株式会社へ出向係員ト接渉シ<sup>(ママ)</sup>壺石八斗配給受クルコトニ漸ク交渉纏リ四日現品受渡

販売票ヲ交付受ケ午後当番町函谷銚吉田氏

山会長平岡氏ヲ歴訪シ之方配給量割当ニ付協議

ス山五升ツ、計九斗五升銚九升ツ、計八斗一升残リ

長刀稚児用ニ特別配給スルコト、シ六日午前十時木屋

町三条下ル中京酒類小売統制組合ニテ空瓶引

替ニ購入一升二円卅五銭（空瓶五銭引）ノ旨ヲ当番

町ヨリ各町へ通告方依頼ス

京都新聞社清水友造殿ト函谷銚町吉田此方

ニテ偶然出会ス十六日新聞ニ祇園会記事掲載

ニ付出金方依頼アリ山銚連合会ニハ経費予算

ナク祇園会ノ宣伝ヲ希望スル意志モナク多少共

出費スル不見識ナ行動ハ望マズト拒絶ス尚後日改

メ願出ル旨申サレシカバ兎モ角協議スル旨答へ置ク

長刀銚町ヲ初メトシテ函谷銚町ト順次歴訪出金ヲ

依頼セルモノ、由両町共不賛不同意（長刀ハ代表者不在ノ様子）ナリ各町歴訪スル共無駄足ナリト申置ク

七月四日

昨三日午後七時警戒警報発令セラル依テ明五日ヨリノ二階

囃子及十三日ノ銚山建ニ付警察当局ノ意向ヲ確メル為今

朝五条署へ出頭シ次席警部ニ尋合ス一昨日二日本部ヨリ

指示アリ早急回報スベク考居リタル処警報発令ノ為突

発緊急公務ニ追ハレ居リ遅延セリ中村交通部長外出中

ニ付追テ帰署ノ上合議シ何分ノ指示回答スト答へラル

一昨二日月銚町中田氏繩不足ニ付各町共困リ居ラル、コトナラン

幸ヒ同氏関係先ニ製繩所アリ所要量取纏メ注文スベ

ニ付各町尋合方申越サル依テ当番町へ此旨通話シ希望

町ハ所要量申込方通告依頼ス之ニ対シ北観音山町ヨ

リ申込アリ但シ数量不明（ハカキにて申込）

南観音山町神事行事加畑新三氏宛表彰式案

内ニ併ニ被表彰者参列方通告ス尚大工林徳次郎

氏申告アリシモ無報酬奉仕者ノミヲ表彰スル申合

ニ付日給日雇人ハ表彰不能ノ旨通告ス

七月五日

銚町当番函谷銚町内会長吉田政之助氏ヲ訪ヒ去ル三日

夕発令ノ警戒警報未ダ解除セラレズ今夜ヨリ二

階囃子開始ノ予定ナルモ警報発令中演奏ス

ルコトハ時局不認識ノ謗リヲ免カレズ依テ警報解

除セラル、迄延期スル旨各銚町へ通告方依頼ス

五条署中村交通部長ヨリ電話カ、リ明六日午前十時祇園会ニ関シ面談協議致度出頭方通告受ク

七月六日

京都写真報国協会名種氏ノ来訪ヲ受ケ明七日ヨリ十二日迄

大丸六階ニテ祇園会展開催ニ付案内状持参山鉾町ヘ伝達

方依頼越サル

北観音山町鳴海餅奥村氏神事用鏡餅例年十四ヶ町調

進ニ付餅米配給申請アリ本年ハ畑野氏方ニテ斡旋受ケタル

為半数以上モ原米配給スル様デハ畑野氏ガ氣ノ毒ニ付受

諾セザリシモ奥村氏ガ明倫学区ノ山十一ヶ町ノミ引受度トノコト

ニ付畑野氏ト懇談決定アリタシト答ヘ置ク

鉾当番町吉田氏斡旋ニヨリ本日酒配給ヲ受ケタリ空瓶

引替ノ旨通知シ置キタルモ空瓶ハ酒屋貸渡ノモノヲ責

任付ニテ返却方希望セラレ提出ノ空瓶ハ其マ、持帰ル

午前十時五条署ヘ出頭シ署長及次席警部中村交通部

長ト面談神事ニ関スル打合セヲ行フ警察当局トシテハ神事

ニ関シテハ当事者ノ自肅ニ任セ干渉セザル方針ニ付当事者ニ

於テ適當ニ考慮セラレタシ但シ管制ニ関シテハ規定ノ条件ヲ

確守スベキ様トノコトニシテ根本問題トシテハ発令中ノ警戒警

報ガ解除セラレザレバ神事執行ノ氣分副ハズ依テ解除セラル、  
不用ノ考トシテハ

迄延期ノ考ナリ万一神事当日迄未解除ナレバ関係者ト協議

シ本年ニ限り山鉾ノ建設ヲ見合セル考ナル旨ヲ述ブ今日現在

ノ状況ニテハ神事迄ニハ（鉾建造）解除セラルベシト想フ旨答ヘ

ラル、モ将来ノコト故推測ニ付確言シ得ラレズ警察当局ト

シテハ警報発令中ニテモ神事執行シテ差支ナク之ニ干渉セ

ズト言明アリシモ時局認識スル上ニ自肅スルコトハ関係者ニ

任ス旨申サル（二）一時解除セラレ山鉾建設後再度警報

発令セラレタル場合俄ニ解体除去至難ニ付此場合建設

ノマ、臨機ノ処置ヲ講ズル考ナルモ差支ナキヤ 答差支ナシ

空襲警報発令ノ際道路ノ一方側ヘ可成片寄せ得ラレズヤ

（消防ポンプ等通過ニ便スル為四糸通ヲ除ク小路ニ於テ）ト尋ネ

ラル前後ニ移動スルコトハ容易ナルモ側面移動ハ困難ノ旨

ヲ答フ然ラバ四糸通等ノ大道迄ノ移動ハ如何ト尋ネラル故

電線等支障アリ俄カニ移動至難ナル旨答ヘ此件ハ不得止

ト認メラル（三）当日万一空襲警報発令ノ場合腹案ヲ尋

ネラル依テ巡行前ニ発令サルレバ巡行ハ中止又ハ延刻ス若シ巡

行中発令ノ時ハ巡行ヲ一時休止シ人員ノ分散ヲ計リ之ガ解除

後町内ヘ曳戻ス考ナリト答ヘ同意ヲ得タリ（四）次デ灯火管

制ノ問題ニ付指示アリ祭礼用灯火ハ全国的ニ禁止セラレ居

リ府令ヲ以テ除外例ヲ講ズルコトヲ得ザル事情ニ付御神灯

ト認メラル、提灯ニハ絶対点火セザルコト依テ注意信号灯ト

テ一基ニ付四個（一灯五燭光以内）（前後及中央ト歩廊）点灯

ヲ認可ス之ハ電灯及蠟燭何レヲ用フルモ可ナリ但シ提灯ハ必

御神灯ト認メラル、モノヲ使用セヌコト尚一度現場ヲ見テ万

暗過ルト認ムルトキハ増設ヲ許ス故一応試験のニ実施セラ

レタシトノコトナリ尚車止道別（ひだりへ）八点灯差支ナ

シ（但シ五燭光以内ノモノニシテ空襲警報発令中ハ消ス事）

（五）準備管制下ト雖モ祭礼用灯火ハ禁止他ハ平常通りトス

(六) 空襲管制下ニ於テハ全灯火ハ消灯ニ付此際交通人ノ  
標識用ニ山鉾ノ前後ニ白布類ヲ垂ラスカ張ルカシテ物体  
ノ存在ヲ見易カラシムル様ト注意アリ此場合前後ニ警備  
員ヲ配置シテ危険防止ニ任ズル旨答フ右様ノ取計至極好  
適ナリト答ヘラル神輿ニ関スル点ニ付談合アリシモ質問ニ  
答ヘルノミニ止メ直接関係ナケレバ言及ヲ避ケタリ松原署  
関係故同署ニテ考慮スルナラントノコトニシテ拾一時退署ス

七月七日

午前九時清々館集合宮司以下神職六名樂人三名ニ依リ  
恒例ノ祭典執行終ツテ左記四名ニ宮司ヨリ感謝状并ニ  
功勞賞授与神酒拝受シ十時終了ス次テ各町代表者  
ト清々館ニ於テ会合昨日決定ノ事項報告質疑応答

米(鉾町二升ツ、山町一升五合ツ)、油(鉾町)一升ツ、十二日配給ス

手拭ハ(神社ヨリ府へ交渉中ノ処本年ハ配給不能)酒ハ昨日配給

済容器廿五日午前八時ヨリ八時半迄ニ配給所へ必返戻ノ事

十日鬮取十三日午前十時清々講社補助金交付スル事。

写真展本日ヨリ大丸ニテ展観案内状交付併テ本年神事

撮影ニ付配慮ヲ求ムル件及撮影希望ノ向ハ申込ノコト。

京都新聞社ヨリ寄付申込ノ場合拒絶セラル、様申合ス

此間繩ノ申込ヲ尋合シタルモ本日月鉾町中田氏ヨリ未ダ

製繩所ヨリ回答ナク(去ル二日照合ニ対シ)不調ト認ムル旨

申出ニ付右ハ取消ス旨ヲ発表諒解ヲ求ム

八坂神社ヨリ出張清祓日時割当表ヲ提示シ万一指定時

刻ニ差支ノ町内ハ神社へ直接交渉方伝達ス十一時過散

会小使給仕ニ心付ヲ呈シ社務所へ挨拶シ十一時半帰宅

本日不参ノ町アリ本日会議要領不伝達ナルモ山町へ八十

日鬮取ノ際重ネテ通告ス鉾町ハ当番町へ尋合アラバ

要領通達方依頼ス不在中京都新聞社清水友造氏

岩戸山町ヨリ来訪アリシ由ナルモ面会セズ要件不明但シ

新聞社ノ方ハ前記寄附金依頼ノ件ナルコトヲ想像ス

本日本表彰功勞者氏名(第十二回)累計百八十四名

長藪<sup>カ</sup>鉾町 石田駒吉

南観音山町 井上岩作 一原宗一郎 妹脊健三

神酒配給ハ各町共多量ノ配給ヲ得テ謝意ヲ表サレ大ニ

尽力ノ効アリ面目ヲ施セリ

七月八日

当番町ヨリ派出所贈呈品ノ件ニ付照会アリ不在中ニ付九日

成徳校ニテ面接ノ際例年通取計方依頼ス郭巨山 伯

牙山町モ同様鉾町ニ加盟方依頼セラル

京都新聞社清水友造氏不在中來訪アリ寄付金ノ

件ハ申合ニヨリ謝絶ノ旨回答伝達セシム

九日

徳田氏ヨリ鉾建用繩所要量申込アラバ現品アル旨

回答セラル山鉾町所要量尋合ス

十日

七日付ヲ以テ請書届書請求書各廿八通及十日付

長刀、函谷修繕完了届提出ス

午前九時市役所貴賓室ニ於テ山順番鬮取執行



新市長（去ル七日着任公式外部ノ式ニ初メテ参列ノ由）篠

原英太郎（元内務次官  
從三位勲二等）有本助役大石教育部長列

席八坂神社高原宮司清々講社幹事森口木村岡

尾大橋四氏山鉾町代表清水山会長平岡氏立会ノ上開

会ス間島文化課主事司会ニテ国民儀礼後鬺点

検順番札交付市長挨拶宮司挨拶ニテ終了ス終

了後去ル七日不参町ニ対スル灯火ニ関スル報告及警報

発令ト巡行ニ関スル打合及報告シ文化課へ挨拶シ十一時

退庁ス本日決定セル順番左ノ如シ

長刀 白楽天 霰天神 山伏 函谷 油天神 孟宗 伯牙 月

郭巨 保昌 木賊 鶏 太子 芦刈 占出 放下 岩戸 船

北観音 橋弁慶 行者 八幡 黒主 鈴鹿 鯉 淨妙 南観音

昨九日放送局高谷氏ヨリ電話ニテ来ル十五日祇園囃

子洋楽合奏放送希望ニ付以前放送ノ船鉾町へ出

演方依頼越サル同日鉾上囃子執行ニ付大阪へ出張放

送ハ至難ノ旨答ヘタルモ是非繰合少人数ニテモ参会

方依頼ニ付当事者ニ伝達ノ上回答スル旨約ス

本日市役所ニテ大石教育部長ヨリ中村下京区長巖父死

亡忌服中ニ付鬺渡参列遠慮シタキ旨申越サル、

故森口氏共協議シ十七、二十四両日共中京区長ニ参列

方依頼シ間島主事ヨリ中京区長ニ通話シ承諾ヲ得

鉾当番町へ本日山順番決定ヲ通知シ派出所贈呈品山

町一、五〇鉾二、五〇ツ、徴集成徳部内鉾五山三ヶ町分

拾七円ヲ取纏メ贈呈方依頼ス繩希望先尋合申込

方併テ依頼ス

種油配給ニ付府指定ノ卸商業組合（押小路千本東入ル）

小売商業組合（大宮松原上ル）ヲ歴訪シ金子支払ヒ庫

出シ伝票受領ス明十一日二条駅裏卸組合倉庫ニテ

現品受領スルコト、ス

放送局依頼ノ十五日放送ノ件船鉾町受諾ニ付此旨

高谷氏へ回答ス

山町配給白米本日午後ヨリ配付ス鏡餅（奥村氏引

受十一ヶ町及餅米ニテ配給セル三ヶ町ヲ除キ）山田仁三郎

へ納付期日ト町名記入書交付ス

同夜七時神輿洗執行ニ付本会ヲ代表シ供奉ス

七月十三日

朝十時清々講社補助金交付ニ付八坂神社へ出伺交付ニ

立合鉾八ヶ町（北観音山ハ直接受領）及神童補助金并

山町白楽天太子浄明<sup>（マユ）</sup>三ヶ町不参ニ付一括預リ帰ル鉾

七ヶ町（船ヲ除ク）神童補助及白楽天山町補助金ハ当番

町吉田氏へ托シ太子山町ハ同町秦氏へ浄妙山ハ伴氏へ交付ス

鉾当番町ヨリ電話ニテ三条通堺町路面マンホール蓋木

板ニ取替ヘラレ巡行ニ危険ナル由観音山両町ヨリ申告ノ由

通報アリ不在中ニテ右申告ヲ聞取り後日協議スルコト、ス

十四日

市役所へ出頭シ文化課長及主事ト面談ス十七日篠原市

長巡行拝観希望ニ付土橋氏へ内交渉方依頼アリ西

村課長間島主事鉾拝観希望ノ由ニ付十六日午後來



観セラレタシ電話ニテ申越次第案内スル旨申置キタリ  
十五日

夜各鉾山巡廻視察ス山ハ概(マ)二点灯セラレズ鉾ハ電灯ヲ  
施設セラレ提灯ハ点灯ナク函谷鉾町ハ提灯モ掲ケラ  
レズ宵山気分ハ味ヒ難ク例年トハ淋シキク感ジタリ

〔挟込…新聞切抜…省略〕

鉾当番町吉田氏本市土木課へ三条通路面木蓋ヲ  
補強方交渉セラレタル処当日迄ニ考慮スル旨答ヘラ  
レシ由報告ヲ聞ク

十六日

明巡行当日市長拝観（土橋氏方へ）本日午後五時頃文化  
課長及主事鉾拝観ニ出向ノ旨通話アリ

文化課伊藤益次郎氏ヨリ六観光委員ヨリ扇子及粽  
贈呈方依頼アリ諒承ス

午後五時過文化課長西村光次氏間島主事ノ案内ニテ  
第一助役江邊清夫氏来訪アリ船鉾及神功皇后

月鉾拝観後鶏鉾ゴブラン織見送観賞セラレ帰

宿六時頃西村文化課長ノ案内ニヨリ市長篠原英太  
郎氏外耆名鉾拝観ノ為来車アリ前同様案内ス

十七日

朝九時鬮渡所ニ至ル安藤狂四郎知事篠原市長  
江邊第一助役大倉秘書課長西村文化課長浅野侯  
爵等土橋氏階上ニ来ラレシ由挨拶ニ出向九時三十分  
長刀鉾巡行開始最後ノ船鉾鬮渡所十一時通過ス例

年ヨリ巡行稍遅レ（約一時間）三時半船鉾帰町ス

午後四時本会ヲ代表シ八坂神社へ出向神幸祭典二列  
シ五時三十分東御座神輿ニ供奉規定ノ順路ヲ経テ  
御旅所着御八時帰宅ス

七月二十日

朝市役所へ出頭文化課へ恒例ニヨリ扇子及粽贈呈適宜  
配分方依頼ス扇子ハ函谷鉾町寄贈品及船鉾町小森仁阿  
弥ヨリ購入ノモノヲ贈呈ス

二十一日

市文化課伊藤益次郎氏ヨリ扇子粽四組追加贈呈方申  
込アリ後刻同氏来訪受ケ右贈呈ス

二十二日

発教文第一八七号七月十七日付ヲ以テ補助金保管ニ関  
スル件承認ノ旨市長篠原英太郎名儀ニテ指令廿八通  
送付アリ受領ス追テ鉾当番山会長経由各町へ配布ス  
因ニ指令文中「昭和十七年七月十七日付ヲ以テ届出ニ係ル云々」  
トアルハ「七月七日付」ノ誤リト認ム

廿四日

午前九時三十分山順行鬮渡所（三条高倉東入長谷川忠  
三氏方）ニ於テ中山中京区長列席順次巡行終了十時  
夕五時神輿三基御旅所発御三条又旅所へ約一時余後  
着御祭ノ後本社へ還幸十時御遷霊還幸祭終了  
セシハ十一時過本日本山鉾連合会ヲ代表シ東御座ニ供奉ス  
帰宅セシハ夜半十二時前ナリキ

廿五日

酒空瓶回収日午前八時ヨリ三十分迄ト指定当番町

配給所へ出張斡旋方ノ勞ヲ執ラル持参セヌ町アリ電話ニテ督促セラル、町アリ間違ヘテ当番町ヤ拙宅（清水）へ

持込マル、町アリ既ニ当番町ヨリ日時場所通告アリシ筈ナルヲ各町担当者不行届ノ為当番町ニ多大ノ手数ヲ煩ハシタリ明年度ヨリ配給ニ関シテ方法ヲ考究スル要アリ結局鯉山町空瓶壺本未回収銚当番町代瓶提供セラル

七月廿八日

夜七時神輿洗執行ニ付本会ヲ代表シ供奉ス例年ハ

八時ノ処準備管制中ノ為一時間繰上ラル

八月四日

鶏銚町内会長三谷栄治郎氏辞任河野與助氏新任代表

者交迭届提出ス

市補助金千参百五拾弍円受領シ山会長平岡氏へ五

百五十一円銚当番へ七百十弍円船銚町へ八十九円交付ス

市第二助役 従六位勲六等 有本健三郎 七月七日就任

市第一助役 従四位勲四等 江邊清夫 七月八日就任

十六日

市文化課ヨリ行事奨励費ニ関スル指令未着ニ付念ニ尋

合セ回答ヲ求ム

十八日

市文化課伊藤益次郎氏ヨリ電話ニテ回答アリ教育委員

会未開催ニ付補助金未確定ニ付指令發送迄届書

提出保留セラレ度従来ノ指令条件行事終了後

一ヶ月以内云々ノ条件ハ本年度ハ必然改訂ノ旨回答受ク尚補助金予算総額ニ於テ三割削減ノ由予テ仄聞セルヲ以テ可及的尽力ヲ求メ置ク

七月二十七日付市吏員異動本会ニ元関係者左ノ如シ

防衛部長ニ新任 左京区長 森 弦孫氏

市傘左京区長新任 秘書課長 大藏重藤氏

新任經濟部長心得  
工業研究所長事務取扱 文化課長 西村光次氏

九月十日付新任文化課長 前中京区長 中山邦明氏

新任 中京区長 主事 芳賀新助氏

九月十一日

市教育委員会ニ於テ祇園会行事奨励金壺千七百

円也（昨年度弍千円ニ対シ一割五分減）ト決定ス

廿二日

京都市指令収教文第一二三号

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山銚連合会長 清水良亮

昭和十七年五月十三日付願出ノ行事奨励費交付ノ件左

記条件ヲ付シ金壺千七百円也交付ス

昭和十七年九月二十一日 京都市長 篠原英太郎印

条件

一、本指令受領ノ上ハ直ニ収支明細書ヲ添へ行事終了届ヲ

提出スベシ

一、予定ノ行事ヲ施行セズ又ハ届出ヲ為サザル時ハ奨励金

交付ヲ取消シ又ハ減額スルコトアルベシ

一、市長必要ト認ムル時ハ京都市事務監査規程ヲ準

用シテ事業ノ監査ヲ為スコトアルベシ

右ノ指令書ニ附隨書類添付ノ上送付受ク但シ乙指令ナシ

十月十四日

一、指令ニ対スル請書壱通十月十四日付（書式昨年八月六日同）

一、行事終了届 壱通 〃 左記

一、収支明細書 〃 〃 左記

収入之部

一、金壱千七百円也 行事奨励費

一、金七千貳百參拾五円也 清々講社補助金

一、金壹万參千六百拾四円參拾四銭 山鉾町負担拠出金

合計金貳万貳千五百四拾九円參拾四銭也

支出之部

一、金壹万五千七百円四拾六銭 鉾九基神事諸費

一、金六千八百四拾八円八拾八銭 山拾九基神事諸費

合計金貳万貳千五百四拾九円參拾四銭也

右之通二候也

昭和十七年十月十四日 祇園山鉾連合会々々長清水良亮印

京都市市長篠原英太郎殿

一、使途明細書 十月十四日付書式左記

一、金壹千參百七拾七円也 鉾九基組立費中へ補助

但シ壱基ニ付金百五拾參円宛

一、金參百貳拾參円也 山拾九基組立費中へ補助

但シ壱基ニ付金拾七円宛

合計金壱千七百円也

右之通二候也

昭和十七年十月十四日 祇園山鉾連合会々々長清水良亮印

京都市市長篠原英太郎殿

一、請求兼領収書 壱通 十月十四日付 書式昭和十二年通

一、指令写 壱通

一、代表者変更届 壱通 七月八日付 淨妙山町提出分

十月十九日

以上七通市役所へ出頭シ提出ス

廿一日

市行政機構改正戦時下体制強化ノ為人事異動本会関係者左ノ如シ

新任教育局長 前教育部長 大石右一氏

新任戦時生活局長 前下京区長 中村長太郎氏

新任総務部監査課長 主事 松島吉之助氏

新任文化課長 主事 中村隆太郎氏

新任厚生局福利課長 主事 名倉周雄氏

新任上京区長 主事 西村光次氏

新任下京区長 前副収入役 國島高一氏

前文化課長中山邦朋氏ハ休職 前総務部長伴正次氏ハ免本職

十月廿一日

市役所会計課へ出頭シ行事奨励費金壱千七百円也交付受

ケ帰途鉾当番町函谷鉾町吉田氏へ鉾町分ヲ山会長平岡氏へ山

町分ヲ配布シ各町へ伝達方依頼ス本年度補助金一割五分

減二付銚一町分百五拾參円山一ヶ町分拾七円ツ、交付ス

十一月十九日

市主事級異動本会ニ關係アリシ吏員左ノ如シ

新任配給計画課勤務 主事 川北栄一氏

新任施設局庶務課勤務 主事 宮本宗十氏

新任人事課勤務 前下京区総動員課長 野中禾郎氏

新任下京区総動員課長 主事 祐森隆作氏

依願免本職 主事 牧川久吉氏

十月十日

依願免本職 主事 宮本宗十氏

昭和十八年

三月廿五日

八坂神社宮司高原美忠殿嚴父死去セラレ本日告別

式執行ニ付本会ヲ代表シ參列玉串料ヲ奠ス

五月一日

八坂神社ニ於テ高原宮司及清々講社幹事諸氏ト会同

本年度神事執行ニ付協議シ意見ヲ聞ク即チ大東亜

戦争開始セラレ昨年ハ幸ヒ無事執行シ得タルモ本年ハ決

戦期ト目サレ灯火管制モ一層嚴重トナリ去ル二月九日以

降準備管制下雖殘置灯ヲ除ク他ノ街路灯門軒灯

ハ一切消灯シ午前〇時以後日出時迄ハ空襲管制同様ノ

制限ヲ実施ニ付山鉾建設ニ供フ交通保安警備ニ就テ

十分ノ考慮ヲ要スト認メラル、為各方面ノ意見ヲ徵

シ本会ノ処置ヲ決定セント思考セリ神社トシテハ例年

通執行ヲ希望スル旨宮司ヨリ意見アリ清々講社幹  
事森口氏モ同様ノ意見ナリ

五月三日

京都府庁警察部へ出頭シ警防課ノ意見ヲ聞ク

課長不在ニ付係警部ノ意見トシテハ神事ニ関シテハ

之ヲ休止セヨトモ実施セヨトモ指示ヲ与ヘズ大東亜決戦期

ニ際シ氏子ノ自肅ニ依リ休止セラルレバ問題ハナケレ共例

年通実施セラル、共管制ニ付十分善処（山鉾ノ前後ニ

標識灯ヲ附ス）セラルレバ差支ナカランモ交通上ニ就テハ

保安課ノ意見ヲ徵スベシトノコトニ付更ニ保安課ノ意

見ヲ問フ課長不在ニ付係警部ニ面接ス山鉾建設ニ

就テノ根本意見ハ重大ニ付即答致シ難ク關係官協議

熟慮ノ上回答スル旨答ヘラル何分ノ指令セラル、様依頼

退庁ス

七日

市教育局文化課ヨリ昨六日付発教文乙第六〇号ヲ以テ

行事実施予定ナルヤ否ヤ文書ヲ以テ照会シ来リ右

実施ノ節ハ奨励費交付願（昨年度決算及本年度予

算書添付）提出方通達ヲ受ク然ルニ目下府警察

部へ照会中ニシテ保安課ヨリ確答ナキ故之ガ回答并ニ

願書提出ヲ保留ス

五月廿五日

市文化課ヨリ電話ヲ以テ先般照会ニ關スル回答方

督促ニ付現下ノ実状并ニ経緯ヲ報告ス府ノ回答ニ

因リ一部行事ノ変更又ハ中止セラル、共一応交付願  
提出スベキ様申越ニ付之ヲ諒承ス  
左記市文化課宛郵送ス

行事奨励費下附願

祇園山鉾連合会

盛夏ノ京洛ヲ代表スル祇園会山鉾巡行ノ神事ハ恒  
例ニヨリ大東亜戦争必勝并ニ疫病消除祈願ノ  
為メ嚴肅ニ執行ノ予定ニ有之候就テハ諸費極力  
節約ヲ謀リ候モ猶多大ノ出費ヲ要スル儀ニ付本年  
度ニ於テモ金貳千円也ノ行事奨励費御下附相成  
度別紙予算書相添ヘ此段及御願候也  
昭和十八年五月二十五日

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山鉾連合会々々長 清水良亮印

京都市長篠原英太郎殿

昭和十八年度行事実施予算書并ニ前年実施決算書

項目	本年度予算額	前年度決算額
○収入之部		
行事奨励費	二〇〇〇、〇〇	一七〇〇、〇〇
清々講社補助費	七二三五〇〇	七二三五、〇〇
山鉾町負担金	一五七六五、〇〇	一三六一四、〇〇
収入合計	二五〇〇〇、〇〇	一二五四九、三四
○支出ノ部		

鉾九基諸費 一七五〇〇、〇〇 一五七〇〇、四六  
山拾九基諸費 七五〇〇、〇〇 六八四八、八八  
支出合計 二五〇〇〇、〇〇 一二五四九、三四  
右之通ニ候也

昭和十八年五月二十五日

祇園山鉾連合会々々長 清水良亮印

六月七日

市文化課ヨリ補助金下附願提出方電話ニテ督促ヲ受ク  
数日以前ニモ電話ニテ督促アリシモ多忙ノ為提出遅ル  
六日

去ル三日当番町外村氏ヨリ本年神事恒例ノ通り執行スルヤ

否ヤ紹介アリ戦局ノ現段階并ニ府警察部交渉ノ

経緯ヲ告ゲ本年ハ余程考慮ヲ要スル儀ニ付至急鉾町

会ヲ開キ各町ノ意見ヲ徴シ決定シタク右開催方幹旋

ヲ依頼シ置キタル処昨夕谷直太郎氏来宅アリ不在中

ノ為今朝重ネテ来宅アリ面談ス七日朝府庁ニ至リ意

見聴取シ会議ニ報告ヲ約ス九、十両日中開催セラル、コ

トニ打合ス然ルニ七、八両日其他ノ公務ノ為府庁へ出頭不

能、谷氏ヨリ七日夕不在中電話ニテ照会ヲ受ク

去ル一日清々講社幹事会ニ於テ当年神事ハ日没迄

ニ完了スル様時間繰上ケ且道筋一部変更決定ス

従来神輿三基三方面へ別レテ渡御ノ処時間短縮ノタ

メ三基共同一道順ヲ採リ十七日ハ四条繩手三条河原

町四条御旅所へ二十四日ハ四条大宮三条又旅所へ以下



例年ノ通りトス同日本山鉾巡行ハ或ハ休止ノ止ムナ  
キニ至ルヤモ難計予メ諒解ヲ求メ置キタリ  
七日鉾町中田氏來宅本年神事ニ関シ尋合アリ  
今日迄ニ放下鉾町村田氏函谷鉾町吉田氏ヨリ尋合  
受ケタリ

六月九日

午前市役所文化課へ出頭シ修繕費補助金交付  
願書提出ス(様式十六年六月二十六日付通り)  
文化課長ト面談当年神事ニ関シ意見ヲ聞ク  
課長ハ神事ノコト故可及的恒例ニ準ジ執行セラレタシ  
不得止場合ハ致方ナキモ多少方法等一部変更セ  
ラル、共行事執行願度意見ナリト表明セラル  
午後府警察部保安課へ出頭セシモ課長次席  
共不在(出張中ニテ十一日出勤ノ由)警務課長モ出張  
不在ノ由ニ付係部長ト面談ス祇園会ニ付テハ予  
テ文書ヲ以テ次席警部ガ上司へ内申セラレ居リシ  
コトハ承知スルモ其結果ニ付テハ知悉せず警報發  
令ナキ限り前年通り執行セラレテ差支ナキモノト思  
フガ確定的ノコトハ十一日係官帰庁ノ上聞取ラレタシ  
トノコトニテ不得要領ニテ退庁セリ  
鉾当番町ヨリ明日午後一時当番町ニ於テ鉾町  
会開催ノ旨電話ニテ通知アリ各町へハ昨八日通告  
セラレシ由ナリ

六月十日

午後一時当番町外市商店方ニ於テ臨時集會開催ス  
出席者清水連合會長平岡山會長當番鉾町各外村  
商店支配人高岡両氏山町霰天神外村黒主吉田両氏  
函吉田鷄河野月中田放村田岩廣瀬船醍醐  
北觀奥村南觀音松居以上八氏計十四名  
一、本年度山鉾建設并ニ巡行執行スルヤ否ヤノ件  
右ニ関シ神社清々講社、府、市当局者トノ談合經  
緯ヲ報告シ各町ノ意見ヲ徵ス前例ナキ重大問題  
ニ付各自腹藏ナキ意見ノ發表ヲ求ム種々ノ情勢  
ヲ考慮シテ各種ノ場合ヲ想定シ議論続出セリ  
結局、各町意見ヲ個々ニ問フ長刀鉾町ハ「鉾建ヲナシテ  
巡行ヲ休止ス」他ノ八ヶ町ハ何レモ「本年ハ鉾建休止」ノ意見ニ  
シテ(鉾建スレバ巡行ヲ可トストノ意見)鉾建中ニ防空  
警報發令サルレバ解体スルコトモ至難且亦暗夜ノ防空  
活動ニ支障ヲ來スコトヲ心配スルモノニシテ巡行ハ警報  
發令ナキ限り執行ハ可能ナリ寧ろ鉾建及解体迄ノ期  
間中ニ警報發令セラル、場合ヲ想定シテ建設ヲ休止  
スル意見多ク重ネテ右多数意見ヲ採用シテ本年ハ  
之ヲ休止シテ異議ナキヤト問フ長刀鉾町モ多数ノ意  
見ヲ尊重シ同意ヲ表明セラレ會同ノ山會長及山當  
番モ賛意ヲ表サレ全會一致右ノ通本年度ニ於テハ  
諸行事ハ恒例ノ通嚴肅ニ執行シ唯本年ニ限り  
戦局ノ現段階ニ鑑ミ鉾建及巡行ヲ休止スル事

右決議セリ之ニ関連シテ行事一部変更申合左ノ如シ

二階囃子休止シ十五、十六兩日夜間（鉾町會議所屋内

ニテ）十七日午前九時ヨリ午前中ニ、三時間囃子奉納演

奏スルコト後ノ祇園祭観音山両町ハ之ニ準ジ廿二、三兩

日ハ夜間廿四日午前中トス

一、山、鉾ニシテ人形殿飾付ノ町ハ十五、六、七ノ三日間トス

例年当日ハ鉾山上ニ安置セシモ本年巡行休止ノ為一日

飾付ヲ延長スルコト

一、八坂神社能舞台ニ於テ各町輪番一日交替ニテ

囃子奉納演奏ヲナスコト日時ハ神社ト協定ノ上ニテ

決定スベキモ十八日長刀鉾町当番ニテ始メ十九日廿日

鶏（本年先番）廿一日月 廿二放下 廿三日岩戸 廿四日休 廿五日船

廿六日北観音 廿七日南観音一仮定シ夕七時半ヨリ約二時

間ト申合ス

一、本年度ニ限り山鉾建ヲ休止スルモノニシテ明年以降

復古建設巡行執行ニ付作事（大工手伝車方へ）

親方ニ対シ金壺封（拾円ツ、）酒肴料ヲ贈与スルコト

ヲ申合ス山町ニ於テハ大工手伝両者へ五円ツ、

一、囃子方ニ対スル待遇ニ付テハ各町ノ特殊事情モアリ

任意トスルモ時局ニ鑑ミ努メテ冗費ヲ省キ質素ニ

執行スルコト

一、巡行休止ニ付従テ山順番鬮取及鬮渡ハ取止メノコト

一、山鉾連合会總會ハ例年之通<sup>開催シ</sup>執事本日決定事項ヲ

正式決議スルコト總會開催ノ要領ハ当番町及清水

平岡両氏へ一任トス

以上決定四時半散会終テ当番町及山会長ト總會ニ付

協議十七日頃清々館ニテ開催スルコト、シ神社ト打合

ノ上案内スルコトニ申合セ散会ス

明治年代山鉾復旧建設以来毎年巡行ヲ継続シ

日清、日露、第一次欧州大戦、日支事変、并ニ大東亞戦

争開始ト幾回モ重大時局ヲ無滞経過シ之ガ休止

セシコトナカリシモ本年度初メテ休止スルノ止ムナキニ至ル

關係者トシテ甚遺憾トスルモ時局ノ現状肇国以来

未曾有ノ重大決戦段階ニアリ（去ル五月アツツ島守備

セル皇軍将士貳千有余ハ玉碎セラレ四月ニハ山本連合艦

隊指令長官ノ戦死セラル、等ノコトアリ敢テ一喜一憂ス

ルノ要ナキモ空襲必至ト云ハレ、本年コソハ決戦ノ年ナリト

覚悟セル際ニシテ去ル六月一日内閣々議ニ於テハ戦争ニ

直接關係ナキ行事ハ公私共一切休止ノ旨決定セル等）

日本三大祭ノ一ト云ハル、本神事ヲ休止スルコトハ其影響

スル所大ナルモ之ニ依テ戦時意識ヲ昂揚シ敵米英

撃滅ノ国民的戦意ノ昂進ニ資シ又相当延人員ニ於テ

費消スル多分ノ労務ヲ重要時局業務ニ転向セシメ以テ戦

争ノ為ニ消極的ナガラ貢獻スル所アラント思考セリ

六月十二日

京都府酒類販売株式会社へ左記申請書提出ス

總會用特別配給申請 一、日時 六月十七日午後三時

二場所 清々館 三、目的 祇園会ニ関スル協議

山鉾連合總會 四、來會人員 市当局關係者

八坂神社宮司以下神職 清々講社役員 山鉾連合會

役員 山鉾町内會代表者 以上合計六十五名

右恒例ニ依リ會議ニ先立チ八坂神社本社ニ於テ祭典執行

ニ付神酒用清酒壺斗式升購入致度特別ノ御詮議

ヲ以テ御許容相成度此段及申請候也

昭和十八年六月十二日 山鉾連合會長

住所 氏名 印

京都府酒類販売株式会社 殿

祇園會用清酒特別配給申請書

恒例之通祇園會行事執行ニ関シ神酒用清酒鉾

九ヶ町ニ対シ壺石八斗山拾九ヶ町ニ対シ壺石九斗合<sup>(ママ)</sup>

計參石七斗特別ノ御詮議ヲ以テ配給相願上度此

段及申請候也

昭和十八年六月十二日 山鉾連合會長 清水良亮印

京都府酒類販売株式会社 殿

備考 鉾及山町連記ス

右式通提出シ特別ノ配慮方要望懇談ス

八坂神社へ出向シ宮司ト面談一昨日鉾町會決議事

項ヲ報告懇談ス戰時下決戦体制下止ムヲ得ザル

所ニシテ山鉾町ガ例年山鉾ヲ建テ、神事ニ奉仕セラ

ル、所ハ要ハ奉仕ノ精神ニアレバ時局柄山鉾建設ハ

休止セラル、共神ニ奉仕ノ精神ヲ發揚シ山鉾建設ニ

代ハルベキ時代適應ノ行事ヲ考研実施セラレシコトヲ

希望ストノ話アリ現ニ決定セル所ハ囃子ノ奉納目下

考慮中ノモノハ十七、二十四日両日山鉾町員拳テ神社へ

參拜祭典執行山鉾飾具ノ出陳展観等談ス

來ル十五日例祭執行ノ際各正副社長ニ報告スベキモ

事前ニ幹事會開催ノ必要アリト認ムル為十四日幹

事會開催スベキ旨話サレ要談約二時間退出ス

六月十四日

午前十一時八坂神社ニ於テ清々講社幹事會開催ニ付

出席ス森口遊津岡尾三氏來會鉾町會ニテ決定ノ

詳細事情ヲ語り各幹事共異議ナシ協議ノ結果

補助金ニ代ヘテ本年度ニ限り神饌料トシテ鉾壺基ニ

付金壺百円山壺基ニ付金貳拾円ツ、交付セラル、コト

ニ決定剰余金ハ私祭資金トシテ積立ツルコト、ス

十五日

午前九時八坂神社例祭ニ付本會ヲ代表シ參列ス終テ

各正副社長集會ニ列シ森口幹事ヨリ昨日決定案ヲ

提示シ意見ヲ徴セラル何等ノ異議ナク可決次テ山鉾

連合會長トシテ清水良亮詳細実状ヲ述べ諒解ヲ求

メ置キタリ山鉾町出身正副社長岩戸山廣瀨氏南観

音松居氏木賊山鈴木氏太子山泰氏(八幡山井上氏欠席)

六月十七日

京都府酒類販売會社ヨリ電話カ、リシモ不在ニ付

午後電話ニテ要領ヲ聞ク明日會社迄來車方

通告ニ付諒承ス

十八日

酒類販売会社ニ出向ス本年ハ酒配給ハ当市配給計

画課ニテ割当ラル、コトニ打合済ニ付同課へ出頭実

情ヲ述ベテ交渉セラレタシトノコトニ付市役所へ出頭

文化課大本主事補ノ紹介ニ依リ酒配給係山口菊

二郎氏ニ面会申請書式通（去ル十二日会社へ提出ノ

モノ会社ヨリ返戻受ケ之ヲ提出）及昨年提出セル行

事日程表ヲ添へ提出懇談ス神事ニ関シテハ他ノ

私祭ニハ配給セズ祇園会ニ限り特ニ配給スルモノナレトモ

仄聞スル処本年度巡行休止ノ由ヲ聞ク確定カ否ヤト

尋ネラル総会開会ノ上決定スルモノニシテ酒配給ヲ待

チ居ル為総会未開催ノ旨答フ総会ニハ諸方面トモ

之ガ配給ヲナサザルコトニ決定シ居レバ後日神事用

配給品ヲ流用セラル、モ差支ナケレトモ総会用トシテハ配

給至難ノ旨確答諒解ヲ求メラレ巡行ノ有無決定

ニ依リ配給量ヲ決定スベキニ付総会ニテ確定ノ上報告

方依頼ニ付之ヲ諒承何分ノ配意ヲ求メ退庁ス

帰途銚当番町外村氏ヲ訪ヒ以上過日来ノ経緯ヲ語

リ報告シ総会開催ニ関シ意見ヲ聞ク

六月十九日

平岡山会長ト協議シ総会ハ飲食ナシ会議及祭典

ノミ執行スルコト、シ神社ノ都合問合セ来ル二十三日

午後二時清々館ニ於テ開催ノコト、決定之ヲ山会長

及銚当番へ通告各町へ案内方依頼ス

八坂神社ヨリ甲村主典来宅アリ山銚各町清祓

日時申込取纏方依頼受ク之ガ伝達承諾ス

廿一日

京都新聞社ヨリ本年神事催否尋合アリ未確定

ノ旨事情ヲ語り回答ス本日付大阪新聞ニハ祇園会

山銚ハ建テヌ旨記事掲載アリ出所不明ナルモ世評

ニヨリ掲載セシモノト思ハル

廿二日

朝八坂神社へ出向シ明廿三日総会ニ付打合セ宮司

禰宜両氏ト面談ス

廿三日

午後二時清々館參集山銚連合総会開催ス出席

者山銚町代表者廿六名（油天神鈴鹿両山町欠席）

外ニ清水平岡両会長長刀銚町（当番）計廿九名

祭典執行宮司禰宜甲村主典雇員二名以上五名

ノ神職ニ依リ厳肅ニ執行セラレ終テ会議開ク

一、国民儀礼次テ本年神事ニ関スル件

今日迄ノ経過交渉及現戦局ノ段階詳細ニ報告

シ山銚建設ノ可否ヲ協議ノ結果本年ニ限り

建設セズ從テ巡行ヲ休止スルコトニ満場一致可決

二、屋内行事ハ例年通執行山町人形飾ハ十七日

廿四日両当日共飾付ルコト銚町会申合ノ通り囃

子演奏奉納作事方酒肴料贈与ノ件先般

鉾町申合ノ通りニ決定スルコト

三、十七、二十四日祭典執行各町参拝ノ件ハ鉾町ハ

囃子演奏其他用事アリ差支ノ向アリ賛成ナク

保留シ七日午前九時社参例年通執行ス

四、補助金ニ関スル件報告承認ヲ得

五、灯火管制ノ件 昨年ニ準ジ執行ノコト

六、功労者表彰申告ヲ求ムル件及補助金収支報

告未提出ノ向ニ対シ督促ス

七、本年度配給品 酒ハ交渉中数量未定其他不明

ナルモ本年度ニ於テハ至難ノ見込ト報告

八、清祓式執行日時申込神社ヨリ依頼越ニヨリ返

信ハカキ交付シテ神社へ直接申込方依頼ス

九、長刀鉾神童社参ノ件 神童人選未定ノ為未確

定三四日中ニ何レ共確定ス

十、神社能舞台ニテ囃子奉納ノ件十八日ヨリ廿七日迄

(廿五日狂言奉納ノ為除ク九日間) 午後七時ヨリ約

二時間各町輪番出勤ノコト

十一、本年行事以上ノ如ク決定セルモ警報発令ノ場合ハ

中止トスルコト

十二、本年総会ハ時局下懇親宴会休止ニ付来賓

招待セザリシ点ヲ報告諒解ヲ求メ役員会議ノ

上後日適當ノ機会ニ考慮スルコトヲ通告ス

本年度巡行中止決定ニ付之ガ通告文案ハ一任ヲ受

ク休止理由ハ決戦体制下自粛シ人的物的資

源ヲ節シ戦力増強ニ資シ氏子民ノ戦時意識

ノ昂揚ト防空下令ニ対スル用意ノ為ニシテ山鉾町

ガ敬神ノ意志薄ク戦争ノ為メ精神的委縮セシ

モノニ非ザルコトヲ強調シ一般ニ誤解セラレヌ様注意方

喚起シ四時三十分散会終テ高原宮司殿ニ委細報

告長刀鉾町谷、外村両氏ト共ニ神童ノ件ニ付懇談

五時過帰宅ス本日京都新聞社員清々館へ来車

アリ会議中電話ニテ決議ノ結果尋合サル朝日新

聞社ヨリモ電話ニテ尋合アリ帰宅後京都新聞

社ヨリ連合会会長トシテ意見ヲ電話ニテ尋合アリ確答

ス去ル二十二日夕刊及廿四日朝刊ニ詳細ノ記事掲載アリ

六月廿五日

市文化課ヨリ六月二十一日付京都市指令第四五六七号

ヲ以テ金壹千七百円也ノ行事奨励費交付ノ旨通

告公文ヲ受領ス但シ指令文昨年ト同様条件中

第一項ハ「一、行事終了後直ニ収支明細書ヲ添へ行事

終了届ヲ提出スベシ」ト改メラレ第二、三項ハ昨年通り

二十六日

市文化課へ出頭シ去ル廿三日決議ニ依ル本年山鉾建

設休止ノ件ニ付報告左記書類提出シ補助金ニ

関スル(交付申請)懇談ヲナシ修繕補助金指令

書二十八通交付セラレ受領ス行事奨励費ハ巡行

休止ニ付交付不能(解釈ニヨリ行事執行ニ付一部交付

可能ト認ムルモ交付当初ノ理由ガ觀光ニアレバ巡行



休止ノ場合ハ当然交付不能トモ解釈セラル、ヲ以テ研

究ヲ依頼）ナランモ修繕費補助ハ交付可能ト認め

中村課長大本主事補ト懇談大正十二年以来ノ経

緯及解釈ヲ弁明ス課長モ大体同意セラル、モ関係

当局ト打合セ回答スル旨約サル次テ配給計画課へ

出頭シ去ル廿三日決議ノ内要ヲ正式通告シ可及的多

量清酒配給申請ス二十九日ニ再出頭セラレタシ同日

指令スル旨確約セラル同日市長宛提出文左ノ如シ

昨昭和十八年六月二十三日八坂神社清々館ニ関係

者参集山鉾連合總會開催シ協議ノ結果戦

局ノ現段階ハ容易ナラザル決戦態勢下ニアリ人

的、物の資源ヲ節シ一意戦力ノ増強ニ資シ且

空襲必至ノ覚悟ヲ以テ防空下令ノ発動ニ備へ

他方一般民衆ノ戦争意識ノ昂揚ヲ強調センガ

為、本年ニ限り山鉾ノ建設ヲ休止スルコト、決議セリ

古キ歴史ヲ有シ嘗テハ日清日露ノ戦役ニモ近ク

クハ支那事变並ニ大東亞戦争開始後モ休止

スルコトナク継続執行セシ伝統ヲ誇ル当神事ナ

レ共肇国以来未曾有ノ現時局ニ鑑ミ休止スル

コト、相成候モ屋内ニ於ケル祭祀及諸行事ハ

恒例ノ通り最厳肅ニ執行シ敬神崇祖ノ念ヲ

涵養シ国民精神ノ作興ニ資シ度存意ニ有之

候条此段及御報告候也

昭和十八年六月二十四日

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山鉾連合会長 清水良亮印

京都市長篠原英太郎殿

尚清々講社代表幹事森口松之助殿へハ昨二十五日

前記同文書ヲ郵送京都府知事宛七月三日五条

署經由之ヲ提出

同日文化課ヨリ受領セル指令并ニ附属書左ノ如シ

京都市指令第四五六〇号

船鉾町代表者 清水良亮

昭和十八年六月九日付ヲ以テ願出ニ係ル昭和十八年

度補助金下附ノ件左記条件ヲ附シ金八拾九円也

(前年通山式拾九円)ヲ交付ス

昭和十八年六月二十一日 京都市長篠原英太郎印

条件 (昨年通ニ付省略ス)

発教文乙第一五八号

昭和十八年六月二十一日 文化課長中村隆太郎印

船鉾町代表者清水良亮殿

昭和十八年度鉾維持修繕費補助金交付相成候

ニ就テハ別紙請書ニ書名捺印ノ上至急御提出相

成度

請書 (様式一昨十六年度通ニ付省略)

六月廿八日

市配給計画課山口氏ヨリ電話ヲ以テ清酒配給量

確定ニ付出头方通知アリ明日出头ノ旨答置ク

廿九日

朝再度電話ニテ前記通達アリ出頭指令ヲ受ク  
祇園会執行ニ関シテ神酒用清酒所要量四斗八  
升 右所要量ヲ必要ト認メ証明ス

昭和十八年六月二十八日

京都市戦時生活局配給計画課印 (山口)

右ハ当方提出ノ申請書余白ニ記載交付受ク

備考昨年度一石八斗ニ比シ三分ノ一弱ナリ即チ本年度  
配給量ハ二割強減量セラル、由ニ付右本年度  
割当ハ昨年度ノ二割減(一石四斗四升)ノ三分ノ一(山鉾  
建設休止ノ為)ノ割当ニナリタリ

七月三日

鉾当番町外村氏ト協議シ清酒割当量ヲ一ケ町  
神酒用一升ツ、鉾町囃子方用一ケ町二升ツ、残二升ハ  
連合会用ト決定ス一升以下ノ配給ハ困難ニ付一升ヲ  
単位トシ鉾町ニ於テハ囃子方優遇上必要ニ付本  
年ニ限り右通り処理ス 因ニ長刀鉾町稚児ハ本  
年鉾建休止ノ為稚児モ希望者ナク人選難為  
不得止休止ト決定ニ付從テ神童用清酒配給セズ  
北観音山町ヨリ功労者 三十八年奥村英太良  
二十年 中西繁次郎 兩名申告アリ受理ス來ル七  
日表彰式参列方通告依頼ス

七月五日

月桂冠大倉酒店ヲ訪ヒ配給ニ関シ打合せス

八坂神社ヨリ餅米配給ニ関シ協議致度明六日午  
後三時來社方電話ニテ通告ヲ受ク

表彰申告ノ有無鉾当番(長刀鉾町外村氏) 山会  
長(平岡氏)へ電話ニテ尋合ス両氏共申告ナシト  
回答アリ当方へ直接申告ノ分四名(北観音山二名  
鯉山一名鈴鹿山一名)アリ  
八坂神社へ明日午前九時ノ祭典依頼且ツ餅米ノ  
配給ニ付電話ニテ打合ス

七月六日

午後三時八坂神社へ出頭シ米穀配給ニ付協議ス  
白米八斗配給決定ノ由山鉾ハ本年建設セズ巡行  
休止ニ付本会へハ配給ナシ右神輿三基ニ分配ス  
内三若組ハ神輿洗両度ヲ加ヘ四回他ノ二基ハ二回ツ、  
ニ付一回ニ一斗ノ割トナル輿丁一基ニ付二百五十人トシテ  
一人当約四勺ニテハ食事一食分ニ不足ニ付逆モ輿丁  
召集不能ノ旨神輿代表者ヨリ申出アリ少ク共一人一合  
以上配給方要求セラル府農政課ニテハ日常ノ配給外  
ニ特別配給ニ付昨年ノ如ク多量ノ配給至難ナリト云  
ハル結果本日夜神輿組ニテ協議ノ上明朝九時神社  
禰宜殿ト代表者同道府庁へ再願セラル、コト、ナル  
餅米ハ八升(昨年ハ八斗)ノ配給ト決定ニ付昨年ノ一  
割ニ相当ス依テ十割山鉾町へ六升五合神輿組へ  
一升五合(一基五合ツ)配給ト決定五時半退出ス  
因ニ神社ヨリハ右八升ヲ四分シ二升ツ、神輿一基ニ対シ

配給スト漏ラサレシ様子（神輿三山鉾町連合会一ノ比率ト誤認）ニテ神輿組稍難色アリシモ従来ノ実績ヲ説明シ氷解セリ

鈴鹿山町功勞者六鹿清治氏申告セラル、モ調査ノ結果去ル昭和十年七月四日表彰濟ニ付申告責任者福井芳敏氏へ此旨通告再表彰セザル旨答フ

七月七日

午前九時八坂神社本殿ニ於テ祭典執行（宮司以下四名神職及樂人三名）山鉾会長及功勞者代表家壽多英一氏玉串奉奠終テ左記功勞者へ

感謝狀及功勞章贈呈神酒神饌ヲ頒ツ  
第十三回功勞者表彰式功勞者氏名

鯉山町 家壽多英一

北觀音山町 奥村英太郎 中西繁次郎

以上三名累計百八十七名

本殿西ノ間ニ於テ各町代表者參集ヲ求メ修繕

費補助金指令及提出ヲ要スル書類用紙等

一ヶ町六通ツ、交付記入例等説明ス

一、清酒配給量山一升ツ、鉾三升ツ、配給日及手

続ハ追テ通告ス

一、餅米山鉾各町共二合ツ、十五、二十二日兩日配給ス

一、白米配給本年度ナシ

一、清祓申込未提出ノ向ハ至急申込方促ス

一、囃子奉納日決定巡行順ニテ出演依頼ス

一、鶏鉾本年先番ナルモ巡行休止ニ付必然明年

先番ニ繰延ベ此旨月鉾町（中田氏）承認

一、補助金ニ関スル件ニ付説明諒解ヲ求ム

維持修繕費ハ多分交付ノ見込行事奨励費

ハ交渉中ナルモ多分交付セラレザル見込

清々講社ヨリ神饌料八十三日以後交付ス

一、各戸提灯ハ軒釣トシ提灯立ヲ建テヌコト

準備管制下道路歩行者ノ危険防止ノタメ

一、本年巡行休止ノ為府市其他關係当局へ提出ノ

文書ヲ朗読報告シ休止ノ理由ヲ明カニス

以上通告質疑応答解散ス

本年度連合会經費左ノ如シ

金五円也

高原宮司 嚴父死去  
香料

一金五円也

清水良亮氏 母堂死去  
香料

一金壹円也

六月廿三日總會 八坂神社  
給仕心付

一金貳拾円也

七月七日社參神饌料

一金壹円也

同 給仕心付

一金參円六拾八錢

餅米六升五合 八坂神社へ  
渡シ

一金壹円四拾參錢

右供餅搗賃 山田弘

一金壹円六拾錢

粽代 八坂神社清々講社  
二十四把分

一金壹円六拾錢

粽代 市役所文化課へ  
二十把分

一金五円也

瀬戸口禰宜殿 夫人死去  
香義

一金拾貳円也

八坂敬神会々費

〔欄外〕

〔追加〕

六円七十五銭

扇子十五本

清々講社

市役所へ

贈呈分

支出合計金五拾七円參拾壹銭六拾四円〇六銭 十八年度支出

内昭和十七年度繰越金參拾円四拾七銭

差引金貳拾八円八拾四銭不足立替金參拾四円五拾九銭

一金拾參円 十九年粽百把代清々講社 市役所

一金貳円 於成徳校集會心付

一金貳円 於八坂神社七月七日 心付

一金拾五円 蠟燭代森口氏渡

一金壹円八十五銭円 森口氏遺物すしのもと 壱箱代

一金拾五円 印刷届用半紙貳百枚

一金八円 森口氏紹介蠟燭屋  
遺物二級酒一升代

〔欄外〕

〔差引不足〕

立替金

九〇、五九

七月九日

京都府酒類販売株式会社へ出向シ配給酒四斗八升

六角東洞院東入大倉支店ニテ配給ノ切符受領ス

十日

夜六時三十分神輿洗式執行ニ付本會ヲ代表シ供奉

ス例年八時ナリシモ準備管制強化ノ為時間繰上ケタル

ニ拘ラズ輿丁出仕遅刻ノ為七時三十分ト約一時間延刻

十三日

朝大倉酒店ヲ訪ヒ神酒配給ニ付打合セ当方ニテ切

符発行見本ヲ提示ス同店ニテハ一升以下ノ端売ハ謝

絶ノ為銚一ヶ町ニ付三升ツ、山一ヶ町一升ツ、トス平岡氏

ヨリノ申出（一昨日）ニ依リ廿九日頃行事終了報告祭ヲ

兼テ懇親會開催シ其所用酒トシテ銚二升五合ツ、

ノ割合ニテ配給シ四升五合ノ余剩ヲ之ニ充當ノ考ノ処酒

店ヨリ端売拒絶ト夏季保存至難（廿九日以前二ハ連

日行事アリ開催不能）且銚當番外村氏共協議ノ結

果本年ニ限り懇親會取止メルコト、シ前記ノ通購

入票當番町経由各町へ配布ス一升中味三円四十五銭

替空瓶引替ノ旨伝達方依頼セリ販売日指定

ナシ各町希望ノ日ニ購入可能ト交渉セリ

八坂神社ニ至リ本年度神饌料（清々講社補助金本

年山銚建テヌ為交付セラレズ之二代ヘテ神饌料トシテ

銚百円ツ、山貳拾円ツ、献進受ク）一括受領ス但シ南観

音山町ハ直接出頭受領ニ付該町ヲ除ク廿七ヶ町分

預リ山銚當番町ヲ経テ同日午後各町へ伝達ス

配給ノ餅米六升五合八坂神社ニテ受領山田仁三郎氏へ

廻付代金參円六十八銭（一升五六五替）神社へ納金ス

京都新聞社及京都放送局（高谷氏宛） 祇園囃

子奉納演奏日割等報告郵送ス

六月十四日

太子山町二十把芦刈山町三十把保昌山町百把外二連

合会用粽注文本日受理シ依頼者へ配布ス一把

①十銭ノ処八銭ニ割引交渉セリ

十五日

餅二合ツ、各町へ配布ス清々講社神饌料当番町

間違ニテ南観音山町へ二重交付ニ付松居氏へ出向

返還ヲ受ケ之ヲ北観音山町奥村氏へ交付ス

十六日

北観音山町本年度功労者中西繁次郎ハ繁一

ノ誤ニ付感謝状訂正再交附申請ニ付受理ス

感謝状作成宮司殿捺印ヲ受ケ同町へ交付セリ

夜八時還霊祭執行ニ付本会ヲ代表シ参列ス

市文化課ヨリ本年行事中止ニ付中止ノ届提出方申越

アリ去ル六月二十六日提出済ノ旨回答ス

十七日

午前九時ヨリ各町内ニテ囃子奉奏状況歴訪見分ス

長刀函谷鶏（函鶏ハ稚児ヲ正面ニ飾ラル） 天幕幣

水引等ヲ飾リ一見鉾上囃子ノ感アリ他ハ普通概

ネ正午迄（鶏ハ午後一時迄ト聞ク）囃子演奏セリ

午後  
夜四時半発興祭ニ参列六時神輿ニ供奉七時

半御旅所着御帰宅ス

七月十八日

市文化課ヨリ事務上ノ参考資料トシテ祇園会ノ縁

起由来等詳細回報并ニ印刷物有之バ一部寄贈

方以文書依頼越サル

二十日

市内四条通繩手東入氏子生ノ名義ニ依ル葉書ヲ以テ毎

夜奉納囃子ノ際四条通ヲ囃子ナガラ参社スレバ賑ヲ添

へ結構ニ付考慮方投書到着ス

二十四日

各山鉾町維持費積立金集計左ノ如シ

前年度繰越金壹万九千六百貳拾五円参拾六銭

十七年度補助金壹千参百五拾貳円也

同 受入利息四百六拾六円九拾四銭

内修繕費支出金壹百円也 伯牙山町分

差引金貳万壹千参百四拾参拾銭

備考昨年ヨリ増加額千七百拾八円九拾四銭

本年度補助金保管法届 放下鉾（大阪貯蓄）鶏（三菱

特当）岩戸（三和特当）南観音（住友定期）船、北観音山、

函谷、浄妙（以上帝国定期）他ノ二十ヶ町ハ帝国銀行特別当座

朝市役所へ出頭ス補助金請求書保管届

各廿八通及本年一月十日付ヲ以テ昨年度補助金収

支報告書二十八通并ニ白楽天山町代表者変

更届壹通以上合計百拾参通文化課へ提出ス

尚去ル十八日受領セル資料トシテ由来縁起二代



へ「祇園まつりと八坂神社」印刷物壱部寄贈ス

粽式十把贈呈可然分配方依頼ス山鉾巡行費補

助金交付取消シノ旨確答受ク不得止コト、ス

行事由来縁起簡單ナル文書ヲ以テ回報方依頼

セラル追テ郵送スル旨約シ退序ス

午後四時神輿還御ニ付本会ヲ代表シ供奉ス

廿八日

文化課ヨリ白樂天山町代表者変更ニ付新代表名

ヲ以テ補助金請求并ニ補完届提出方電話ヲ

以テ通達アリ後刻小使便ニテ書類返送受ク

七月二十九日

京都市指令第五一六五号本日付ヲ以テ「昭和十八年六月

二十一日付京都市指令第四五六七号行事奨励費金

壱千七百円也交付ノ件ハ之ヲ取消ス」旨指令受ク

八月二日

市文化課ヨリ白樂天山町請求書名儀訂正再提出

方電話ニテ督促受ク福井氏ヲ訪ヒ用紙ニ捺印ヲ得

所定事項記入ノ上市文化課へ郵送ス

九月四日

朝市役所会計課へ出頭シ修繕費補助金合

計千參百五拾貳円也受領午後銚当番町へ八百壱

円山会長へ五百五拾壱円交付シ各町へ配布方依

頼同時ニ本年度連合会費一ヶ町五円ツ、徴収

スルコト、協議シ徴集方依頼ス山町十九ヶ町分ハ補

助金中ヨリ差引受領ス

昭和十九年

一月七日

昨年度補助金収支報告書二十八通作製シ銚当

番及山会長へ調印取纏方依頼ス

六月九日

午後二時於成徳校集会開催ス清水連合会長

平岡山会長長刀外村氏函谷吉田氏月中田氏鶏

藤井氏放下村田氏岩戸青谷氏船田中氏北観音

奥村氏南観音松居氏山当番郭田中氏八幡井上

氏以上十三名左記決定四時散会ス

一、本年度神事執行ノ件

去ル五月一日及七日清々講社幹事会ニ於テ当年神

事執行ニ付神輿昇人手不足ノ為神幸不能ノ為協

議ノ結果居祭卜決定（中、東ノ両御座ハ御旅所迄ノ

直線コースナラバ神幸可能ナレ共西御座ハ全然輿丁

人数不足ノ為神幸不能依テ三座不揃ニテハ執行シ得

ザル故）本年ニ限り左記ノ要領ニテ諸行事執行ス

・神輿洗 七月十五日及廿五日午後六時三十分

・前夜祭 十六日午後八時

・前祇園祭 十七日午前九時

・後祇園祭 廿四日午前九時

右事情ヲ報告シ山鉾町トシテノ行事執行ニ付協議ノ

結果戦局ノ重大緊迫ノ状勢ハ昨年トハ一層苛

烈ニ付到底巡行実施不可能ニ付本年モ休止ス  
之ニ関シ行事及申合左ノ通決定ス

一、祇園囃子演奏奉納ノ件 時局下底召込

徴其他勤務ノ関係上囃子方人数不足ノ為囃子

演奏不能ノ町長刀放下南観音不定ノ町岩戸

鶏最少人数ニテ漸ク可能ノ町函、月、船、北観音

以上ノ状況ニテ全鉾町同一ノ歩調ヲ執リ難ク不揃

ニ付町内会所ニ於ケル演奏(昨年実施)モ休止

神社能舞台ニ於テ奉納囃子ノ件囃子方待遇問

題ニ付難色アリ(目下物資不足ノ為蒐集不可能)

且前条ノ如ク囃子不可能ノ町アリ各町一致ノ行動ヲ

執リ難ク依テ待遇ハ神社又ハ連合会負担トシ囃

子演奏可能ノ町へ依頼シテハトノ説出タルモ函谷、月

両町共神社へ出張奉納ハ待遇ノ件ハ神社又ハ連合

会ニテ支弁セラル、共当該町ガ関係セザルヲ得ザル

事情ニアリ反対意見ニ付本年ハ之モ休止スルコト、

決定ス神社及講社ニ於テ要望セラル、モ此実状

ヲ告ケ諒解ヲ求ムルコト、ス

一、各町ニ於テ諸行事ハ嚴肅丁重ニ執行スルコト且

人形飾又ハ祭典ハ七月十六、七(廿三、四)ノ両日トシ各

町ノ実状ニ依リ前日ニ飾付スルモ可 見送胴卷其

他ノ飾付ハ本年ハ見合シ神儀祭壇ノミ奉祀ス

一、作事ニ対スル酒肴料金壺封給与ノ件鉾町ハ  
昨年通三役二十円ツ、給与但シ町内ニ依リテハ転廢

業ノ向アリ之等ニ対シテハ支給セザル事山町ハ昨年

五円ツ、給与セルモ効力ナシトノ意見ニ付本年ハ廢止

一、囃子方ニ対シテハ各町事情アリ任意考慮スルコト

一、連合会総会懇親会ハ諸配給ノ実状ニ応シ連

合会長ニ一任スルコト

一、蠟燭一ケ町十丁ツ、(又ハ五丁ツ、)配給斡旋方希望アリ

一、清祓十六日申込先 月 鶏 岩 船 郭

十五日午前申込 放下鉾 其他追テ神社へ申込ム

一、七月七日午前九時社參執行祭典及表彰式執行

ニ付功勞者調査ノ上本月中ニ申告ノコト

一、清々講社ヨリノ神饌料ハ昨年通鉾一ケ町百円山

一ケ町貳拾円ツ、ト決定ノ旨報告ス

六月十五日

八坂神社例祭ニ參列シ宮司高原美忠殿及清々

講社幹事諸氏ニ去ル九日鉾町会決定要領ヲ

奉告後參列ノ各正副社長へモ此旨報告ス

七月二日

鉾当番岩戸山町内会長岸田氏神事係青谷氏

山会長平岡氏ヲ歴訪七日社參祭典案内方依

頼ス 神社へハ昨一日幹事定例会ニ出席ノ際依

頼万事打合濟 本年度功勞者申告ナシ

五日

月鉾町内会長中田儀三郎氏ヨリ十六日午後同町囃子  
研究会ニ於テ祇園囃子演奏シ度旨届出アリ去ル

六月九日決定ニ背反スルガ諒解ヲ求メラル敢テ支障

ナシト認メ諒解ノ旨答フ

六日

市役所へ出頭シ左記願書ヲ提出ス

祇園鉾及山維持修繕費補助金下附願

祇園鉾及山維持修繕費昭和十九年度補助金

御下附相成度此段御願候也

追而当山鉾巡行之神事ハ肇国以来未曾有ノ

現時局ニ鑑ミ止ムヲ得ズ休止スルコト、決定候モ屋

内ニ於ケル祭祀行事ハ恒例ニ依リ最モ嚴肅ニ執

行シ敬神崇祖ノ念ヲ涵養シ国民精神ノ作興

ニ資シ度存意ニ有之候条併テ及御報告候也

昭和十九年七月六日

祇園山鉾連合会長清水良亮印

京都市長篠原英太郎殿

祇園会用清酒特別配給申請書

大東亜戦争決戦体制下山鉾巡行之神事ハ止

ムヲ得ズ休止致候モ左記行事ハ恒例之通り嚴

肅ニ執行可致ニ付神酒用清酒鉾九ヶ町山十九ヶ

町合計二十八ヶ町ニ対シ八斗四升特別ノ御詮議ヲ以

テ配給相願上度此段及申請候也

昭和十九年七月六日

祇園山鉾連合会長 住所 氏名印

殿

### 行事表概要

一、吉符入式 自七月一日 各町集会所ニ於テ全町員参拝  
至同十五日 一ヶ町平均五十人廿八ヶ町総人員千四百人

一、御千度社参 各町任意 各町全員八坂神社へ参拝  
右同断 参列延人員千四百人

一、清祓式 自七月十五日 各町会議所ニ於テ全員参拝  
至同廿四日 右同断 参列人員千四百人

一、社参祭典 七月七日 八坂神社ニ於テ各町役員参拝  
壹ヶ町平均六人 廿八ヶ町参列総人員百六十八人

一、天王祭 自七月十六日 各町参集所ニ於テ町内全員参拝  
至七月廿四日 一ヶ町平均五十人廿八ヶ町総人員千四百人

一、神事当日 七月十七日 右同断  
同二十四日 全参列総人員千四百人

以上参列延人員七千六百六十八人

同日午後市配給計画課ヨリ電話ニテ清酒配給

量ニ付申請通配給至難ニシテ本年造石高ハ

昨年ノ四割八分ニシテ需給關係上一ヶ町一升ノ割ニ

テ辛抱セラレタシトノコトニ付種々実情ヲ述ベシ

結果総量三升<sup>+</sup>七升迄トノコトニ談合ス

七月七日

午前九時八坂神社本殿ニ於テ宮司以下神職五

名奉仕セラレ祭典執行各町内多数参列ア

リ終テ清々館ニ於テ清々講社ヨリ神饌料

(鉾一基ニ付百円山一基ニ付式拾円ツ、) 交付ス

同席上左記報告并ニ依頼セリ

一、八坂神社依頼ニ依ル古文書文献提供ノ件

研究資料書写希望ニ付各町所蔵文献提出方

依頼高原宮司殿ヨリモ依頼セラル

二、清祓参向日通告ノ件 神社ニ於テ日割設定シ

各町へ通告ス 函鷄月白楽ノ四ヶ町指定日時ヲ

変更希望ニ付竹中主典ト合議變更ス

三、神酒、鏡餅蠟燭配給量未定追テ通告ス

四、懇親総会追テ決定次第案内スルト報告

五、月鉾町ガ十六日午後二時ヨリ囃子演奏スル旨届

出アリタル旨報告諒解ヲ求ム

六、粽配給方希望申込アリ取纏ム左ノ如シ

長刀一〇〇(中込) 函谷三〇〇 船一五〇 保昌一〇〇 白樂

三〇 木賊三〇 油天神二〇 太子三〇(中込) 占出二〇(中込)

芦刈三〇 鈴鹿二〇 橋弁慶三〇 連合会一〇〇 計九六〇 把

七月十日

予テ依頼シ置キタル森口清々講社幹事殿ヨリ蠟

燭少々手廻リタル旨通知受ケタルヲ以テ手土産持參シ

同氏邸ヲ訪ヒ蠟燭代拾五円支払ヒ現品受取ル

十二日

市役所配給計画課へ出頭尾崎氏ニ面接シ予テ

申請セル清酒配給ニ関シ一級酒九升二級酒二斗

三級酒八升ノ認可書(去ル六日申請書ニ奥書セル

モノ) 交付ヲ受ク之ヲ烏丸京都府酒類販売会

社ニ提出シ購入票ノ交付ヲ受ク

十三日

朝大倉酒店(清酒購入先東洞院六角) ヲ訪ヒ購入

ニ関スル打合せヲナス購入票ハ当方ニテ発行(級種及

升量記入押印) 見本提示シ置ク購入期間七月廿四日

迄トシ空瓶及代金引替ノコト、ス

午後鉾当番町山会長へ酒購入票及蠟燭大三

丁(公) 価格一丁十五銭替) 各町へ配給方依頼ス

八坂神社甲村主典ヨリ餅米六升配給決定ノ旨通

知アリ北観音山町奥村氏へ電話ニテ搦上配給方

依頼ス(去六月九日集会ノ際予メ依頼シ置タリ)

七月十四日

山当番八幡山町井上淳造氏ヲ訪ヒ神酒購入票七枚

及蠟燭大二丁(公) 価格一丁十五銭替) 小一丁(公) 価格一丁十銭替) 計三丁

宛各町へ配給方依頼ス

北観音山町奥村氏ヲ訪ヒ鏡餅作製方依頼ス

八坂神社及奥村氏へ電話ニテ餅米及鏡餅ニ関シ

打合要談ス

市文化課ヨリ十八年度補助金収支報告書未提出ニ

付集計尋合アリ明朝回答スル旨約ス右ハ本年一月

十日迄ニ報告ノ義務アルモノナレトモ山伏山町ノミ未提出ノ

為爾来当番町ヲ通ジ或ハ直接書面ヲ以テ数度督促

シ本日漸ク提出ヲ受ケタル次第ニテ甚シク遅延セリ

十八年度山鉾町補助金収支集計報告左ノ如シ

前年度繰越金貳万千参百四拾四円参拾銭

十八年度補助金壹千参百五拾貳円也

同受入利息金四百〇六円六拾壹銭也

合計金貳万参千百〇貳円九拾壹銭也現在高

本年度修繕費ナシ

昨年度ヨリ増加額千七百五拾八円六拾壹銭

七月十五日

鳴海餅奥村氏ヨリ鏡餅持参ニ付鉾山当番ヲ経テ各町へ配給ス

市文化課へ電話ニテ昨年度補助金収支集計額ヲ報告ス

山当番郭巨山町田中常雄氏ヨリ神饌用蔬菜類

一ヶ町凡ソ一メ目程度ノ配給受ケラル、旨申越ニ付

幹旋方依頼ス明十六日配給ノ旨申越受ケ

午後市文化課へ出頭シ補助金収支報告二十八通提出

シ文化課長へ扇子及粽贈呈ス

粽九百拾把持参納入受ク十銭替契約処村内協定

ニ因リ式拾銭替ニ申合ニ付十五銭ニ値上方申越サレ

契約相違シ且依頼主ニ対シ幹旋セル自分ノ立場

上其処置ニ困惑スル旨申ス可然一任ヲ受ク

尚後祇園会分ハ注文少量ニシテ且資材難ノ折柄ニ付

猶又価格ノ点前記ノ事情モアリ取消方希望ニ付

此旨依頼町鈴鹿橋弁慶両町へ通知ス

十六日

午前八時(定刻ヨリ一時間余遅延九時過開始)八坂神社

本殿ニ於テ表千家千宗左宗匠奉仕ニ依ル献茶祭ニ

参列多数好者来会セラル列席者ヲ代表シ玉串

奉奠終テ拝服席清々館白川八木邸栗田山中邸

船橋邸野口邸(油小路安左衛門氏)元美濃幸席

(下河原)

土橋氏催等ノ副席アリシモ用事都合上  
今井

十一時過帰宅ス

午後一時頃山当番郭巨山町田中常雄氏幹旋ニ

依リ各山町十二ヶ町へ神饌用蔬菜果実配給セラル

(茄子<sup>瓜</sup> 水櫛<sup>一ヶ</sup> トマト<sup>ニヶ</sup> 唐辛子等) 鉾町へモ配給方依頼

シ置キタレトモ山町ノミ配給セラレタリ

午後八時八坂神社本殿ニ於テ前夜祭執行(例年ハ

遷霊祭ナルモ本年神幸ナキ為) 本会ヲ代表参列ス

七月十七日

午前九時八坂神社本殿ニ於テ前祇園祭執行セラレ

本会ヲ代表参列ス本年度神幸ナク所謂居祭ニ付

本年ニ限り午前祭典執行氏子総代(寺村助右衛門

氏) 清々講社幹事清々講社正副社長参列清々講

社代表シ清水良亮玉串奉奠ス尚大阪今宮神

社及南山城國中神社ヨリモ参列セラル

〔欄外〕

〔祭列者〕

一同へ

粽一把ツ、

本会ヨリ

贈呈ス

午後市役所文化課岡田氏ヨリ電話カ、リ十六、七、八年度

補助金収支ニ付尋合アリ集計報告ス尚本年度

修繕予算提出方申越サレタルモ戦時下資材難

ノ為予定ツキ兼ヌル旨答ヘタルモ補助金交付ニ関シ



予測立タヌ故何分ノ考慮ヲ求メラレ之ヲ約ス十八年  
 度予算収支集計表式通提出方依頼越サレ明日  
 提出方約諾ス

七月十八日

文化課へ左記「山鉾修繕予算書」提出ス

- 一、岩戸山 金具修繕 金六千五百円十二年見積ノ  
残余ノ分
  - 一、同 見送綴錦修繕 金壹万円十六年度  
至計画分
  - 一、月鉾 鉾車修繕 金壹万円十二年見積  
残余分
  - 一、船鉾 綴錦見送修繕 金八千円九年見積分
  - 一、放下鉾 金具修繕 金六千円既往完了  
残余分
  - 一、芦刈山 胴巻修繕 金貳千円九年  
見積分
  - 一、橋弁慶山 鎧修繕 金貳千円々
  - 一、山伏山 見送錦修繕 金六千円十六年  
見積分
- 合計金五万五百円也

右予テ修繕計画予定ノモノニ有之候処事  
 変發生以來資材入手難并ニ予算關係上  
 修繕中止致居候次第二候

昭和十九年七月十八日

山鉾連合会長 清水良亮印

京都市長篠原英太郎殿

教育局庶務課長増田氏ヨリ面談求メラレ補

助金ニ関スル大正十二年度以來ノ実情詳細説明

懇談ス

七月廿二日

後祇園祭ノ分山九ヶ町へ鏡餅配布ス

山七ヶ町へ前回同様神饌用青果物（郭巨山町

田中常雄氏斡旋ニヨリ）配給ス

蠟燭斡旋者へ謝礼トシテ酒壺升贈呈ス

連合会経費収支左ノ如シ（昨年七月七日ノツ、キ）

- 金 四円八十銭 鏡餅六升代八〇替
- 金 五円也 瀬戸口禰宜殿養父死亡  
玉串料
- 金 拾貳円 八坂敬神会々々費
- 金 九拾円五拾九銭 前年度不足分立替金
- 金 拾貳円 八坂敬神会々々費二十年分
- 昭和二十年七月七日納
- 金 壹百円 八坂神社奉納永代  
神饌料
- ノ貳百貳拾六円参拾九銭
- 金 貳百八拾円也 山鉾廿八ヶ町会費入

差引五拾参円六拾壹銭 後季繰越

〔欄外〕

〔後記写〕

二十一年三月五日

十金拾貳円也 八坂敬神会々々費納

七月七日

十金拾五円也 八坂神社々々参社務所へ十円  
清々館下男へ心付五円

昭和廿年

三月十五日

市文化課ヨリ電話ヲ以テ銚祇園囃子音譜写シ有無尋合アリ出雲路先生ヨリ之ガ研究希望ノ旨申越ニ付配慮方依頼アリ希望ニ副フ旨答フ

十九日

市文化課ヨリ電話ヲ以テ決戦下敵機空襲頻

々タル現状ニ鑑ミ当市名物タル山銚ノ古美術ヲ敵ノ盲爆ヨリ保護センタメ博物館倉庫へ

保管セントス之ガ打合ノタメ明二十日午前十時出頭方申越サル之ヲ承諾平岡山会長へ直チニ此

趣通告ス

二十日

午前十時平岡山会長ト同導市文化課へ出頭ス

文教局長、文化課長土居次義氏同課岡田書記

博物館鑑査員松木聰二郎氏郷土美術研究家

田中緑紅氏等ト合議シ二十二日午前九時ヨリ正午迄

博物館ニテ受付同館地下倉庫へ保管スルコト、

決定第一次のニ各町最重要品ニ三点ツ、ト限定

余裕アラバ第二次保管法ヲ講ズルコト、シ預リ品ニ対

シテハ保管証ヲ交付サル、コト、但シ市ニ於テ責任

ヲ以テ保管サルベキモ万一直撃彈ヲ被ムル等不可抗

力ノ場合ソノ損傷ニ対スル責任賠償ハ為シ得ザル旨

諒解ヲ求メラル之ヲ諒諾ス正午退庁直ニ右当番

町ヲ経テ各町へ通告ス

三月廿二日

小雨ナレトモ各町ヨリ博物館へ重要美術品搬入ス本日搬入未済ノ町ハ廿三、四日モ引ツゞキ受付ス

廿三日

博物館ヨリ電話ヲ以テ保管預入未済ノ町至急搬入方申越サル各町へ此旨通達ス

府警防課ヨリ銚曳綱非常用ニ供出方ニ関シ電話ヲ以テ意見ヲ徴セラル私見ヲ答置ク（各町所有ニ係

リ個人自由意志ニ依リ難ク且各町分散保管セル為速急同時ニ纏メ難キ実情ナリ）

廿四日

八坂神社宮司ヨリ電話カ、リ御神体ニ関スル保管ヲ神社庫ニ受託ノ旨通告ヲ受ク依テ近日面談ヲ約ス

廿五日

堀川警察署ヨリ銚曳綱借入方申越サル個人所有

品ニ非ズ所有町ノ諒解ヲ求ムル要アリ且空襲頻々タル現情勢ニ因リ疎開セル町アリ或ハ土蔵密閉セル町モ

アリ船銚町ノ曳綱ハ成徳警防団へ貸出シ（強制疎開

家屋曳倒用）アル旨答へ置ク

廿六日

市文化課ヨリ電話ヲ以テ博物館へ預託ノ町ハ約半数ニシテ他ハ保護預ケ希望有無尋合アリ至急調査スル旨

答置ク

廿七日

八坂神社々務所へ出向シ（去ル廿四日通告ノ件ニ付協議ヲナス為）タルモ宮司禰宜両氏共不在ノ為要領ヲ得ズ

四月一日

八坂神社へ重ネテ出向宮司ニ面接打合ス全部ノ体積長持二杯程度トシ<sup>四</sup>日午前九時ヨリ正午迄引受クル旨約サル依テ此旨当番町ヲ経テ各町へ通告ス

廿四日

博物館ヨリ電話ヲ以テ保管預証配布ニ関シ町所在知尋合アリ当方へ一括送付セラレ度各町へ配布スル旨答ヘタリ送付アリシ預証十四通左ノ如シ

一、函谷鉾町 見送一包 ゴブラン前掛一包 大師真筆一包  
二、占出山町 付属品類五箇（追加四月十日） 見送及胴幕一様

御髮一箱

三、鯉山町 見送ゴブラン織一卷 胴幕一卷

鯉彫刻品一組 鯉波一組

四、南観音山町 見送一包

五、八幡山町 鳩一对 慶寿裂前掛四枚

水引二枚 島左近矢一箱

六、郭巨山町 胴卷四枚一包

七、黒主山町 前掛一枚

八、霰天神山町 見送式枚一箱 胴幕式枚一箱

九、浄明山町<sup>(ウ)</sup> 見送一枚

十、役行者山町<sup>(ウ)</sup> 金蘭御頭袋三枚 水引四枚

胴卷四枚 綴織見送一枚 龍見送一枚

十一、太子山町 見送一箱 人形及装束類一箱

十二、油天神山町 見送一枚

十三、船鉾町 神功皇后御面一面 楠亭下絵雲龍水引四枚

支那綴織前掛一枚 綴錦前掛一枚 飛龍揖朱塗棒付一面

御腹帯一筋

十四、橋弁慶山町 牛若弁慶御神体式軀

御足駄一箱 見送胴幕六枚一箱

〔欄外〕

「白楽天山

五月二

保管ヲ

委託セラル

此件七月

七日報告

アリ

以上 保管預証写左ノ如シ

第〇号（前期町名ノ上ノ数字ガ番号ニ当ル）

預証

一 品名

右正ニ御預リ致候也

但空襲及ビ天災其ノ他不可抗力ニ原因スル損傷ニ付テハ

其責ニ任ゼズ候条為念申添候

昭和二十年三月二十二日（船鉾二十三日 橋弁慶四月十三日）

恩賜京都博物館印

〇〇町御中

六月廿六日

五条署員来訪ヲ受ク敵機来襲頻々タル折柄ニ付山鉾ノ保護管理ニ付情況尋合アリ現状ヲ答へ運搬車ト人手不足及疎開場所ノナキ為止ムヲ得ザル事由ヲ述ベ之ガ対策ニ関シ良案アラバ指示願ヒタキ旨希望ヲ述ブ

六月廿九日

市役所へ出頭シ左記申請書ヲ提出ス

祇園会用神酒特別配給申請書

大東亜戦決戦下敵機来襲頻々タル折柄恒例ニ因ル山鉾巡行之神事ハ止ムヲ得ズ休止致候へ共左記ノ諸行事ハ例年之通り最厳肅ニ執行シ大東亜戦ノ必勝完遂ヲ祈念致度候条山鉾二十八ヶ町ニ対シ御神酒用清酒五斗六升特別ノ御詮議ヲ以テ配給相成度此段及御願候也

昭和二十年六月二十九日 祇園山鉾連合会長印

京都市長 篠原英太郎殿

行事概要

- 一 吉符入式 自七月一日至七月十五日 各町会毎ニ参集執行
- 一 御千度社参 日時各町任意 町会毎ニ八坂神社へ社参執行
- 一 祈願祭典 七月七日午前九時八坂神社ニ於テ執行
- 一 清祓式 自七月十五日至七月二十四日 各町会毎ニ参集執行

一天王祭 自七月十六日至七月二十四日 右同断

一 神事当日祭 七月十七日及二十四日 右同断

右配給計画課へ申告セシ処神事関係ハ稅務署へ申告セヨトノ事ニ付願書持戻ル

七月一日

八坂神社ニ於テ清々講社幹事会ニ列席本年神事ニ付協議ス空襲頻々タル現情勢ニ徴シ山鉾巡行諸行事ハ休止祭典ノミ執行神輿ノ渡御モナク神輿洗ノ行事モ休止拜殿ニ飾ルコトモ見合卜決定

十六日午前九時表千家元献茶祭

午後二時前日祭執行

十七 廿四日午前九時 当日祭執行 以上

来七日午前九時例年之通連合会祈願祭執行ニ付

竹中主典ト打合セ帰宅ス

二日

各鉾町代表者及山会長平岡氏へ文書ヲ以テ七日ノ

祭典執行ノ案内及功勞者ノ有無并ニ申告方通

告ス

五日

下京稅務署ニ吉田署長ヲ訪ヒ神酒配給之件ニ付懇談

市配給課及酒販会社へ電話ニテ交渉セラレシ結果市役

所ニテ配給セラル、コトニ決定再度市役所へ出頭セラレタシ

但シ配給量が昨年ヨリ減少セル上ニ最近敵機来襲ニ

ヨリ酒生産地及貯藏所ニ被害アリ一層現品保有量

減少ノ為昨年度トハ減量ヲ承知セラレタシトノコトナリ

次デ市役所配給計画課へ出頭懇談ノ結果一ヶ町五合

ヅ、割合ニテ本年度ハ辛抱セラレタシトノコトニテ事情

止ムヲ得サルモノト認メ一両日中再出頭ヲ約シ退庁ス

七月六日

山会長平岡氏ヲ訪ヒ明日ノ祈願祭ニ付打合ス尚当春

山鉾町御神体保管依頼ノ件モアリ神社ニ対シ永代

神饌料追加(数年前参百円奉納セリ)金壹百円也

奉納スルコトヲ提議賛成ヲ求メ明朝其手續ヲナス

コト、協議ス

七月七日

昭和二十年度連合会経費左ノ如シ恒例ノ社参并ニ表

彰式午前九時挙行決戦下人手不足ノ為参列者例

年ヨリ少ク三十余名式後清々館ニ於テ左記協議ス

一、本年度補助金ハ巡行休止ノ為交付セラレズ

一、清々講社ヨリノ神饌料ハ交付セラル、筈ニ付諸行事ハ

例年之通厳肅ニ挙行セラレタシ行事挙行ナキ町ニ於

テハ之ヲ辞退又ハ返納セラル、等追テ当該町ト協定ス

一、神酒一ヶ町五合程度配給ノ見込ナルモ前項ニ準ジ行事

執行セラレサル向ハ配給ヲ考慮ス

一、囃子演奏可能ノ鉾町ハ申込セラレタク宮司ノ希望モアリ

之ヲ勸奨ス

一、鏡餅用米ノ配給ハ本年配給ナシ

一、清祓出仕希望町ハ申込アリタク只今未定ノ向ハ後刻神

社へ直接申込アリタシ但シ神職無人ノ為希望日時ノ参

向至難ニ付此点諒解アリタシト申置ク

一、一昨年来懇親会ハ挙行シ得ザル情勢(物資不足飲

料配給難及多人数ノ宴席引受ケル料亭ナキ為)ニ付

本年モ止ムナク見合ス旨諒解ヲ求ム

一、八坂神社へ永代神饌料トシテ金壹百円奉納ノ件報

告承認ヲ求ム今朝宮司殿へ納付領収書回覧ニ供ス

去ル昭和十六年参百円奉納ト併テ四百円トナル

一、神饌用粽配給斡旋方希望申込アリ

郭巨山 保昌山 油天神山

一、清祓申込十四日長刀保昌 十五日放下 霰天神 郭巨山

廿二日北観音山 以上神社へ申込伝達ス

一、神饌用野菜配給斡旋方郭巨山町内会長田中氏へ依頼ノ

件平岡氏へ委任ス

一、第十四回表彰式功労者氏名左ノ如シ累計百九十式名

函谷鉾町 武田光治郎 岡島太一郎

橋弁慶山町 片山文三郎 四方亀蔵 平井小三郎

備考 函谷田中長蔵廣瀬彦一(去ル十三年表彰済) 橋弁

慶田中桑三郎平井佐助(去ル十二年表彰済) 以上申請アリ

シモ既往表彰済ニ付此旨通告ス 十一時散会

献備用粽周旋方希望ノ向アリ上賀茂村林苑照

会状ヲ発ス

七月十二日

鶏鉾町内会長ヨリ同町蔵(家屋疎開ノ為去ル四月町会



議所ハ家屋除去サレ土蔵ハ鉾收藏ノマ、現存) 空渡シ

方申込マレシ為相談ニ見ユ国宝的の物品收藏セルモノ故

且他ニ移管スベキ個所モ運搬ノ方法モナキ現状ニ徴

シ早急空渡不能ノ旨回答セラレタシ若シ会谈ノ都合

ニ依テハ小生ヘ振向ケラルレバ面談スベキ旨答置ク

十三日

市役所へ(配給計画課) 出頭シ御神酒配給認可書ヲ

受取り京都府酒販会社へ提出購入票ヲ受領

之ヲ大蔵酒店へ持参酒代ヲ支払ヒ一ヶ町五合ツ、配

給スルコト、ス二級酒一升代八円也

十六日

午前九時(定刻ヨリ約一時間遅延十時始) 千家家元献

茶祭午後二時(定刻ヨリ約三十分遅) 前日祭執行

セラル本会ヲ代表シ参列ス 祭典後函谷鉾町祇園囃子奉納アリ五時迄

十七日

午前九時本殿ニ於テ前祇園祭執行セラル本会ヲ代表

シテ参列ス鉾町壺ヶ町五拾円ツ、(昨年八百円ノ処本年

ハ空襲頻々ノ為疎開等例年通行事不励行ニ付半

減) 山壺ヶ町ニ対シ式拾円ツ、(前年通) 神饌料トシテ

清々講社ヨリ寄贈受ク尚函谷鉾町ヘハ囃子演

奏奉納謝礼トシテ百五拾円寄贈(神饌料共ニ

テ式百円トナル) 受ク当番町及山会長經由交付ス

朝来降雨近年稀有ノ冷氣ニシテ大暑ノ祇園会気

分更ニナク決戦下超非常時ヲ思ハス異常天候也

七月廿四日

今朝ヨリ空襲頻々警報発令セラレ解除サレズ

午後漸ク解除サレ午後二時半頃(午前九時開始ノ予

定ノ処) 祭典開始セラル本会ヲ代表シ参列ス

八月十日

八坂神社高原宮司殿ヨリ電話カ、リ山鉾町有

家屋疎開ノ為土蔵ニ山鉾收藏ノマ、残存ノ向ハ

該土蔵払下ヲ受ケ永久之ニ保管收藏セバ付

近家屋除却ニ因リ延焼ノ怖レナク従来ニ比シ稍

安全ナラントノ談文化課長ヨリ話サレタル旨申

越ニ付調査ノ上該当町名報告スト答置ク

八月十二日

右山会長へ調査方依頼ス

午前十時ヨリ清々館ニ於テ御旅所神輿奉 マツ 殿

疎開除却ニ付協議会開催セラレ出席ス氏子総

代内貴清兵衛寺村助右衛門田中一馬六鹿清

治熊谷直之ノ諸氏清々講社幹事清水良亮

遊津喜太郎岡尾磯次郎大橋孝治郎杉

山治三郎諸氏列席高原宮司ヨリ委細説明

アリ(御旅所神殿ハ存続神輿奉 マツ 殿及前面ノ

貸店ノミ除却ト決定) 之ガ対策ニ付協議ス宮司

殿府庁へ出頭セラレ内政部長ニ面接之ガ存続ニ付

意見ヲ具申シ希望実現ノ見込アラバ内貴大鹿岡

氏ノ運動ヲ俟テ陳情希望貫徹ニ努力スルコト、ス

然シ現下ノ戦争情勢ヲ推測セバ神殿ノ存続ヲ認

メラル、前記ノ実情ニ徴シ先祖代々世襲家屋ヲ強

制疎開除却セラル、一般家屋ニ対シテモ無理ニ之ガ

希望実現ヲ開陳スルコトハ時局不認識ト目サル、故

結局ハ之ガ除却ヲ承認スル外ナキモノト合議決定

尚之ガ除却ニ関シ専門人夫ヲ以テ除却セシメ保管ノ上

後年再建ノ希望ヲ有スルモ目下人夫雇入不能ニシテ

仮令人夫雇入得ラル、共之ガ経費非常ニ崇ミ費

用捻出ト資材保管ノ困難及当分渡御祭実現サ

レザル見込等ノ為之ガ除却ハ警防隊へ委任スルコト（此

場合用材ハ買上ゲトナル）ヲ決定ス

一昨日宮司殿ヨリ通話ノ山鉾町土蔵ノ件話題トナリ目

下調査中ニシテ之ガ払下ノ希望且疎開地他ノ残存土蔵ノ

払下（無償）ヲ申請シ之ニ山鉾ヲ分散疎開ノ意志ヲ

有スル旨席上表明セリ

長刀鉾町其他家屋疎開ニ因リ町内在住者少数トナリ

将来山鉾ノ管理上支障ヲ来ル怖アリ財団法人組織

シ山鉾ヲ一括管理シテハ如何トノ議宮司ヨリ提議セ

ラレ氏子総代中一同賛成者アリシモ従来ノ経緯ニ鑑ミ

清々講社ヲ財団法人ニ改組シ徐々ニ山鉾町ノ希望ニ

応ジ編入スルノ可ナル旨意見開陳ス内貴氏其他

此方法ガ然ルベシトノ意見ニテ之ニ依リ今後協議準備

ヲ進ムルコトヲ合議シ午後一時半散会ス

八月十五日

正午米英支ソ四ヶ国共同宣言ヲ受諾シ大東亜

戦争終結ヲ発表セラル畏クモ皇国護持ノ為メ

戦闘休止ノ大詔ヲ下シ給フ遺憾ナガラ戦利我ニナ

ク最近新型爆弾（電子爆弾）ヲ使用ノ為広島

長崎両市ニ多大ノ被害アリ且ソ連ノ宣戦等我

方ニ不利ノ状勢ノ為止ムナク聖断ヲ仰ギ大戦終止

四ヶ国宣言ヲ受諾スルコト、ナリタリ

十月廿七日

市文化課長ヨリ電話ヲ以テ廿九日祇園会展ニ付テ

懇談シタキ旨通告アリ朝拾時出頭面談ヲ約ス

二十九日

午前十時市役所へ出頭土居文化課長ト面談ス連合

軍進駐中ニ付平和京都ノ文化ノ姿、古美術祇園会

山鉾飾展ヲ開催シ連合軍將兵ニモ観覽セシメ

他面三ヶ年休止セル祇園会ヲ市民ニモ見セ度タメ

大札記念美術館ニ於テ展覽シタキ故当春以来

博物館寄託中ノ内ヲ展覽出品ヲ諒解承諾求

メラル本来各町共協議ノ上回答スベキ筈ナルモ各町

共異存ナキ見込ニ付独断ヲ以テ承認異存ナキ旨

言明ス課長ハ関係者ト協議ノ上具体的ニ進行

セシメルベク追テ決定ノ上ハ早速通知旁々面談ヲ

約サレ退庁ス右ノ趣電話ヲ以テ平岡山会長へ通

告同氏ト同感ニ付山町へ此旨通告方依頼ス

十月廿日

市文化課ヨリ不在中電話カ、リ今夕四時三十分面談  
申込マル同刻美術館囑託竹内四郎氏外壱名来

宅セラレ十一月三日ヨリ十一日迄展観開催決定ニ付

品物借入方更メテ依頼セラル依テ博物館長宛出

品(寄託中ノモノ)物件一時搬出方願書認メ竹内氏へ

交付尚鶏銚ゴブラン長刀銚綴織見送りモ同

時出品陳方希望依頼セラル依テ明朝交渉ノ上確

答ヲ約ス

三十一日

鶏銚町内会長小山氏ヲ訪ヒ見送出陳方申込ム直

チニ快諾サル依テ此旨電話ヲ以テ竹内氏へ回答ス

後刻竹内氏ヨリ電話ヲ以テ明一朝十時頃見送

借用ニ出向ノ旨通告アリ早刻鶏銚町へ連絡ス

同夕竹内氏来訪アリ博物館ヨリ寄託品持出シ

明細書ニ調印ヲ求メラレ捺印ス

十二月十七日

市文化課ヨリ電話ヲ以テ進駐軍司令部ヨリ府内政部長ヲ経

由「美術品記念物并ニ文化及宗教上ノ土地建造物等保護

ニ関スル方針及処置」ニ就テ通牒アリ之ニ関シ報告書提

出方依頼アリ出頭方申越サル依テ即時出序委細聴取

明日提出ヲ約ス

十八日

左記文書ヲ市文化課へ提出ス

報告書

当会所蔵山銚町有山及ビ銚保管主並ニ所在地左ノ  
通りニ付此段及報告候也

昭和二十年十二月十八日

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山銚連合会長 清水良亮印

京都市文化課長 土居次義殿

記

名称 所在地 所有主又ハ保管者氏名

各町名列記 各町所在地列記 各町名列記(略)

十二月廿一日

市文化課ヨリ電話ヲ以テ山銚ノ由来構造等ノ概要報告書

ノ提出方申越サル之ヲ諒承ス

廿七日

去ル二十一日申越ノ書類未提出ノ為再三督促アリ本日左記ノ

書類作製シ提出セリ

山銚ノ由来並ニ構造及概観

一、祇園会山銚ノ沿革

遠ク清和天皇ノ貞観年間御霊会ヲ執行セラレシニ始マ

ルモ現今ノ如キ山又ハ銚ノ創設セラレシハ一条天皇ノ長徳四

年ニ始マリ爾来盛観ヲ見ルニ至リシモノニシテ其ノ間応仁

ノ乱始メ幾度モ兵火ノ災厄ニ遭ヒ現存ノモノハ徳川時代ノ

復興ニ係ルモノナリ

一、山銚ノ構造及概観

現存ノ銚ノ胴組ハ木材ヲ以テ組立テ下部ニ直径六尺余ノ車輪  
四枚ヲ取付ケ上部ニ金箔漆塗ノ屋根ヲ組ミ中心ニハ地上  
八十尺位ノ銚ヲ建ツ銚ノ尖端ニ長刀等ノ目標ヲ附シ之ニ依  
テソノ銚ノ名称トス即チ長刀銚ト云フガ如シ胴組ノ周圍ニ  
ハ古代ノ錦繡ヲ飾付ク山ハ銚ノ小形ナルモノニシテ車輪及屋  
根并ニ銚ヲ附セザルモノナリ但シ岩戸山、南観音山ハ銚ノ代リ  
ニ松ヲ建ツルノ外、銚ト其構造外觀異ナラズ  
以上  
右及御報告候也

昭和二十年十二月 日

京都市下京区新町通仏光寺上ル

祇園山銚連合会長 清水良亮印

京都市文化課長 土居次義殿

廿一年

三月五日

恩賜京都博物館鑑査員山根有三氏来宅アリ昨年

山銚重要美術品保護預品至急引取方申越シ

アリ終戦平和後心ニ係リ乍ラ本日迄遷延セシコト

故各町へ通告ノ上至急引取ル旨答置ク

三月六日

山会長平岡氏及南観音山町松居氏函谷銚町

吉川氏船銚町長江氏へ昨日博物館ヨリ申越ノ件

電話ヲ以テ通達可及的速カニ午前九時ヨリ午後三

時迄ニ預証持参ノ上引取方伝達ス

五月二日

博物館ヨリ再三引取方申越サレ其都度当該町へ通告ス

五月上旬ニハ全部引取完了ノ筈ナリ

五月廿日

各種新聞社ヨリ電話又ハ来訪本年度巡行ノ挙行カ否  
ヤ問合アリ終戦後ノ今日復旧ノ希望ヲ有スレ共戦後  
ノ物価高ト人手不足食糧不足ノ現状ニ徴シ到底復興  
困難ノ実状ヲ語り回答ス

五月廿一日

八坂神社高原宮司ヨリ電話ヲ以テ本年度巡行ニ関シ

考慮ノ余地ナキカ若シ挙行セバ費用概算如何トノ

尋合アリ氏子民ヨリ巡行希望ノ声多キ由申越サル

明一日清々講社幹事会ニ出席会談ヲ約ス

六月一日

清々講社幹事会ニ出席巡行ニ関シ懇談ス戦時中

ノ物価ニ比シ現今ノ物価八十倍乃至二十倍(物ニヨリテハ二

百倍)砂糖ノ如キ一斤七十銭ナリシモノガ現今百六七十円)ニ付仮

リニ平均十五倍ト仮定シテ巡行費式万円ヲ要セシモノ

ナレバ現在三十万円位ノ概算トナリ山銚町ノ負担シ得

サル所且清々講社トシテモ之ガ補助金徵集方法ハ至

難ナリトノ結論ニ到達ス

六月六日

鶏銚町土蔵(昨年四月第三次家屋疎開ニヨリ町家

ハ除去セラレ土蔵ノミ残存)除却方進駐軍ヨリ指令

アリ而モ之ガ実施ハ三日間トノコトニテ同町内会長小山  
晃平氏来宅陳情アリシモ公用ニテ商工經濟会ニ於ケ  
ル纖維製品配給監理委員ニ出席不在中ナリシ為出  
先へ電話ニテ報告アリ明七日府庁へ出向關係官ト  
懇談微力ヲ尽ス旨約ス

七日

朝小山晃平氏来訪アリ詳細ノ報告ヲ聞ク午前中ハ公  
用ニテ来客連続シ外出不能ノ為午後早々府庁へ出頭  
シ都市計画課長社会教育課長ト階段更ニ社会教育  
課員小林氏ト連レ立チ終戦事務局涉外課長ニ面  
談実情ヲ語り善処方依頼ス

六月八日

終戦連絡事務局ヨリ電話ニテ「進駐軍司令部ト交渉ノ結  
果施設計画決定シ予定ヲ変更シ難ク且長期猶予  
スルコトハ施行上至難ニ付来ル十七日中ニ収藏品ノ移動ヲ  
完了シ土蔵除却ニ支障ナキ様配慮方」申越サル依テ  
当該町へ此旨伝達極力急速ニ処理スベキニ付之ニ関  
スル人夫賃其他ニ付格別ノ考慮方依頼ス  
鶏鉾町内会長ヲ訪ヒ前項ノ伝達ヲナシ急速ニ移転  
先ヲ選定アリタキ旨ヲ告グ

十日

鶏鉾町内会ニ於テ移転先ヲ物色スルモ急速ニ見当ラズ  
遠隔ノ地ハ運搬不便ナリ期限モ折迫セルコト故同町内  
土蔵及空地ヲ一時借入レ移転スルコト、決定ノ旨報告

之ガ搬出及雜費ニ関シ支弁方依頼アリ府当局へ願出  
交付セラル、様尽力スル旨約ス

十一日

終戦連絡局ヨリ電話ニテ其後ノ要領尋合アリ前記  
事情ヲ答へ費用ニ関スル支出方依頼シ置ク

十二日

鶏鉾町内会長小山氏ト共進駐軍司令部へ出頭係員ト  
面談工事請負人碓組主任等ト会見約束ノ期日迄  
ニ収藏品ノ搬出并ニ土蔵除却ニ遺漏ナキ様依頼ス

六月十三日

京都日々新聞社ヨリ七月十七日華頂会館ニ於テ祇園囃  
子出張演奏方依頼越ニ付追テ關係者ニ交渉ノ上回  
答スル旨約ス翌十四日更ニ来訪アリ同日正午及午後四  
時ノ二回出演ヲ希望ス謝礼トシレ式百円提供（増額交  
渉ノ結果三百円ニ訂正）ノ旨申出アリ  
右ニ関シ船鉾町囃子方へ内交渉ノ上内諾ヲ得此旨新  
聞社へ回答ス其後同社ヨリ「食糧危機ニ直面シ此趣  
催ノ開会適否考慮ノ結果中止スルコト、決定ニ付種  
々配慮ニ対スル謝意ヲ表シ取消申越サル

十七日

終戦連絡局及鶏鉾町ト爾来数次連絡シ期限内ニ  
土蔵明渡完了ス

二十日

去月以来各種新聞記者ノ来訪又ハ電話ニヨル質問ヲ



受ク要ハ本年度祇園会ノ実施如何并ニ行事ニ関シテノ  
尋合ナリ実状(前掲五月二十日)ヲ語り回答ス

七月一日

清々講社幹事会ニ列席シ鉾町有志ノ本社出張奉納囃  
子実演ノ場合ハ一ヶ町百円程度総額五百円限度ニテ  
謝礼交付ニ関シ小生ニ裁量方一任セラル

七日

午前九時八坂神社本殿ニ於テ恒例ノ社参祭典執行終テ  
清々館ニ於テ総会開催ス本年度神事執行否ヤニ付現  
在ノ諸狀況ヲ観案<sup>(ウキ)</sup>休止ト決定左記申合ス

一、屋内行事ハ恒例ニ依リ努メテ執行神事祭典ハ神社

トモ打合セ厳肅ニ行フコト鉾町ハ可成囃子ヲ演奏

出来得レバ奉納囃子ヲ希望(予テ申込ヲナスコト)

本年度諸補助金及交付金共ナシ

神事当日ハ可成御神灯(点灯スルコト)ヲ掲ゲ張幕ス

ルコト其他町内ニ於テ出来得ル範圍内ニテ終戦後ノ神

事ヲ奉仕スルコトヲ申合セ散会ス

本日左記四名表彰ス

芦刈山町 青木勘次郎 岡田春之助

八幡山町 中尾千代造 金正喜十郎

七月十日

函谷鉾町ハ本日吉符入式挙行午後囃子演奏十一日ヨリ

夜間囃子奉納十木田午後十時放下鉾町ハ四条河原町

(馬淵方屋上ニテ) 夜間囃子十六日午後一時ヨリ四時迄八坂

神社ニテ奉納囃子船鉾町八十五、六両日夜間十七日午

前町内ニテ午後八坂神社ニテ北観音山町八廿二、三両日ハ

町内ニテ廿四日夕方ヨリ八坂神社ニテ囃子奉納ノ旨届出

アリ八坂神社ニテ囃子奉納ノ町内ハ清々講社ヨリ一ヶ町

金百円ツ、交付セラル、コトニ交渉決定ス其他鷄鉾

町ハ十四日夜ヨリ同町ニテ奉納囃子セル由ヲ聞ク

十五日

市配給計画課へ出頭左記願書提出配給方申請ス

祇園会用神酒特別配給願

終戦後第一年ノ祇園会ヲ迎へ本来山鉾巡行之神

事ヲ復興セシムベキ筈之処周囲ノ状況コレヲ不能ナ

ラシメ止ムヲ得ズ本年モ之ヲ休止致候へ共屋内諸行

事ハ恒例之通厳肅ニ執行可致ニ就テハ山鉾二十八ヶ町ニ

対シ神酒用清酒昨年通壺斗五升特別ノ御詮議

ヲ以テ配給相成度此段及

御願候也

昭和二十一年七月十五日 祇園山鉾連合会長清水良亮

東都市長和辻 殿

主任吏員ト交渉ノ結果市手持量トシテハ二三升程

度ヨリ配給不能ニ付税務署へ交渉方話サル昨年モ

同様結局市ヨリ配給ヲ受ケタル実状故努メテ懇談

セシモ希望達シ得ズ更ニ税務署へ出頭懇談セシ

処右ハ市配給課ノ分担ニ付市ヨリ受ケラレタシト相互ニ

回避セラレ要領ヲ得ズ種々交渉ノ上、京都府酒販会社

へ交渉セヨトノコトニテ不得止会社へ出向事情ヲ述ベ昨年

ノ実績ヲ調査シ本来市ノ分担ナルモ特ニ会社ヨリ配給  
ヲ受クルコトナリ昨年通一ヶ町五合ノ割ニテ配給票ヲ  
受領シ販売店へ提示セシモ実物手持ナケレバ明十  
六日午前中ニ配達セラル、様約束帰宅ス

七月十六日

朝山会長平岡氏ヲ訪ヒ神酒配給ニ付協議ス過去三

四年（去ル昭和十七年以降）懇親会開催セザル故右配  
給量ノ内三合ツ、ヲ神酒用ニ配給シ式合ツ、保留之ヲ

懇親会用ニ充当スルコト懇親会ハ二十日午後四時ヨリ

清々館ニテ開催木信（新町仏光寺下ル成徳仕出シ店）

ニテ訛へ一人当式拾円トスルコト以上協定通知スルコト、ス

本日午後及夜間ニ涉リ放下銚町八坂神社拝殿ニテ囃子

奉納アリ非常ニ賑フ放送局（ヨリカ）リ録音聴取セラル

長刀、函谷、鶏、船ノ各町ニテ祇園囃子奉納アリ

久々祇園会気分市街ニ溢レ何レモ人出多ク以前ノ宵

山状況ノ如キ観アリ昨十五日夜モ同断実況參觀ス

十七日

九時ヨリ前祇園会祭執行同刻ヨリ午前中船銚町

奉納囃子アリ午後一時ヨリ長刀銚町囃子奉納アリ

同夜高原宮司殿ヨリ電話ニテ今夜モ境内非常ナル人

出ニテ賑カニテ殊ニ昨夜ノ如ク囃子アルモノト思ヒ拝殿ノ周囲ニ

集合スル故有志銚町ヨリノ出演希望アリ

十八日

昨夜宮司殿ヨリノ申越ノ囃子出演奉納ノ件当番町月銚町  
經由各町へ通達ス同時ニ廿日懇親会ノ案内ヲナス

十九日

終戦連絡事務局へ請求書提出ス

一金參千四百九拾四円也

鶏銚町立替金

内訳 五百式拾四円也

新規借入倉庫式ヶ所ニ対スル

明渡シ費用

式百五拾円也

銚運搬人夫式十五名へ心付

式百円也

同 町内会員手伝へノ謝礼金

壹千四百四拾円也

倉庫借入金自昭和廿一年六月一日  
至同廿四年五月末日

三年間右借主中西金属株式会社ノ分

壹千八拾円也

右同 三年間借主船越嘉一郎ノ分

一金五千円也

碇組 鶏銚片付手間一式

合計金八千四百九拾四円也

申請書

予テ御指令ニ依リ市内下京区室町通四条下ル鶏銚土

蔵除却ニ関シ同土蔵内収蔵ノ銚道具一式取片付

ニ要スル左記費用御下付相成度別紙明細書相添

へ及申請候也

一金五千円也

碇組請求金高銚片付手間一式

別紙ノ通

一金參千四百九拾四也

鶏銚町内会請求金高

土蔵借入金及謝礼心付 別紙之通

合計金八千四百九拾四円也

以上

昭和二十一年七月十八日 祇園山鉾連合会長清水良亮印

殿

右財務課へ提出ス支払承認ヲ得タルモ人夫廿五人

ニ対スル「心付」ヲ抹消シ手間賃ニ訂正。町内会謝礼金ノ

人数ヲ記入スルコト。倉庫借入賃「三年間ノ期間ヲ抹

消スルコト（明年明後年度ハ予算モ確定セザル現在

支払不能ノ故）以上訂正再提出方申サル依テ帰途

鶏鉾町内会長小山氏ヲ訪ヒ此旨伝達再提出ヲ求ム

尚碇組請求書二人夫延人員記入方要求セラル

七月廿日

午後四時清々館ニ於テ山鉾連合懇親会開催ス

出席者廿七名（孟宗山行者山両町ハ欠席保昌山ハ

臨時不参）鉾町九名山町十六名連合会長清水山会

長平岡氏以上清水会長ヨリ挨拶アリ鉾当番月

鉾町山当番伯牙山橋弁慶山町ノ斡旋ニテ開宴懇

親七時過散会ス 料理ハ木信ニテ誂五品（吸物作

身焼物煮合酢ノ物）一人前二十円酒ハ一ヶ町配給ノ内

二合ツ、保留ノ分五升六合公一升十五円替（備考昨今ノ

闇直一升二百五拾円）外ニ木信料理店心付十円清々

館小使男へ十円女へ五円心付ヲ給与ス

七月廿三日

夜間本社拝殿ニテ函谷鉾町奉納囃子アリ

廿四日

夜間北観音山町奉納囃子アリ

八月八日

去月鶏鉾町へ修正提出方申置キシ書類持参セラレシ故

府庁へ再提出ス金額異動ナシ

碇組人夫百六十人分一日参拾円 合計四千八百円外ニ雑費  
貳百円

鶏鉾町分運搬人夫二十五名ノ「心付」ノ二字削除金高二百五十円

〃 町内会員手伝謝礼金貳百円ヲ人員「貳拾人」ト記入

〃 倉庫借入金式ケ所分「三ヶ年ノ期間ヲ削除」

右再提出シ至急支払新円現金ヲ以テ交付方懇願ス

右請求金ノ内倉庫借入金ハ原則的当該町ノ負担スベキ

モノニシテ持倉庫除却ニ関スル補償金トシテ交付スル性質

ナルモ之ガ補償額ハ現今未定ニ付或ハ倉庫借入費ノミ

切離シ支払フヤモ難計猶又新円現金払ハ不能ニテ凡テ

原則的ニ封鎖払ニ付特ニ総額ノ式割以内現金払ノ証明

ヲ交付スル故諒承アリタシトノ事不得止諒承ス

二十二日

前記ノ支払金交付督促ノ為終戦連絡局へ出頭交渉ス先般来

主任病氣欠勤ノ為遅延セシモ手續完了セル故何時ニテモ支払フ

旨話サル依テ鶏鉾町内会長小山氏へ此旨伝達同町内会及碇

組ト各別二印鑑持参出庁受領方通告ス但シ倉庫借入賃

ノミハ切離シ後日支払フトノコトナリ

九月二日

午後五時八坂神社清々館ニ於テ宮司禰宜職員招待平素

各般ノ援助ニ対シ謝意ヲ述ベ将来ノ祭事ニ付懇談ス  
主催者トシテ連合会長清水及平岡山会長参加セリ

本会経費昭和二十年七月二十二日付ノツヅキ

金五拾参円六拾壹銭 前年度繰越金

金式百八拾円也 本年度会費廿八ヶ町分

金式拾円也 表彰費四名分一名ニ付五円ツ、

金七百五拾円也 出席会費二十円ツ、  
廿五ヶ町分

但シ孟宗行者保昌山  
三ヶ町欠席ニ付徴収セズ

収支合計金壹千百〇参円六拾壹銭

一金拾貳円 三月五日 廿一年度八坂敬神会費

一金拾五円 七月七日 社参当日心付社務所へ十円  
清々館小使五円

神饌料ハ永代神饌料ヲ充ツ

一金五百六拾円 七月二十日 木信料理廿八人分廿円  
替

一金拾円 同料理人心付

一金拾五円 清々館小使心付

一金八拾四円 月桂冠五升六合代

但シ配給量ノ内一升十五円替  
一ヶ町式合ツ、持寄

一金無料 清々館借入費

一金百八拾円 九月二日 木信八坂神社職員  
招待廿円替九人分

一金拾五円 木信十円 清々館小使五円心付

〔欄外〕

〔収支差引

貳百十貳円

六十一銭

次年度へ

繰越

昭和廿二年

一金六拾円也

一金拾円也

一金貳拾円也

永代神饌料ヲ以テ支弁ノ処物価高騰ニ付

心付の二別ニ増額奉納ス

一金八拾円也

一金七円貳十銭

〔欄外〕

〔収支

差引

三五、四一

昭和二十二年二月廿一日博物館鑑査員山根有三氏館長代

理トシテ来宅来ル五月一日ヨリ市主催ゴブラン織展（長浜

大津京都ノ祭礼飾品ヲ出品）開催予定ニ付山鉦町所

蔵品ノ出品協力方依頼越ニ付諒承ス

鶏鉦函谷鉦月鉦以上歴訪山町ハ平岡氏ヲ經由

鯉山霰天神油天神白楽天各町へ依頼出品ノ承諾

ヲ求ム爾来博物館ヨリ何等ノ沙汰ナキ為四月中旬電

話ヲ以テ照会セシ処長浜町ノ未決定ノ為交渉中ニ付決

定ノ上ハ御願スルトノ回答アリ

二十二年 集会菓子代  
六月廿一日 五円ガ八十二人分

七月七日集会菓子代

七月十一日社参神饌料

同上総会菓子代 二五〇替  
七月廿一日 案内六通

清々講社幹事 郵券代

五月九日

博物館ヨリ電話ニテ長浜町ノ交渉纏リ五月二十日ヨリ

六月十日迄ゴブラン織展開催ニ付今午後係員出向委

細面談依頼スル旨通知アリ

午後土居次義館長依頼状携帯シ係員藤岡了一氏ノ来訪ヲ

受ク来ル五月十四日トラツクニテ出品物搬入ノ予定ニテ打合談合ス何

レ日時確定次第電話ニテ来照ノ答因ニ長浜町ノモノハ十二日係員出向預帰ル由

五月十一日

博物館ヨリ電話ニテ昨夜盗人ノ為国宝盗マレ之ガ善

後策ニ奔走中ニ付ゴブラン織展ハ延期スルノ止ナ

キ事情ニ有之追テ開催期日確定ノ上ハ更ニ御依

頼致スベク右ノ実情御諒解ヲ願フ旨申越サル

盗難品ハ展示中ノ仁和寺所蔵国宝金盒子（金ト銅

ノ合金ニテ直径三寸二分深サ一寸ノ丸キ容器ニシテ大正三年同

寺境内ヨリノ出土品平安朝末期ノ逸品ナリ）

十九日

博物館長土居次義氏ヨリ前記ノ件ニ付実情諒解方

書面ヲ以テ申越サル之ニ対シ答札旁々今後本会ノ

為ニ協力方以書面依頼ス

二十六日

午後二時清々館ニ於テ幹事及商店街代表者会合シ

本年度神事ニ関シ協議ス（去ル廿二日幹事会ニ於テ神

輿御旅所迄渡御ニ関シ協議概算五六万円要スル見込ニ

付之ガ分担商店街ニ御旅町、京極、河原町四条、錦、祇園甲乙ニテ

可能ナラバ執行スルコト、合議）各商店街代表者共非常ニ乗気

ニテ執行可能ノ見込アリ壬生組神輿昇奉仕不能ノ為之ガ代

リニ錦栄会青年団ニテ引受けレモヨシトノ話モアリ更ニ神輿

組ト来ル六月一日接衝ノ上再度協議スルコト、シ五時散会ス

同席上御旅所ニテ御旅中祇園囃子奉納ノ儀希望アリ鉦

町ニテ協議シソノ希望ニ可及的マズ廣ズル旨答へ置ク

六月五日

午後三時八坂神社々務所ニ於テ幹事及商店街代表者会合

（去ル一日幹事及四若組代表田中氏ト会见協議シ三日田中氏

及鈴木禰宜同道三若組代表ト懇談本日二時幹事会開

催引ツゞキ懇談会開會）宮司及禰宜ヨリ詳細報告アリ

三若組ノ最後の回答ハ六日ナルモ大体神輿渡御可能ニ付

商店街ノ協力ヲ求ム予算七万円ノ見込河原町京極錦

四条通約壱万円ツ、四連合拠出ノ様仄聞他ニ祇園町繩手

三条、寺町、河原町南部等及一般ヨリ寄付依頼ス以上確

定ニ付囃子奉納ノ件依頼受ケ御旅町及神社ヨリ謝礼

金（御旅町ハ一ヶ町ニ対シ四、五百円神社ヨリ一、二百円ツ、）壱封ツ、

贈呈サル、コトニ決定追テ鉦町会開催正式決定ヲ約ス

九日

八坂神社渡御祭ニ関シ去ル五日概略確定ノ処三若組ヨリ五

千円増額要求アリ之ヲ受諾セバ四若組ニモ同額増額ノ

為壱万円予算増トナル之ガ対策ニ付緊急幹事会開

会四若代表田中氏共懇談三若組ニ対スル交渉斡旋ニ関シ

田中氏ノ苦衷モ察シ概不受諾ノ見込ナルモ収入関係モア



り四条通商店街へ増額分担ヲ懇請ソノ確答ヲ得テ回

答スルコト、シ散会後四条通<sup>(マ)</sup>街代表田中氏亀井氏ト懇

談配慮ヲ依頼ス中御座一基ハ四条烏丸迄渡御(十七日)

引返スコト、シ此間有志者ノ献酒料徴収ヲ計画セラル

六月十五日

八坂神社御例祭本会ヲ代表参列清々講社正副社長

ニ本年神事ニ関シ決定事項報告協力ヲ求ム

十九日

河原町桑原繫市郎氏ノ特別配慮ニ依リ水無月

奉納能楽(田村松風葵上狂言千鳥外仕舞)再興

同午後二時(市役所遅刻ノ為四時過トナル)市観光課長

外吏員三名商店街代表四条田中氏錦豊田氏幹事

(大橋遊津岡尾杉山清水)出席市役所希望ニ依ル鉦

建(本年一基デモトノ希望)ノ件ニ付懇談ス

鉦町トシテハ現在ノ経済事情終戦後ノ物価騰貴ニ

ヨリ従前ノ如ク鉦町負担ニテ祭事執行不能ニ付之ガ

財源ヲ市又ハ神社ニ於テ支弁セラル、場合ハ鉦建設ニ関ス

ル労力奉仕ハ考慮スル旨答フ就ハ鉦建ニ付所要経費

尋ネラレ即時算出ハ至難ナルモ去ル十七年建設巡行

当時ノ物価ニ比シ現在百倍ニ騰貴セルモノト仮定シテ

建設費十二万位巡行スレバ約二十万位ト(一基ニ付)答フ

概算内訳神饌祭典費二、〇〇〇円人足二〇、〇〇〇囃子方

一〇、〇〇〇提灯七、五〇〇蠟燭代一八、二〇〇扇子代一、五〇〇神酒

二斗五升代一七、五〇〇賄費一〇、〇〇〇夜警<sup>二人</sup>十日分二、〇〇〇消耗品一、

〇〇〇

修繕費一〇、〇〇〇雜費五、〇〇〇米四斗一〇、〇〇〇予備費

五、〇〇〇斗十一万九千七百円巡行スレバ約六万円加算約十八万円ノ見込

市当局トシテハ上司ト相談協議ノ上更ニ明日再会ヲ約シ六

時過散会ス

六月廿日

午後三時半清々館ニテ会合、市吏員三名(課長欠)錦榮

会代表三名清々講幹事岡尾大橋清水宮司禰宜

以上十一名財源調達ニ付百貨店電鉄会社商店街遊

郭料理飲食店組合銀行会社露天組合等ニ呼ビ

掛ケ協力ヲ求ムレバ可能性アリトノ見込ニ付之ガ具体化ニ付

協議廿四日午前九時第三次<sup>(マ)</sup>回ヲ開クコト、シ七時散会鉦

町側ノ意向ヲソレ迄ニ決定スルコト、シ散会後鉦当番

北観音山町奥村氏ト電話ニテ打合明二十一日午後三時清

々館ニテ鉦町会開催スルコト、シ通達方依頼ス

廿一日

八坂神社鈴木禰宜殿ト電話ニテ本日午後鉦町会開催

ニ付打合スタ刊京都新聞社記者中島信幸氏来宅アリ

鉦建ニ付質問アリ詳細経過及実状回答セリ

午後二時ヨリ社務所ニ於テ鉦町会開催出席者長刀

谷野氏函谷廣瀨氏月中田中島両氏放下村田氏岩戸

丹新氏船清水北観音奥村氏南観音松居氏以上

(鶏欠)代表清水ヨリ一昨日来ノ経過報告高原宮司

ヨリ補足説明并ニ懇請アリ懇談ノ結果一基ニテハ

淋シキ故二、三基四条通ニ建設スベキ説ニ賛成多ク

函谷長刀月ノ三ヶ町ハ銚建異存ナク事情ニヨリ

テハ各町共異存ナキ様子経費ハ巡行セズシテ約

十一万円位ノ見込ニ一致ス函谷銚町ハ別ニ町費式万

円位支出スルモ可ナル旨言明アリ最小限二十万円

ニ基分用意セラレ度トノ希望アリ尚御旅中御

旅所ニテ奉納囃子ノ件ハ承認セラレ追テ日割決

定スルコト、ス二十四日第三次会合ノ後更ニ銚町会

開会具体的ノ報告及協議スルコト、シ四時散会

六月廿四日

午前九時社務所ニ於テ第三次協議会開会市当局四名

各商店街代表者京阪電鉄代表観光連盟代表者

鈴木吉之助氏清々講社幹事岡尾清水及宮司禰宜

以上会合去ル二十一日ノ銚町会ノ要領報告銚一基ハ淋

シキ故最小限ニ基分募金ノ配慮ヲ乞フ一基分十二万

円中二万円ハ銚町拋出スベク一基ニ付十万円ツ、合計

二十万円寄付金ノ勧誘方ニ付協議鈴木吉之助氏ヨ

リ本年祇園祭ヲ観光祭行事ニ組入レ其第一回行事

ト認メラレタシト之ヲ諒承観光連盟ノ行事（昨二十三日同

会總會ニ於テ決議セラレタル由）トシテ同会ノ協力援助ヲセ

ラル、コト、ナリ市ノ補助金式万円ヲ含メテ廿一万円（募集

額十九万円）ノ割合ヲ決定神輿渡御祭モ観光祭ニ含ム

コト、ス追テ廿九日午前九時第四次協議会開催スルコ

トヲ申合七十一時半散会次テ市長室長梶浦竹三郎氏

ト萬養軒ニテ会见観光課長及吏員三名鈴木吉之助  
氏以上六名共会食懇談散会ス

夕刊京都新聞京都日々、朝日、各新聞社ヨリ記者来宅

又ハ電話ヲ以テ尋合等アリ夫々回答記事掲載セラレ

六月廿五日

鈴木吉之助氏ヨリ電話カ、リ軍司令部ノ許可ヲ求ム

ル参考資料トシテ銚建設予定地届出方申越

ニ付左記取敢ヘズ即刻提出ス鈴木氏宅へ届ケル

銚建設予定地届

一、京都市下京区四条通烏丸東入 長刀銚町

北側車道中央部

長刀銚壱基 幅約三米半 長サ約七米 高サ約二十二米

一、同 四条通烏丸西入 函谷銚町

北側車道中央部

函谷銚壱基 幅約三米半 長サ約七米 高サ約二十四米

右何レモ木造組立建造物ニシテ附属裝飾品古代美術

木彫及刺繡織物類ヲ飾付ク

銚上ニテ祇園囃子（鉦、太鼓、笛）ヲ演奏、乗組人数約五十名

昭和二十二年六月二十五日

京都市下京区新町通仏光寺上ル船銚町

祇園山銚連合会長 清水良亮印

備考右ニ付長刀、函谷両方銚町共北側車道ノ交通

ハ一時停止方御許可相願上度候

〔挟込…新聞切抜…省略〕

六月廿六日

朝日新聞 京都日々新聞 (函谷銚写真ヲ貸与) 本日記事  
掲載抜粋張置ク

本日不在中函谷銚町代表廣瀬彦一氏同道ニテ府警察  
部保安課交通係長警部上野勝次氏来宅同夜廣瀬

氏重ネテ来訪アリ上野警部ノ談ニヨレバ銚建ノ位置ヲ  
変更(連合軍乗用自動車停留場ノ關係上) 方希望

セラル、モ町會議所トノ連絡上変更不能ニ付若シ絶対的  
変更ヲ要スルモノナレバ函谷銚ノ建設ハ辞退スル旨申越

サル明朝府庁警察部へ出頭上野交通係長ニ面接懇  
談スルコトヲ約ス(上野警部モ不肖ニ面接希望シ本日来訪)

五月廿七日

午前府警察部ヨリ電話カ、リ当庁へ出頭ヲ待合セ居ル

モ結局連合軍憲兵隊へ出向ノ要件ニ付同司令部(烏

丸仏光寺下ル元五条署)へ直接来訪方申越サレ即刻出

頭上野交通部長鈴木吉之助氏觀光課長等ト会

同憲兵司令官ニ面接通訳ヲ経テ長刀銚ノ建設ハ諒

解セラレタルモ函谷銚ノ建設ハ連合軍駐車場ノ位置

關係上銚ヲ移動セヨトノコトニテ昨夜廣瀬氏ト会談

ニヨリ移動不能ノ旨ヲ説明不許可トナリ不得止月銚

ヲ建設スルコトニ変更同所ニ付諒解ヲ求ム交通上

支障ナクバ憲兵隊ノ方ニ於テ差支ナシ追テ確審<sup>定</sup>ノ上

ハ委細図面ヲ添ヘテ文書ヲ以テ願出ヲ求メラル之ハ觀

光課ニ於テ作製引受ケラル次月銚町現場ヲ檢

分ス上野交通部長ノ意見トシテ銚ト中央電柱トノ

間隔狭小ニ付約三米方東方へ移動(可成中央電柱

間ノ直中位ニ)ヲ希望ニ付同町中田氏へ此旨伝へ置

函谷銚町へ今朝来経過ヲ報告残念ナガラ不許可

ニ付不悪諒解ヲ求メ昨夜預リタル同町写真ヲ返戻ス

次テ長刀銚町谷野氏ヲ訪ヒ同町銚建設ニ付協力ヲ依

頼懇談帰途月銚町中島氏ヲ訪ヒ銚建ニ付協力

方懇請正午過歸宅ス

六月廿八日

朝市觀光課ヨリ銚建現場縮図作製ニ付尋合アリ

銚建予定地未決定ニ付決定次第通知スルコトヲ約ス

後刻同課ヨリ電話ニテ銚建ニ付必要経費明細書

明朝役員会ニ提出方依頼アリ他ニ蠟燭并ニ繩購入方

ニ付依頼懇談ス午後月銚町中島氏ヲ訪ヒ中田氏共

会談ス昨夜同町集會ニテ銚建ニ付賛否両論決定セ

ズ中田氏ノ裁決ニヨリ銚建スルコトニ決定ノ処今朝来猶

反対意見アリ今夜再度協議スルコト、ノコトニ付可成

円満決定配慮方并ニ見積書提出方依頼ス長刀

銚町谷野氏及八坂神社鈴木禰宜へ電話ニテ本日本

ニ所要経費予算書作製方電話ヲ以テ通告ス

六月廿九日

朝月銚町中島氏ヲ訪フ昨夜集會投票ノ結果銚建

賛成者多数ニテ決定セシモ見積予算未作製ノ

由ニ付大急提出方依頼九時清々館ニ於ケル會議ニ

列席ス市観光課長外二名鈴木吉之助氏内貴氏子

総代岡尾清々講社幹事錦栄会代表者二名京極代表

四条代表(田中氏)以上銚八長刀、月両町出銚決定ノ

経過報告銚曳初(長刀)スル見込ヲ談ジタル所来会

者全員賛同可及的柳馬場辺迄曳行シ進駐軍家族ニモ

観覧席ヲ用意シ其便宜ヲ与フベシトノ説アリ鈴木氏ヨリ

寄付金募集現況報告アリ現在十八万円程度可能ノ旨

聞ク銚一基ニ付八万円位ニテ引受方談合アリ人足ハ銚町

ノ希望ニヨリ奉仕出勤シテモ可ナリト蠟燭及パン又ハ馬鈴薯

配給方懇請ス極力尽力ヲ約サル神社ヨリ神輿ニ関スル

予算説明アリ内貴氏子総代ト山銚ノ将来維持保存ニ

関シ又明年度神事ニ付意見交換配慮ヲ求ム正午過  
散会

六月三十日

市観光課ヨリ銚町ノ賑ヒニ付尋合アリ従来ト今年トノ相

違アリ人出数尋合サレタルモ的確ナル数字ヲ現ハシ難シ

ト答フ銚曳行ハ連合軍ノ諒解ヲ求ムル要アリ(神輿渡

御モ同断)明一日午前十時前後憲兵隊へ出向説明方

依頼アリ諒承ス

七月一日

午前十時連合軍憲兵隊へ出頭市役所ヨリ市長室長

梶浦氏及観光課長及市吏員通訳来着司令官不

在ニ付代理ニ面接市観光課作製ノ英文願書ニ写

真添付提出尚銚運行ニ付口頭ヲ以テ諒解ヲ求ム

午後三時清々講社幹事会列席(遊津大橋岡尾杉

山各幹事列席)経過報告ス輿丁三若組人員不足

ノ為錦栄会ノ応援増員ヲ要求ノ由ヲ聞ク

二日

市観光課ヨリ両度電話アリ蠟燭ノ件及銚建設経費

見積書ニ関シ連絡アリ月銚町中島氏来宅銚建

ニ付打合セ及同町ノ準備経過報告アリ市観光課ヨリ

長刀銚モ定位置ヨリ約二米東方へ移動方諒解ヲ求

メラレ此点同町谷野氏へモ通告諒解ノ由

午後二時清々講社幹事会列席三若組人員減少ニヨ

リ五千元(式万円渡金ノ内)返還アリ昨日四若及錦栄会

役員会円満解決神社ヨリ五千元増額之二三若

返金五千元ヲ合シテ一万円ヲ錦栄会へ交付スルコトヲ要求

アリ(四若式万円三若一万五千元計四万五千元)三若

組ノ措置不合理(少ク共一万円以上返金スベキモノ)ニテ其

意ヲ得ズ三若、四若、錦ノ三者合議シ講社ノ意向ヲ

確メズ円満解決之ニハ越権ノ沙汰ナルモ神事復旧ニ

尽力セル熱意ニ免ジ要求ヲ承認スルコト、ス

七月三日

市観光課ヨリ蠟燭(大千六百丁小二千丁)発註(マツ)ノ旨電

話アリ予算書提出方請求アリ長刀、月両町代表

者ト電話ニテ交渉見積書早急提出方依頼ス

明四日中二両町共提出ノ見込五日代表者会合ノ予定

尚長刀谷野氏ヨリ連合軍夫人昇銚希望ノ際ハ如何

処理スベキカトノ尋合アリ一応銚町会ニ於テ協議スル



コトヲ約諾ス同町ハ鉾移動ノ為ニ町会所及廊下取付改造等ノ費用相当多額ノ見込(十二三万円ト)ノ由

四日

月鉾町委員会ニ来会方要求アリ質疑応答同町予

算審議ニ協力ス総額十一万三千式百式十五円(内訳作事勘

定<sup>大工車方</sup>手間 二五、〇〇〇 蠟子方待遇費二〇、〇〇〇 鉾吊提灯修繕<sup>八五替</sup>

一二五ヶ一〇、六二五 蠟燭代二七、六〇〇 諸経費一五、〇〇〇 予備費五、〇〇〇

小修繕費一〇、〇〇〇) 同夕長刀鉾町ヨリ予算提出アリ同町ハ

銀行会社多数居住人少キ為町有志手伝フ人ナク之ヲ雇入ノ為ニ

他町トハ人件費多額ヲ要スル旨説明アリ総額十二万円也

内訳手伝<sup>能登与組 警備人足</sup>共自十五日至廿五日 三五、〇〇〇 大工<sup>岩田組</sup>一〇、〇〇〇 車方

二十六人<sup>組</sup>六、〇〇〇 献灯代<sup>一六〇ヶ分</sup>一五、〇〇〇 屋根<sup>雨障子</sup>三、〇〇〇 蠟燭

一夜一六〇本 一五、〇〇〇 蠟子方<sup>延四五〇人</sup>一五、〇〇〇 祭祀費二、〇〇〇

予備雑費一九、〇〇〇<sup>鉾移動手間廊下付替曳綱修繕</sup> 以上

市役所観光課ヨリ長刀、月両鉾定位置ヨリ移動ノ為連絡

廊下ノ足場用板及丸太所要数尋合アリ<sup>不在中ニ付</sup> 追テ回答スル事トス

七月五日

長刀鉾町谷野氏月鉾町中島氏ト会见打合協議ス長刀

一夫賃他町ニ比シ高額ニ付再交渉ヲ要望ス同見積ハ曳

初人足賃見込アリ之ヲ中止セバ約壹万円節約可能ノ見込

能登与組見積三万五千円ノ由<sup>(再交渉ノ上都合ニヨリテハ)</sup> 尚

蠟燭代高額ニ付谷野氏取引關係上電灯工事ヲナシ電灯

ヲ以テ献灯スル方割安ニ付ソノ積リノ由話アリ同町ノ意向ヲ

諒察見積書一部修正ヲ協議ス 六日更ニ中島氏ト会见ス

五、本兩日八坂神社及観光課ヨリ七日九時八坂神社ニテ会議開

催ノ旨通知アリ

七日

長刀鉾見積作事人夫賃三五、〇〇〇 蠟子方延四五〇人分一六、〇〇〇 献灯

提灯張替<sup>一六〇戸</sup>一三、六〇〇 蠟燭代<sup>一二八〇本</sup>二〇、〇〇〇 祭典費二、〇〇〇

人夫外諸手当廊下付替等一九、〇〇〇 予備費五、〇〇〇 小修繕費

五、〇〇〇 合計一一五、六〇〇 円以上月鉾ハ同町見積通り提出ス

八坂神社々務所ニ於テ集會清々講社幹事遊津杉山

大橋 岡尾 高原宮司 市観光課長外吏員式名鈴木

吉之助氏会談前記見積書提出観光連盟募

集寄付金予定通募金不能ニ付一基八万円以内

ニテ調弁方要求アリ蠟燭大(十匁)一基八百本小(四匁)

四百本ツ、(直段一斤式百五十円ト手数料五分加算シ式百六

十式円五十銭ノ割大一丁十六円四十銭小一丁六円五十六銭替) 本

日午後両町代表者へ配給(大<sup>十斤五百五十匁</sup> 一万三千百廿五円 小<sup>十斤六百廿五</sup> 式千六百廿五

円合計一万五千七百五拾円) 当府ヨリ<sup>蠟燭</sup> (大約一円小

約六十銭位) 配給許可アリ之モ配給受クルコト、ス

馬鈴薯鶏卵繩藁酒油特配方要求ス明八

日九時市営營繕課ヨリ両町へ出張鉾移動ニ関スル連

絡足場材料及組立ニ付現場点検合議ヲ約ス長刀

鉾基四條寺町迄曳行希望アリ(進駐軍家族

觀覽招待藤井大丸今井貞土橋西河大木<sup>高</sup>等借入

其觀覽席トス) 可成鉾稚児モ準備スル様希望セ



ラル之ハ長刀鉾町ト協議ノ上回答ヲ約ス市観光課ヨリ  
鉾一基ニ付前渡金參万円ツ、何時ニテモ交付スル様  
申渡サル両町ヘ伝達スルコト、ス午後〇時半散会ス  
午後三時清水宅ニテ谷野中島両氏ト会見今朝ノ  
會議ノ結果ヲ報告打合ス長刀鉾曳行ハ同町承諾  
十六日午後時間未定稚児ハ未定月鉾町希望要求ハ雑用小使ト  
シテ毎日二人ツ、可成泊込但シ食事ハ当人持昼夜勤  
務者（長刀鉾モ同様希望）修繕方、繩四分径三十メ  
一分半径十メ馬鈴薯二俵（可成多ク配給要望）藁  
（數量未定） 榾六尺位（數未定） 酒三升以上油一升  
夜警トシテ青年団ヨリ二名毎日交替奉仕交渉方  
要望アリ鉾建期間中鉾維持資金募集ノ為  
一人金拾円ノ拝觀料徴シ（お土産ニ粽二三本乃至五  
本括リ贈呈）資金獲得拝觀時間九時ヨリ午後五  
時迄ト申合ス

七月九日

八坂神社及山会長鉾当番ト打合セ十一日九時本殿ニ於テ復興奉  
告祭及社參執行終テ当年神事ニ関スル打合會開催スル  
コト、シ当番ヨリ案内方依頼ス長刀鉾稚児ハ東洞院  
四条下ル自転車商中塚守君（十才）ト決定恒例ニヨリ十一日  
午前十一時ノ稚児社參執行スルコト、ス  
長刀鉾町谷野氏ヨリ電話ヲ以テ通知アリ本日市観光課  
ヨリ電話ニテ出頭方申越ニヨリ出向セシ所予算ニ付種々  
説明ヲ求めラレ当初ノ寄付金募集ニ付手違ヲ生ジ

（料理飲食店去ル五日以來全国的ニ營業休止ノ政令発  
セラレニ緊急食糧対策ノ為ニ此方面ニ対スル寄付金募  
集見込ナキ等）補助金交付モ減額ノ止ムナキ状態ニ  
テ極力節約ヲ要望セラル尚鉾曳行ハ十七日午前九時  
ニ変更希望セラル由之ニ付谷野氏ヨリ鉾町トシテ実  
情ヲ詳細説明十七日曳初スレバ人夫賃臨時増額ノ  
要アリ十六日午後二曳初挙行セバ經費ノ節約モ可能  
ノ旨答置キタリ同町トシテハ極力節約スル考ナレトモ鉾  
曳初稚児費等相当經費増額ニ付此点考慮  
市当局ト交渉方依頼旁連絡アリ  
月鉾直木榾一昨日注文セラレタル由此費用千五百円  
要求ノ趣然ルニ本日神社へ出向鈴木禰宜ノ談ニヨレバ百  
円以内ニテ手廻ル見込（長刀鉾ハ同町ノ希望ニテ神社ニテ幹  
旋本日採取済）ト聞及タル故月鉾町中島氏へ電話ニテ  
右伝達注文取消シテ神社へ依頼サレテハ如何ト通告ス  
〔挟込…新聞切抜…省略〕

七月十日

月鉾町中島氏ノ来訪ヲ受ケ懇談ス昨夜谷野氏ト中島氏  
会見市役所ノ意見ニ関シ經費問題ニ付会谈ノ結果尽力  
方要請セラル本日ハ小生公務差支ノ為明日三名会谈善  
処スルコトヲ約ス左記願書酒販会社へ提出配慮ヲ乞フ  
祇園会用神酒特別配給願  
終戦後第二年ノ祇園会ヲ迎へ本来山鉾巡行ノ神事ヲ  
復旧セシムル筈ノ処經濟界ノ諸狀況之ヲ許サズ過般来

関係者数会合協議ノ結果一部復興鉾二基ヲ

建設スルコト、シ他ノ山鉾二十六基ハ建設セザルモ屋内  
諸行事ハ恒例之通厳肅ニ執行シ祇園囃子ヲ奉納

スル等復興祇園会気分ヲ昂揚スルコトニ決定致候

ニ就テハ山鉾二十八ヶ町ニ対シ神酒用清酒式斗五升特別  
ノ御詮議ヲ以テ配給相成度此段及御願候也

昭和二十二年七月十日 祇園山鉾連合会長清水良亮印

殿

右提出森本専務ニ面談採扱要望セシ処去ル(三月

三十一日限)四月一日以降稅務署ノ管轄ニ属スル由同

署へ申請方談サル(前刻稅務署へ出頭帰途ニ付後

日再出頭スルコト、ス)

午後一時郭巨山町平岡園両氏同道下京稅務署へ

出頭シ町有土地家屋ニ対スル財產稅課稅ニ付係員ト

面談(去月初旬船鉾町有二対シ共有者名義照会アリ

早刻回答スベキ筈ノ処小生公務多忙ノ為本日ニ至ル)形

式ハ共有名義タルモ實質ハ町有二付之ヲ証スル証書持

參説明漸ク諒解サレタルモ係官トシテハ一応署長ニ懇

談シテ呉レトノコトニ付署長ニ面談(折柄各課長會議

中ニ付各課長ニモ説明)質疑応答詳細説明署長

ハ課稅ノ対照トナラヌモノ認ムルモ尚ヨリ熟考決定シ

中京稅務署共連絡スル故証書預リ置クトノコトニ付

關係山鉾町有二付同様配慮方依頼ス(郭巨山

町モ同様尋合アリ同道方平岡氏ヨリ申越ニ付本日同

行セルモノナリ)帰途前記ノ如ク酒販会社へ立寄りタ

リ記録時間的ニ前後ス先ニ酒販会社へ寄レバ好都合ナリシ  
モ暑中再度稅務署へ引返スコト苦痛モアリ前

記ノ如ク會議中邪摩スルモ如何ト思ヒ後日ニ延期ス

七月十一日

午前九時八坂神社本殿ニ於テ復興祇園会奉告祭

執行宮司以下四名ノ神官ニテ奉仕終テ總會開催ス

一、神輿渡御祭復興之件

一、鉾建(長刀、月)鉾曳(長刀)復興之件

一、奉納囃子(御旅所)之件日割 十六日北觀音 十八日南觀

拾九日船 二十函 廿一日鷄 廿二日放下 廿三日岩戸

但シ長刀、月両町ヲ除ク十七日休止ノ場合(御旅所ハ祭典ノ

為差支アリ)十八日南觀音山町奉仕 御旅所ヨリ一ヶ町ニ対

シ金五百円ツ、御礼贈呈 他ニ凍菓子一ヶツ、給与ノ事

一、同本社奉納之件 祇園町ヨリ希望申越只今神社

ヨリ再交渉中決定ノ上ハ改メテ通知ス

一、町有土地家屋ニ対シ財產稅課稅之件

一、長刀、月両町ヲ除ク廿六ヶ町ハ鉾町ハ当該町ニテ奉

納囃子ヲ行フ外山鉾町共屋内行事勵行ノ事

山町山鉾ニ付各町ノ振合尋合アリ申合決議トセ

ズ各町ノ意見參酌適當ニ各町考慮スル事トス

一、昨年度連合会經費収支報告承認ヲ得

一、博物館ゴブラン織展ニ関スル報告之件

以上報告諒解ヲ求メ蠟燭ナフタリン配給希望

アリ当番町ニテ取纏メ申込マル、事 清酒ハ決定

次第通知ス 清祓申込当番ニテ取纏メ神社へ

報告ス 清祓料八一町式十円 小使へ五円ト申合ス

以上昼前散会長刀鉾稚児社参祭十時ヨリ執行

セラレタリ 此早曉本殿内陣御神座畳新調

(中村楼奉納約二万円ノ由) 之由其最初ノ祭典ニテ次

テ稚児社参祭、午後御神座改修奉告祭アル由

来ル十四日午後二時社務所ニテ鉾建関係者打合会

之由長刀月両町代表者出席方通達ス

本日ノ祭典ハ恒例ニヨリ永代神饌料ヲ以テ支弁スル筈

ナルモ物価暴騰スルメ一枚十円ト云フ現状ニ付別ニ式十

円神饌料トシテ奉納来会者へ神酒神饌ヲ頒チ茶

菓ヲ呈上ス 此費用別冊収支簿之通り

午後二時船橋観光課長ヨリ電話カ、リ祇園会

展ヲ開催(百貨展<sup>マ</sup>ヲ借リ入有料一人十円)シテハ如何

各町ノ出品可能カ否ヤ尋合ニ付賛成各町共異

議ナク出品サレル見込ト答置ク委細協議面談希望

サレ早刻出頭高原宮司鈴木吉之助氏課長ト会談ス

一、会期祇園会期間中ヲ希望スルモ会場都合悪シク

来月ナレバ<sup>㊦</sup>モ会場ノ繰合借入ノ見込ノ由本月祇園会

迄ハ期限迫リ準備モ調ヒ難ク来月ニシテ期間中囃

子ヲ演奏景氣ヲ添ヘルコト、スレバ効果的テモアリ準

備期間モアリ好都合ト認メ八月(日未定) 一周間<sup>マ</sup>乃至十

日間開催可成多数出品スルコト、協議十四日午後三時

社務所ニテ関係山鉾町会同スルコトヲ約ス

一、長刀鉾曳行ニ付当方ハ十六日午後実行予定ノ処觀光課

ニテハ十七日午前九時ト定メ連合軍憲兵隊ノ許可ヲ受ケ

連合軍家族其他へ案内發送済ニテ変更不能トノコ

ト経費関係カラ見ルト十六日ニ曳行スレバ鉾建ニ引ツ、

キ人夫使用スル為費用節約シ得ラル、モ十七日ナレバ改メ

テ人夫一日分雇入ノ為費用ガ余分ニ<sup>マ</sup>崇ム旨諒解ヲ

求メタリ不得止コト故可及的最小限ニ節約スルコト、

シ十七日九時決行ト協議ス

一、鉾観覧券有料切符発行ノ件去ル七日両鉾町トノ

会談ノ結果ヲ報告セシ処安過ル故式十円程度ニ

引上ケテハ如何ト談サレタルモ高価ニテ入場者少キヨリ

安クテ多数入場者ノアル方結局収入増トナル旨ヲ

語リタル処写真入解説書(上質紙ニテ連合軍向

印刷中ノモノヲ和文ニ直シ特ニ長刀、月ノ部分品ノ説明

ヲ付ス)一枚ツ、交付シ式基共通拝観料参拾円

トスルコトニ協議此旨関係町へ伝達スルコト、ス尚

市、連盟関係者及寄付者ニ対スル招待状三百枚

寄贈方要望アリ諒承ス 尚観覧税免除方昨日  
税務署へ交渉方鈴木氏へ頼ム

〔欄外〕

〔長刀鉾ハ  
提灯ニ<sup>㊦</sup>

賞物及

藤井大丸ノ

広告引受

一万式千円

(三千円ツ、)

広告料ヲ

収納セシ由

市及鈴木

氏へ談シ置

此件ハ後

取消トナル」

一、銚人足宮繕課ヨリ派出之件ニ付五味宮繕課長ト懇

談ス土建組合ニテ人夫無償供出ノ申出アル由ニ付人数申

越サレタシトノコトナルモ町出入ノ作事ト町内ト従来永年ノ

関係及将来ノ出入ニ付悪感情ヲ生ジテモ悪ク指揮者ト

下働キ人夫ト雇傭<sup>(ママ)</sup>関係連絡ナキ者達デハ仕事能率モ

抄ラズ支障モ生ズル恐アル旨語リタル所其間ノ事情諒

察サレ要ハ経費ノ節減ヲ考ヘテノコト故土建組合ヨリ人

夫提供ノ代リニ其相当ノ資金寄付セシムルコトニ交渉

方引受ケラル其配慮ヲ依頼ス尚必要ノ繩及藁モ其

数量ヲ申込メバ土建組合ヨリ配給スル旨答ヘラル関係町

ヨリ申込ノ節ハ尽力方依頼ス

一、馬鈴薯鶏卵酒以上予テ配給依頼ノ分数量直段

未定ナルモ可能ノ由鈴木氏ヨリ聞ク尚更ニナフタリン

配給方依頼斡旋引受ケラル

右協議シ四時過退庁帰途谷野中島両氏ヲ訪ヒ前記

要領報告 銚観覧ノ件ハ両町会議ノ上手違ナキ様

依頼シ六時帰宅

七月十二日

月銚中島氏来宅銚観覧券ノ件ニ付談合市ニ於テ印

刷セラル、解説書ニ広告「**大**」印刷シ費用弁償ヲ求

ル方法考居ル(昨夜谷野氏ト合議ノ結果)トノコトニ付市

観光課へ電話ニテ尋合ス今午前中ニ原稿ヲ印刷屋へ廻

ス予定ニ付至急決定セラレタシ広告ニ使フ紙面ハ縦三寸五分

横一寸五分位ナレバ余裕アル旨ヲ聞キ之ヲ中島氏へ伝フ

観覧券ハ共通トシ「長刀銚」「月銚観覧券」「粽引替券」

ノ三枚ツヅキ一万枚印刷スルコト粽ハ三千把用意売行

ノ都合ニテ追加ノ旨ヲ受ク観覧券ニハ主催山銚連合会

後援京都市観光連盟トスルコト、ス

観光課ヨリ電話カ、リ縄約百貫土建組合ヨリ廻ス

由届先尋合アリ月銚中島氏ヲ指定両町ニテ分配ヲ求ム

ルコト、シ此旨中島氏へ通告ス直段一メ当廿五円替ノ由

午後中島氏ヲ訪ヒ観覧券解説ハ五千枚印刷スルコト、シ

広告ハ早急ニ取纏メ至難ニ付中止スルコト、観光

課へ申込ム印刷代紙代共三千枚ニテ単価三、五〇替ノ由

平岡山会長奥村銚当番ヲ歴訪シ十四日午後三時

社務所ニテ集案内方依頼ス

御旅町亀井氏へ電話ニテ十七日ノ奉納囃子ノ件ニ付

尋合セシ処十七日ハ休止十五日ニ繰上ケ希望サル依テ

南観音山町中常氏へ十五日同町出勤方依頼セシ処

同日ハ差支ノ由ニ付十八日出勤依頼ス

七月十四日

観光課へ電話ニテ銚建本日ヨリ着手シテ支障ナキヤ否ヤヲ尋合ス支障ナシトノ回答ヲ得此旨月銚町中島氏へ通告シ

長刀銚町ト連絡同一歩調ヲ取ル様依頼ス

午後二時神事打合会ヲ清々館ニテ開催長刀月代表ト

共ニ列席市当局ト諸事打合ス

同三時社務所ニテ山銚町代表者參集展覽会ノ件ニ

付協議大多數賛同実行委員ニ当番町ヲ代行者ニ

決定諸般ノ具体的方法決定ノ上更ニ総会ヲ開クコト

ニ決定四時散会ス

本日ヨリ月、長刀銚建函谷銚子演奏木屋町ノ

(元鶴清楼) ダンスホールニテ船銚町囃子(本収入金

ヲ銚復興費ニ寄贈ノ約) 月銚ノ囃子放送アリ

七月十五日

当番ヨリ蠟燭配給申込アリ早速営業者ニ申込

タルモ時期遅延ノ為現物ナシトノコト取調回答ヲ

受タル様依頼ス市観光課ヨリナフタリン現物ナシ

樟腦ナレバ現物アル由ニ付百封度(一封度九五円替)

斡旋方申込ム 車用油両町ニ対シ一升配給アリ

長刀銚町ニテ現物引取内二合月銚へ廻スコト、ス

神酒配給未決定ニ付神社へ照会シ市観光課へ

尽力方依頼ス

十六日

馬鈴薯二俵(十五メ目入) 大蠟燭千三百八十二丁(六分)

配給アリ中島氏市役所へ出頭現物受領両町へ分

配スルコト、ス 明朝九時長刀銚巡行ノ供奉員

少数ニ付月銚有志者参加方中島氏へ依頼ス

山町申込ノ蠟燭業者ニ現物ナキ故長刀月両町ニテ

融通方依頼ス不在中観光課上柳氏来宅アリ酒配

給ニ付稅務署へ同道方申越サレシモ不在中ニ付願書

渡シテ尽力ヲ求メ置キタリ

観光課上柳氏ヨリ電話カ、リ蠟燭小四百丁前替ニテ

(油小路榎木町上ル芥川) 現品アル由コレヲ全部買受タル

コトニ約定三木二斗五升稅務署ニテ無理ニ広諾

ヲ得タル由其勞ヲ謝シ後刻役所へ出頭購入券受ケ

取ルコト、ス

午後〇時五十分連合軍憲兵隊へ召集アリ出頭ス

明朝銚曳行及夕方神輿ノ渡御ニ関シ混雜防止ノ為沿道ノ

交通整理上車道ニ一般立入ヲ禁止スル様警察へ指令ヲ發

ス関係者モ此旨諒承セラレタシト本日出頭者ハ観光課長ト

観光連盟代表鈴木吉之助氏高原宮司清水連合会長

谷野中島町内代表通訳以上

観光課へ出頭シ上柳氏ニ面接神酒購入票(式斗五升) 受

領ス警察(五条松原両署) 多数警察官慰勞ノ為酒五

升ツ、寄贈シ度故配給量ノ内廻付方依頼受ク多量還

元セバ山銚町ノ配給量少ク本年ハ二基建説各銚囃子演



奏ノ關係上昨年ヨリ増量希望ニ付追テ協議ヲ約シ警察

寄贈ノ酒ハ別ニ考慮ヲ希望ス樟腦入荷ニ付明日受取方申

サレ諒承ス次テ油小路榎木町上ル芥川憲之助氏ヲ訪ヒ蠟燭

式勿掛四百丁買求メ帰宅月鉾町不要蠟燭大三百〇四丁小四

勿掛四百丁廻付ヲ受ケ山町申込分配給ス綾小路堀川西入古

槁酒店（配給酒指名店）へ至リ購入票提示配給ヲ求ム只今

現品持合二級酒十本ヨリ無之二付明朝十本届ケル残十八日納品

ストノコトニ付依頼ス不在中朝日新聞及觀光課ヨリ数次

電話アリ又酒、ローソク、樟腦配給督促方々ヨリアリ

夜間鉾二基及各鉾町共演奏囃子アリ都新聞主催

花火打上ケアリ四条通ノ混雑非常ノ人出ニテ八坂神社神輿

洗及神靈奉遷祭ニ参列ノ為出向セシモ電車及沿道大

混雑ノ為不得止中途引返シ帰宅ス

〔挟込…新聞切抜…省略〕

七月十七日

神酒配給鉾町へハ八合ツ、山鉾へ三合ツ、長刀、月岡町へ五

升配給ス樟腦壺箱（<sup>廿五</sup>キ<sup>ロ</sup>入）白楽天及山伏郭巨

錦天神 油天神へ配給ス（当番油天神ニテ四ヶ町配給）

午前九時三十分長刀鉾曳初（供奉員長刀少数二付

清水会長 中島月鉾代表外二名供奉ス） 四条寺町迄

（十時三十分） 曳行ヒキカエシ十一時過帰町沿道非常ナル人

出ニテ連合軍憲兵隊及五条署警官多数出勤取締

交通整理ニ当ル五年目ノ復興ト戦災引揚等外来

者多数參觀近來稀ナル人出混雑シ盛況ナリ

夕五時神輿三基御旅所へ出御祇園町稚児八十名初

メテ参加人目ヲ引ク七時終了終日好天気ニテ賑ヒタリ

〔欄外〕

「船橋課長

上柳係員

鈴木吉之助

右三氏挨

拶二午後

来宅盛

況ニテ満足

感謝セラル」

十八日

山鉾飾仕舞ノ為樟腦配給希望アリ早朝ヨリ配給

午後上ノ山町へ神酒配給ス

觀光貿易新聞記者山庄司玲子氏来宅祇園会ノ由来

及本年行事ニ付詳細説明ス午後ヨリ夕方迄降雨

月鉾町中島氏ヲ訪ヒ諸事打合ス

七月十九日

終日降雨ノ為御旅町奉納囃子ハ休止ス

二十日

月鉾町中島氏来訪アリ懇談ノ上同町へ出向關係委員ト

会见觀光連盟八坂神社等今般復興祇園会

ニ協力ヲ受ケシ諸士ヲ招キ茶会開催ニ付打合ス

二十一日

朝中島氏ヲ訪ヒ招待茶会ノ件ニ付打合ス廿三日九時ト仮  
定案内スルコト、シ打合シ市観光課へ出頭課長ニ面談

案内ス同刻連盟ノ部会アリ廿三日午後一時ニ変更鈴木

本吉之助氏ニモ連絡案内ヲ依頼ス観光課案内者

ハ船橋課長堀谷、上柳、朝田以上三氏神社へ宮司鈴木

禰宜招待案内通告ス(以上招待者七名)

鉾建設費内金(第二次交付金) 壹万円(二基分貳万円也)

交付受領ヲ受ケ帰途谷野中島両氏へ一万円ツ、渡ス

招待茶会時間変更ノ件両町へ通告準備方依頼ス

馬鈴薯四俵(十五メ目入式俵ハ先日配給済) 山科へ受取

出張方両町ニテ協定考慮方係員ヲ聞キ伝達ス

上山町申込蠟燭芥川ニテ購入シ北観音山及山当番常明山

町へ配給ス清々講社各幹事六名へ参観券二枚ツ、(十二枚

中島氏ヨリ受取) 挨拶状同封郵送ス(木村岡尾遊津  
大橋杉山鈴木 六氏)

七月廿三日

市観光課及八坂神社へ電話ニテ打合ス午後一時ヨリ月

鉾町へ来賓招待観光課上柳朝田両氏観光連盟

鈴木氏及高原宮司鈴木禰宜主人側清水月中

島外二名長刀谷野外二名計十二名(船橋課長及

堀谷氏差支欠席) 鉾参観後鉾上ニテ抹茶ヲ

饗シ次テ長刀鉾参観同町家二階ニテ盛合

(赤飯、鯖焼モノ 卵焼 茄子田楽 ハモ切落胡瓜) ニテ酒  
ヲ呈シ懇談夕方散会ス本日費用ハ両町折半

酒二升使用 抹茶用菓子ハ笹卷葛饅頭ヲ

菓子器ニ載ス(三条若狭屋製一ケ十円 皿盛料理

ハ材料代共一人凡百円見当ノ予算ニテ注文北観音山町  
近新へ

廿四日

快晴暑サ厳シ後祇園会神輿三基夕五時御旅所発輿

七時本社へ還幸(四条高倉ヨリ東へ引返シ本社へ真直グニ)

神霊奉遷祭典神輿洗諸行事無滞終了八時夕方

五時頃ヨリ降雨鉾ハ本日中午ニテ拝観打切裝飾ヲ撤ス

廿五日

廿五、六両日ヲ以テ無滞後片付終了終戦後一般国民ノ思

想悪化シ物資不足ノ為盜賊(マ)往行被害各所ニ起リ居ル

際其被害ヲ案ジ両町共警戒ヲ嚴重ニセシ処幸ヒ被

害破損モナク終了セリ唯鉾起シノ際長刀綱切断(戦時

家屋疎開ノ為警防団へ貸与セシ為即チ長刀ハ豊園

船鉾ハ成徳警防団へ破損セシモノ) 之ガ新調ハ不能

修繕モ困難(麻繩材料輸入杜絶ノ為) 本年ハ船鉾ノ

鉾綱ヲ流用セシモ来年度ニ於テ之ガ修繕考慮ヲ

要スル次第ナリ

七月廿八日

午後三時ヨリ八坂神社ニ於テ神事終了奉告祭執行

ニ付参列ス来会者清々講社幹事神輿組商店街

代表者寄付者(招待参十六名ノ内出席十五名)

祭典終了後決算報告小宴開催セラル

夜月鉾町中中島氏来訪アリ長刀ト両町ノ決算ヲ了

シ明細書提出セラル明日谷野氏来訪ヲ受クル由  
伝言ヲ聞ク(二十九日終日待居タルモ来訪ナシ)

三十日

中島谷野両氏ヲ訪ヒ経費明細書ノ件ニ付懇談ス

長刀鉾町分脱漏アリ再書方依頼午後再提出アリ

市觀光課ヨリ人夫延人員尋合アリ明細書明三十一日

提出スル旨答フ(月鉾町分延人員百十人ト回答ス)

長刀鉾町経費総額金九万六千百参拾四円也内訳左記

一手伝能登与組三四、八〇〇(資材調人夫三人六〇〇、榊付木出七人一、

四〇〇

木出洗九人一、八〇〇二階出物建方十四人二日間五、六〇〇輪付鉾先十八人

三、六〇〇

綱子二、六〇〇鉾片付十四人三、五〇〇十五日迄三十人六、〇〇〇廿三日迄廿六人

一、二〇〇

弁当一式八、三五〇藁一五〇 〇印鉾曳分 六、二〇〇 延人夫百三十五人  
食費 八、三五〇

〔輪付鉾先十八人〕および〔綱子廿人〕に〇印〕

二、大工共栄土建七、五三七円(鉾筋違貫桧二間 出入口付替二座

釘代 七、八三三石屋工費 三二〇 榊架替二八〇 瓦修理五〇〇 鉾組立廿一人

工費共 七、八三三石屋工費 三二〇 榊架替二八〇 瓦修理五〇〇 鉾組立廿一人

四、二〇〇 食費一、一四四 〇印町家ト鉾ト連絡出入口付替及修理費二、一九三

〔出入口付替〕〔榊架替〕〔瓦修理〕に〇印〕

三、車方堺米治郎六、〇〇〇(玉入八人玉納八人四、〇〇〇鉾曳八人二、

〇〇〇)

四、提灯修繕園常五、九四一(鉾吊張替五十七四、八四五同修理七ヶ七〇

軒吊六張替四八〇油引大形張替二ヶ一九〇紅大形一ヶ一〇〇鉾用三十二ヶ  
口輪付 二五六)

五、電気工事タカミヤ商店一六、五六二円五〇(電灯一二〇灯 一五、〇〇〇

外線工事六〇〇電灯料七日間 八四〇配電引込料六〇同試験料六二五)

六、囃子方國井藤吉渡一〇、七五〇(謝礼五、〇〇〇賄四十人分 四、八〇〇

氷代等京ノ四季弘九五〇)

七、祭典費八二八、五〇(榊紙等祭祀用資材三七三、五〇神饌七日分三二五

清祓料一〇〇神官氷代三〇)

八、雜費四、四二五(鉾藁繩四十ヶ八八〇同細荷繩 五〇火災保險二二五市電

券五冊一〇〇借品謝礼二〇〇茶樽腦 一、一五〇諸雜費小物 一、八二〇)

九、警備費十日分心付一、〇〇〇

十、臨時費一、四一五(鉾吊提灯麻繩六〇〇尺 一、〇二〇小修繕三九五)

十一、稚児費五、三六〇(結納五〇〇秃草履二足六〇社参粽廿把 二、二五〇

化粧及着付料六五〇衣裳方礼三〇〇供奉乘馬借料四〇〇人足八人手間 一、

二〇〇)

十二、招待費一、五一五(關係外来者招待賄費) 合計〇印計一五、七五三特別費

〔稚児費〕に〇印〕 經常費八〇、三八一

月鉾経費総額金七万六千五百五拾九円五拾錢也内訳左記

一、作事方二四、三八〇(繩及榊代三、八八〇車方手間四人四〇〇真木建

二十人 四、〇〇〇組立廿五人五、〇〇〇鉾仕舞廿五人五、〇〇〇胴組仕舞十八

人三、六〇〇廊下組二人四〇〇食費二、一〇〇)

一、囃子方一三、八八〇(五十人謝礼五、〇〇〇賄費八、八一二案内状印刷

六八)

一、献灯費一七、〇五七円五〇(電気工事一式一四、五七二円五〇提灯修理

二、四八五)

一、修繕費六、九七〇(麻繩一、四四〇樟腦代二五〇隅金物金幣銹屋根廻胴  
幕修理五、二八〇)

一、諸経費一三、八七二(出仕者氷菓子五八五同賄費一、七五〇同四十三人  
慰勞  
六四六五

電話及燃料三二〇成徳青年団謝礼二〇〇清祓料及神饌料一五〇<sup>円</sup>五〇

銚家借家人へ謝礼五〇〇<sup>茶紙</sup>消耗品<sup>三六五</sup>來賓招待費一、〇五一<sup>円</sup>五〇

雇入費延十五人<sup>心付共</sup>一八二〇〇一、七〇〇雜費七八五)

両町合計金拾七万弍千百九拾參円五拾錢也

八月一日

昨日前記二ヶ町明細書整理シ今朝市役所觀光課へ出頭

堀谷氏ニ面接提出可及的速ニ殘金交付方依頼ス同時同

氏へ樟腦三箱代七千弍百拾八円七拾五錢納金ス

四日

長刀谷野氏ヨリ電話ニテ銚建費用殘金交付方督促ニ付市觀

光課上柳氏ニ電話ニテ尋合セシ処土建組合ヨリノ寄付金(營

繕課長五味圓氏ヲ通シ土建組合ヨリ人足無償提供ノ代リニ金

員寄贈)交渉中ニシテ貸金督促ノ如クニ請求シ難キ事情

アリ明日デモ町内代表ト会谈予定セルモ未決定ノ由市ノ事情

諒察サレ暫時猶予方申サレ宜シク配慮ヲ頼ミ置ク因ニ去

ル七月廿二日付都新聞ニ「金ガナケレバ最初カラ言ヘバ銚ヲ出シ

ハセヌ」云々ノ銚町側ノ言トシテ記事掲出アリ市当局トシテ祇

園会復興ニ協力援助セシコトガ逆効果トナリ却テ銚町ノ不足

ガ出ルト云フコトデハ來年度ハ考ヘサセラレルトノ話アリ右記事ノ

出所ヲ一応調査スル必要アリ多少感情ヲ害シ居ル様ニ思ハ

ル此件ニ付午後報告旁長刀、月両町代表者ヲ訪問ス

八月七日

八日

谷野中島両氏同道來宅決算ノ件ニ付懇談一兩日中三

名同道市役所へ出頭ヲ約ス八日両氏へ電話ニテ市係員

上柳氏不在ニ付明九日小生単独出庁其上何分ノ奉告

スルコトヲ通告ス

九日

八月十日

朝市役所へ出頭上柳氏ト会见船橋課長トモ懇談ス寄

付金募集予定ヨリ減少且雜費意外ニ増加シ殘金

現在八千余円ヨリナク之ニ確定寄付五千円ト土建組合ノ

寄付未定(二万円乃至一万五千元)ヲ加ヘ既出金(現金四万円

現物支出五万五千余円)ヲ併セテ十二万円余トノ話ニテ当初一

基八万円トノ談ト大分相違アリ且長刀銚曳初経費モ

余分ニ支出セル状態ニ付銚町負担多額トナリ小生ノ立場

及町代表者ノ立場モ非常ニ困難ニ付極力補助ノ増加

ニ付考慮ヲ求ム鈴木連盟理事出庁ノ由ヲ聞キ待合

セタルモ見エズ正午前退庁帰宅午後モ待合セラルモ何ノ

沙汰ナシ翌十日中島氏ヲ十一日谷野氏ヲ訪ヒ報告懇談

十一日

市觀光課堀谷氏ヨリ電話ニテ十一日九時計算ニ関シ懇談申シ

度両町代表者同道出頭方通知アリ早速電話ニテ此旨両

氏へ通告ス

十二日

夜中島氏宅ニテ谷野氏ノ出席ヲ求メ三名会同打合ス

十三日

朝九時三名同道市役所へ出頭ス鈴木吉之助氏出頭遅刻

ノ為十時三十分ヨリ別室ニテ会合鈴木吉之助氏船橋課長

堀谷上柳両氏及三名（外ニ長刀鉾町會計）上柳氏ヨリ収支

明細書報告アリ懇談ノ結果両町ニ対シ十四万円支出按分ハ両町

協定セラレタシトノコト種々接渉更ニ一万円増額要求セシモ不

可能ノ由「松竹」へ再交渉五千円支出要求スル旨鈴木氏約諾セラ

両町ニ於テハ作事方へ交渉直引（寄付要請）セシムルコト及

町内抛出寄付観奨給付物品ノ売却等可及的考慮ヲ

ナシ収支差額縮小ヲ計ルコト、シ午後一時散会ス帰途両町

代表者へ作事方ト接渉等ニ付極力考慮ヲ依頼ス

十五日

長刀鉾町谷野氏ヨリ電話ニテ市観光課ヨリ通告ノ有無尋合

アリ何ノ沙汰モナキ旨回答多分明土曜日ニハ通知アル見込ト答フ

十六日

朝谷野氏ヨリ昨日上柳氏ト途上会见今朝支払金交付ノ

由ニ付小生ニ同行方申越サル九時（途中、中島氏へ立寄り同

行ヲ求メシモ不在）谷野氏ヲ誘ヒ観光課へ出頭船橋課

長堀谷主事ト会談上柳氏ヨリ十四万ノ内前渡金四万円

及立替金蠟燭（大千六百丁小八百丁計百二十斤分一斤二六二、五〇替）

俵（一俵十五メ目入一貫二付五十円替）四、五〇〇円同上運賃三〇〇円

綿布二切一五〇円解説書写真入五千枚（三円三〇替）一六、五〇〇円

縦看版二枚一、三〇〇円スルメ五束二五〇円計五五、四八〇円以上ヲ

差引金弍万九千五百弍拾円受領現金ハ谷野氏へ手交ス以

上ニテ観光連盟ヨリノ受領勘定総額十二万五千元也残金

土建組合寄付見込一五、〇〇〇円松竹五、〇〇〇円未収此分入金次

第通告交付方依頼ス尚長刀鉾町帝國三菱安田ノ三銀

行寄付金応諾ナキ故都合打合観光課ヨリ三行へ依頼尽

力方懇請十一時退庁帰途谷野氏ト今午後三時三十分清

水宅ニ会合協議会開催ヲ約シ中島氏へ此旨通告ス

四時中島氏来宅（谷野氏遅参約一時間半）懇談清水私

案長刀鉾へ七万六千円月鉾町へ六万九千円（但シ交付金十四

万五千円ノ場合ノ割当ニテ若シ減少ノ時ハ此比例ニ依ル）ヲ提示

両氏共異存ナク此算出ノ基準ハ長刀所要経費九万六

千余円ノ内蠟燭売却利三、〇〇〇町内寄付収入見込一〇、〇〇〇作事寄

付見込（直段交渉値引）四、〇〇〇維持修繕積立金繰入三、〇〇〇

以上二万円ヲ引キタル残金七万六千円也 月鉾所要経費七万六千

余円ノ内蠟燭売却利上ケ三、〇〇〇町内寄付見込一、五〇〇作事

方値引交渉寄付見込二、〇〇〇修繕積立金繰入約五〇〇〇以上合

計七千円ヲ差引タル六万九千円也 作事寄付ハ請負高ノ一割

ヲ基準トス 以上決定ニ付現金及資材分配両氏ニ於テ

適宜処理方依頼シ残務（残金收受ノ件及長刀鉾町

寄付募集応援ノ件）二件未決ナレトモ一先落着過般

来ノ両氏ノ尽力ヲ感謝シ聊カ慰勞ノ小宴ヲ開キ七時



過散会ス（料理木信誂鱧切落シ胡瓜 章魚胡瓜酢モノ

味噌汁以上三品外ニ茶菓呈ス 酒一升ノ内七合余使フ）

〔欄外〕

「本日課長

ト会見ノ際

予テ宿題

トナル祇園

展<sup>（マ）</sup>開催ノ

件ハ無期

延期ト決定

ス会場ノ都

合及祭礼

後ニ催シテ

モ効果少ク

来春五月

頃ニ延期

スル方可ナ

ルベシト思フ」

八月廿二日

下京稅務署財產稅係政春氏ヨリ数日前至急來署方

ハガキヲ以テ申越サレタルモ連日公私多忙ノ為出頭不能ニ付本

日端書ヲ以テ去月十日出頭署長ト面談諒解ヲ得タルモノ

ト認ム近日出頭ノ考ナルモ署長ニ連絡アリタシト申送ル

廿九日

昨夕中島谷野兩氏來訪アリ殘金交付督促方依頼ニ付

今朝市觀光課ヘ電話シタルモ上柳氏公務ニテ神戸市ヘ出張不

在ノ由ニ付明日出勤ノ上可及的速カニ交付方伝言ヲ依頼ス

右ノ旨中島谷野兩氏ヘ電話ヲ以テ連絡ス尚殘金土建組

合寄付予定ノ一万五千円及松竹寄付見込五千円ノ二口ナルモ松

竹ノ分見込ナケレバ此分ハ切離シ解説書三千枚分九千九百円ヲ

觀光連盟ニテ肩替り支弁（都合デ來年度銚町ニテ買取

迄現金貸付）方懇談ヲ依頼受ク以上二万四千九百円也

交付サレバ不足金ハ両町ニテ金策ヲ講ジ解決スルコト、申出

アリ上柳氏ヘ交渉何分ノ回答ヲ約ス

九月二日

去ル三十日（三十一日ハ日曜休日）及昨日電話ヲ以テ市觀光課ヘ

連絡照合シタルモ係員不在亦小生他ノ公務ニテ差支ノ為

今朝市役所ヘ出頭船橋課長上柳係員ト会谈殘金

交付方懇請課長ヨリ營繕課ヘ尋合サレタル処現

在壹万貳千九百円寄付募集済ニテ残り募集中

ノ由ニ付右金額ニ觀光連盟ヨリ貳千壹百円立替

払ヲ依頼シ合計金壹万五千円也現金受領ス松竹

寄付ノ五千円未定兩三日ノ内ニ確答ヲ約サル解説書

三千枚代九千九百円也觀光連盟ニテ立替ヲ請ヒ來年神事

ニ返済スベク一ケ年間金融方依頼シタルモ連盟トシテ

ハ記帳上困難トノコトニ付千枚分ニテモ肩替り懇請ス

役員トモ合議シ是亦兩三日後同時確答ヲ約サル帰途

中島氏へ立寄りタルモ不在ニ付午後再度同氏ヲ訪ヒ前  
記事情ヲ伝へ現金壹万五千円交付長刀鉾町へ此旨

伝達方依頼ス月鉾町トシテハ此内半額七千五百円ヲ

収納シ不用品(蠟燭布地)売却シ諸支払ヲ完了シテ

収支決算可能(町内寄付受ケズ出入方ノ支払モ値引セズ

多少ノ剰余アル見込)ノ由布地及蠟燭割合高値ニテ処

分出来タル趣ナリ収入未了ノ松竹寄付及解説書代ガ

収納スレバ長刀鉾町へ可及的多額ヲ交付シ同町トシテハ

修繕費ニ充当スル意向トノ中島氏ノ言ナリ

九月八日

夕五時ヨリ月鉾町委員六名慰勞会開催セラレ小生

同席ニ招待受ケ列席ス近新詠(新町六角下ル)一人当

式百円替作り身酢(マ)の物天麩羅鮎塩焼煮合以上五

品米飯添ヘラレ酒一升(清水供出)ビール三本(町内ヨリ)

開宴前茶菓(鶏鉾町補助茶屋)ヲ饗食セラル

同町ニテハ今朝決算報告会ヲ開カレ出勤一日分五十

円皆勤者四日分式百円ノ割ニテ記念品料ヲ贈ラレタ

ル由ヲ聞ケ尚残余金ヲ以テ今夕開宴サレタル旨ヲ聞ク

十七日

市観光課堀谷氏ヨリ電話カ、リ松竹ヨリ五千円寄付受入レタ

ル故明日午前中ニ出頭方通告アリ諒承配慮ヲ謝ス

十九日

昨朝公務(国税調査打合せ)ノ為差支アリ今朝市役所へ

出頭松竹寄付金五千円也小切手ニテ受領先般来格別ノ

配慮尽力ヲ多謝尚印刷物残余三千枚ノ内千枚連盟

ニテ買取方再度依頼退庁帰途長刀鉾町谷野氏へ

右金額手交ス中島氏へモ此旨報告ス月鉾町ハ精算

ヲ了シタル故長刀鉾町ガ決算ノ結果不足ノ場合ハ五千

円ノ金額長刀鉾町へ渡シテ異存ナキ旨言明セラル印刷

物残余三千枚引取ノ件ハ谷野中島両氏へ依頼ス尚船

橋課長ニ面接ノ際尽力ニ対シ慰勞ノ微意表明シ小

宴開催ノ予定ナリシモ資金不足跡仕末考慮中ノ実

状ニ付諒承ヲ乞ヒ記念扇五握贈呈ス月鉾町ハ精算

ノ結果式千四百余円ノ剰余金修繕費ニ繰入レタル由

昭和二十三年

三月十八日

朝恩賜京都博物館藤岡了一氏ヨリ電話カ、リ面談申越ニ

付時間打合午前十時於拙宅面接ス要領ハ四月三日ヨリ廿五日

迄二十三日間同館主催朝日新聞社後援ニテ外邦古代染織

展ヲ開催(コプトインカ、ペルシア、印度、ゴブラン其他出品)ニ付山鉾

町所蔵ノ(函谷鶏鯉牛天神ノゴブラン月ペルシア織)ノ出品

方懇請ニ付其旨各町へ伝達御希望ニ副フベク努力ス

ト答置ク搬入期日未定ナルモ今月末ノ予定ニテ追テ連絡

スルトノコト

十九日

翌十九日博物館長入山雄一氏ヨリ文書四三七号ヲ以テ依頼

越サル依テ牛天神山原太三郎氏鯉山町家壽多英一氏

へ電話ヲ以テ此主旨ヲ伝へ諒解賛同ヲ求ム

二十一日

鷄鉾西村太美造氏函谷鉾廣瀬彦一氏ヲ訪問月鉾

中島為次郎氏へ電話ニテ右ノ旨伝達依頼ス

三月廿二日

博物館係藤岡了一氏へ各町大体諒解得タル旨ヲ

通告搬入期日一兩日前ニ連絡ヲ求ムル旨通告ス

廿六日

月鉾町中島氏来訪アリ同町協議ノ結果博物館へノ

出品ハ除外サレタシトノコトニ付諒承ス博物館藤岡氏

ヨリ電話カ、リ廿九日朝出品物蒐集ノ旨通告アリ

出品町内へ無料観覧券贈呈方依頼シ置ク

廿七日

函谷鷄鯉油天神ノ四ヶ町へ出品物廿九日午前収集メ

ニ付準備方伝達依頼ス

四月廿八日博物館藤岡了一氏ヨリ電話ヲ以テ去ル五日ヨリ二十五日迄外邦

染織展開催ノ処滞ナク盛況裡ニ終了出品物ハ明後三十日

雨天ナレバ五日当該町へ返還ノ旨挨拶旁通知アリ

五月十五日

船鉾町原田康之助氏ノ来訪ヲ受ク山鉾準備中古代貴重

ナル装飾品中国宝ニ指定セラルベキモノ少カラズ国立博物館

審査員龍村氏現品点検国宝ニ指定申請斡旋スベキ

旨伝言アリ当年神事計画未定ナルモ六月上旬ニハ決定ノ

見込ニ付其場合出庫ノ際ヲ利用シ関係町ト合議ノ上何分

ノ御尽力ヲ仰キ度旨答へ置ク

十七日

重ネテ原田氏来訪アリ前項ノ件ニ付龍村氏小生ニ面談ヲ

希望ノ由日時差支ノ有無照会アリ近日面談ヲ約ス

嵐山保勝会主催市観光課観光連盟都新聞社後援

来ル廿三日嵯峨祭挙行其前夜(土曜日)夜八時ヨリ

一、二時間渡月橋畔船中ニテ祇園囃子演奏方懇請ア

リ可成船鉾町囃子方出演ヲ希望ノ由其意ヲ諒承シ

追テ関係者ニ伝達ノ上確答ヲ約ス当日雨天ノ場合ハ

廿三日夜ニ順延ノ由ニテ七時半迄ニ琴聞橋畔事務所

へ来着方保勝会役員出雲路通敬氏ヨリ依頼受ク

五月十八日

昨夜船鉾町囃子方主任ニ前記委細伝達本日更ニ協議シ太

鼓一鉦四笛三以上八名出勤スルコトニ決定ス此旨十九日以手紙

出雲路氏へ確答二十二日午後道具搬出方依頼ス

二十日

夕六時岡崎つる家ニ於テ龍村氏ノ招請ニヨリ原田氏同道

面接ス元博物館長市文化課長土居次義氏モ会同アリ

(外ニ龍村氏幕下並川安幸氏外壱名計六名)晚餐ヲ供

ニシテ山鉾維持保存ニ付懇談差当リ重要美術品ニ

申請指定ヲ受クル様龍村土居両氏ニヨリ配慮セラル

ル様ニ結論ヲ得九時散会ス

二十三日

昨廿二日予定ノ嵯峨風土研究会并ニ嵐山保勝会主催ノ青葉祭

雨天ノ為本日ニ延期セラレタ七時集合七時三十分同事務所へ参

集（太鼓鉦笛計八名監督トシテ小生参加）役員ト会見八時ヨリ  
九時半迄船中ニテ囃子演奏（乗船場迄事務所ヨリ渡月橋上  
徒歩囃子ナガラ行進ス）折柄新緑ノ嵐山満月ノ眺絵ノ如ク  
沿岸ノカゞリ火水中ニ映ジ風情最モ良シ茶菓ノ饗応ヲ  
受ケ十時半四條大宮へ帰着解散ス

六月十五日

八坂神社例祭（十時）参列目下募金中ノ神事費見込不  
明ニ付計画立タズ七月一日定例幹事会ニ最後の協  
議結論ヲ得ルコト、ス

龍村氏ヨリ（原田氏ヲ経テ）鶏鉦見送拝見希望申込ニ付  
同町西村太美造氏へ交渉十八日午後一時拝観ヲ約ス  
船鉦財団法人設立ニ付参考資料ニ放下鉦保存会ノ  
定款借用申込ニ付村田氏ヨリ借受ケ船鉦町代表者古  
川俊治郎氏立合ノ上法学士商学士内藤定夫氏ニ貸与ス

十九日

午後四時（十八日一時ノ処爾後日時変更）鶏鉦町西村氏方ニテ龍  
村土居両氏外ニ龍村氏関係者三名及原田氏并ニ清水合計  
七名ゴブラン織見送り展覽専門のニ研究寸法構図糸  
質等詳細調査セラル推定四百年前ノ作トノコト七時散会

廿二日

八坂神社高原宮司紹介ニヨル京阪神急行電鉄京都出張所  
長能美清登氏（御旅町電本八五三）ノ来訪ヲ受ク（去ル十九日不在  
中ニ訪問アリ重ネテ本日来訪）七月十六日又ハ十八日鉦拝観希  
望（文化会員七八十名ニ総会員数約五百名ノ由）当日午後二時

ヨリ社務所ニテ江馬務氏ノ講演ヲ聞キ四時頃拝観ノ予定  
ニ就テ打合ニ見ユ本年神事計画未定ニ付追テ確定ノ節  
連絡懇談スルコトヲ約ス

廿三日

鉦当番南観音山町中常六氏ヲ訪ヒ当番事務打合ス  
同町本年当番事務ハ加畑氏取扱ハル、由

廿四日

昨年七月十日町有不動産ニ対スル財産税免除ニ関シ下  
京稅務署長ニ提出セル船鉦町文書返還請求方  
前川署長ニ申出（今回転任ニ付）タルニ署長手元ニ無之  
トノコト故直稅課長ニ調査方依頼ス課長モ該文書  
披見セシコトアリ係員間ニ保管セルモノト思ハル故調査  
ノ上返還ヲ約サル

同午後一時八坂神社ニテ清々講社幹事会ニ列席當  
年神事ニ関シ協議ス目下募集中ノ神事費現在

募金濟額約十萬元（予定額七十萬元）最低ニ見積リ  
三十五万円位ハ収納ノ見込ニ付神輿及鉦壺基ニ付  
七万円ツ、トノ宮司ノ話ナレトモ鉦ハ拾万円以下デハ建設  
不能ノ旨ヲ語ル神輿組ハ鉦ト同額ノ補助ヲ要求セ  
ラル、モ其所要費等シカラズ（私ノ見込デハ鉦十萬元  
ニ対シ神輿五萬元）市民一般氏子一般トシテモ祇園会ニハ  
神輿ヨリモ鉦建設猶出来得レバ巡行ヲ希望スルモノ  
ト思ハル故神輿渡御ヲ休止シテモ鉦巡行ニ重点ヲ置  
ク方可ナリト力説岡尾幹事モ神輿ヲ拝殿又ハ御

旅所ニ奉安シ銚二基山三基位建設スル案ヲ提

示サレ種々協議セシモ結論ニ達セズ明廿五日午後一時

三十分市観光課ニテ観光連盟理事会開催ニ付

宮司及幹事一名列席方案内アリ宮司及清水

幹事（山銚関係上互選ヲ以テ推薦）出席協議シ

市及連盟ノ意向モ聞キ今月中ニ銚町会ヲ開催シ

銚町ノ意見モ聞キ七月一日ノ定例幹事会ニ更ニ

協議スルコト、シ五時散会ス

七月廿五日

午後一時半市役所へ出頭第一応接室（元貴賓室）ニ於

ケル観光連盟理事会ニ出席高原宮司ノ挨拶并二本

年神事ニ関スル神社ノ予定ヲ語ラレ次デ小生ヨリ昨年神

事ニ関スル後援ヲ謝シ本年度神事ニ関スル銚町ノ立場

ヲ説明シ宮司ヨリ銚一基ニ付七万円神社ヨリ補助シ不足

額三万円京観連ニテ援助方依頼セラレ鈴木吉之助氏

昨年ニ比シ金額モ輕少ニ付二基分六万円寄付募集

引受ケテハ如何ト他ノ理事方ニ呼掛ケラレ異議ナク可決依テ

銚建設ノ件極力速ニ決定方依頼セラル進駐軍ニ対スル

届出諸手續モ急速ヲ要スル故今月中ニ連絡ノ件及宣

伝ポスター印刷ニ着手スルコト尚寄付金比較的多ク

集マレバ銚巡行ヲ希望セラル（巡行費トシテ一基二万円

増ヲ要求ス）三時退庁（理事会ハ引続キ開催中）

銚当番南観音山町加畑氏ヲ訪ヒ前項ノ件ヲ語り

緊急銚町会開催ニ付打合ス廿七日午後二時社務所

ニテ開会スルコト、決定此旨各町代表へ案内ヲ依頼ス

六月廿六日

観光課堀谷氏ヨリ電話カ、リ（昨日不在中電話カ、ル）

進駐軍ノ意向トシテハ新町通ハ交通停止セネバナラヌ故

不許可ノ懸念アリ一基ハ昨年通四条通ニ決定方配

慮セラレタシト鈴木理事ノ意向ヲ伝達サル

八坂神社宮司ニ電話ニテ明日ノ銚町会ノ件通知ス

廿七日

午後二時社務所ニ於テ銚町会開催ス出席者長刀谷野

函廣瀬月中島、西野放村田岩赤沢船古川北観奥村

南観加畑各氏（鶏欠）清水会長ヨリ本日迄ノ経緯ヲ語り

銚二基建設ニ付協議月銚西野氏ヨリ昨年同町建設

ニ付明年ハ建テル共本年ハ休止ノ希望申出アリ長刀モ

同様ニ付（函鶏両町ハ進駐軍関係ニテ不可能）小生ノ意

見トシテモ昨年建設ノ両町ハ本年休止新町通ノ五ヶ町

ノ内其建設希望ノ町ノ申告ヲ求メタルモ希望ナク依テ各

町ニ於テ今明日中集会協議ノ上廿九日午前九時清水

宅ニテ五ヶ町ノミ会合再協議シ希望ナケレバ抽籤ヲ以

テ決定スルコト猶進駐軍ニテ新町通不許可ノ場合ハ再

ビ長刀、月ノ両町へ依頼スルコトヲ決定三時半散会ス

六月廿八日

観光課堀谷氏ト電話ニテ昨銚町会ノ決定事項ヲ談

合ス明第二回会合ノ結果即刻連絡ヲ約ス

岩戸山町赤沢氏来訪ヲ受ク昨夜同町会合ノ結果



本年ハ諸準備不能ニ付明年ハ引受ケル条件ニテ本年  
出鉾ハ猶予方申込アリ明日ノ集合ニ相談ヲ約ス

廿九日

午前九時清水宅ニテ鉾町第二次会合開催（新町通ノミ

放下村田船古川北観音奥村南加畑以上四氏（岩戸山町昨日

申込ノ通り欠席）協議中京観連鈴木理事観光課長

堀谷氏ノ三氏来宅（前刻電話ニテ四条通ニ一基建設

要望本日会議ニ列席懇談ヲ申込マル）種々懇談協

議北観音山奥村氏ハ昨日同町会ニ於テ本年建設ヲ

承認決定ノ旨提議アリ岩戸山町昨日申込ノ件ヲ語

ル各町共明年ナレバ建設ヲ承認スルトノコトニテ結論ニ

達セズ未決定ノ一ヶ町ヲ抽籤ニヨリ決定スルコト、ナリシモ

鈴木吉之助氏及各鉾町ヨリ船鉾建設希望推薦アリ

結局船鉾町ノ承認ヲ得テ北観音山及船鉾ノ二基出

鉾スルコト、決定京観連ニテ資金募集ノ成績ニヨ

リ巡行（寺町四条迄ニテ折返シ）スルコト、十五日鉾建十六日

宵山十七日午後一時巡行同夜ヨリ毎夜廿四日迄離子ヲス

ルコト廿五日鉾仕舞鉾建設ノ二ヶ町ヲ除ク七ヶ町毎夜

交替御旅所ニテ離子奉納ノコト尚昨夜田中四条繁

栄会長ヨリ四条通ニテ二ヶ所離子演奏方希望申込

アリ之ハ追テ場所日時決定ノ上有志離子方ニ依頼ス

（マ）スルコト、トス尚諸届書ハ山鉾連合会長名義ヲ以テシ其

手数ハ観光課ニテ斡旋セラル、コトヲ依頼ス

八坂神社鈴木禰宜ヲ通ジ宮司ヘ右決定ノ趣報告ス

旬刊「婦人と子供」新聞（本社名古屋市中区御幸本町二ノ二四中部日本  
新聞社）支社木屋町仏光寺上ル）婦人記者福井みちよ来訪祇

園会ニ関スル記事掲載ニ就テ今昔ノ感想由来等談合ス

七月一日

朝観光課堀谷氏ヨリ電話カ、リ警察ヘ提出スル書類

十一時頃持参スル故一見ノ上捺印方申越サル同刻右書類二

通及憲兵隊司令官宛（進駐軍）一通、市長宛道路占有

願書通以上永田繁義氏持参セラル之ヲ披見捺印シ永

田氏ト同道五条署公安係長ニ面接提出ス憲兵隊ノ方ヘモ

五条署ヨリ提出セラル、様依頼尚新町通ニ鉾建期間

露天営業許可セラル、様（市内賑合ノ為）依頼ス

午後清々講社幹事会ニ於テ本年度神事決定事項報告

同席上別室ニ於ケル観光連盟理事会ヨリ宮司ヲ通

シ山三基巡行ニ参加斡旋方希望申込アリ一基約三

万円ノ補助要求ス連盟ニ於テハ右様多額ノ支出不能

ニ付町内熱意ノアル向ヘ呼掛ケ斡旋希望セラル

七月二日

明後四日八坂神社及郷土文化研究会共催三条富小路西ヘ入

杉浦丘園（三郎兵衛氏邸）方ニテ八時ヨリ五時迄祇園会展開

催ニ付神社ヨリ各山鉾町宛案内状受領郵送ス

昨日京観連希望ノ山三基建設巡行ノ件ニ付平岡山会

長ト懇談平岡氏ハ山町代表召集協議シテハ如何トノ意

見ナリシモ連盟ノ意向不確実ニテ補助金モ未確定ニ付

責任ヲ以テ山町ヘ呼ビ掛ケ難ク暫ク静観スルコト、ス

山鉾町代表社参ノ件昨年通十一日九時ト協定此旨ヲ

山鉾町へ案内方平岡及加畑氏へ依頼神社へモ通告ス

観光課ヨリ電話ニテ文書ニ捺印方申越サレ後刻午前

午後式回ニ使者文書持参アリ調印ス左記配給品申請

一蠟燭十匁掛一、六〇〇本（一基八百本ツ、八日分四匁掛二、二式〇本

（鉾二基分九六〇本八日分一基一日六十本）（七ヶ町分四匁掛一、二六〇三日分一日六〇本）

一手拭三百廿筋鉾九ヶ町三十本ツ、御旅所用五〇本

一石検（石） 大型六十ヶ 鉾洗用 一基三十ヶツ、

一マツチ 小型百個

一白布地 百ヤール 鉾巻用

一油四升 鉾巡行二基分

昨一日観光課ヨリ発表（本年祇園祭決定事項）昨夜

放送及今二日新聞ニテ一般市民ニ発表通告ス

〔挟込…新聞切抜…省略〕

七月三日

都新聞政経部山下幸男氏来訪山鉾ノ現状ニ付尋合アリ

詳細説明ス

四日

鶏鉾町小山晃平氏来訪アリ同町協議ノ結果仮

屋建設鉾収蔵方法決定ノ旨申出アリ（同町

有家屋去ル廿年戦争中家屋強制疎開ノ

為除去セラル）将来ノ維持保存ニ付配慮セラ

ル、様依頼ス

五日

船鉾町ニ於テハ去ル二日集会開催鉾建決議セラレタルモ

其席上鉾由来三韓征伐ノ伝説ヲ模シタルモノニテ平和

国家ノ再建日本ニ不相応ニ付鉾建辞退スルヲ可トストノ意

見アリシモ多数人ノ鉾建賛成ニテ決定セシ処昨四日同意

見再燃シ今五日前八時ヨリ同町ニテ委員会開催同件ニ付

四時間余論議セ<sup>レ</sup>ル結果鉾建ヲ是認セルモ同町ガ此事ニ

付苦慮セル所ヲ市当局并ニ観光連盟神社警察等へ

具申シ鉾建ノ後一部ノ人々（朝鮮人連盟）ヨリ苦情其他

事故發生ノ際ハ考慮ヲ乞フ旨小生ヨリ伝達方依頼セラ

依テ午後一時市観光課へ出頭此旨鈴木吉之助小山瀧之助

両理事并ニ観光課長及堀谷氏会合ノ席上伝達ス鉾

木氏ハ左様心配セラ、必要ナカルベシ進駐軍へモ此伝説ハ

話<sup>セ</sup>才<sup>ズ</sup>各新聞モ本年ハ記載シタモノナク此事ヲ今更声

ヲ大キクスルコトハ却テ事ヲ荒立テルコト故心配セズ鉾建テ

セラレタシトノ意見ニ付万一ノ場合ハ市当局ニテ善処方

要望シ且鉾由来記木札（以前建札シモノヲ廃止シ改メ

現代ニ相応スル由来記新調ニ関シ文案作製）ノ件ヲ依

頼ス同席上鶏鉾保存借蔵心当リアリ（大雲院及鈴

木氏宅付近）明朝河原町四条高島屋へ交渉シ同店

前空地へ鶏鉾建設交渉ノ予定ニテ若シ其見込可

能ノ場合ハ同町へ交渉連絡方希望セラル（鉾持出シテ

片付ケノ時借庫へ収蔵シテハ如何トノ説）依テ同町ヨリ

昨日申出ノ保存方法ヲ伝へ置ク猶進駐軍関係ノ許

可ノ件銚建ハ諒解済曳行ノ件ハ同軍專屬電話線

一時切断ノ件ニテ交渉中明朝出向尋合スベキ旨

答ヘラル。巡行可能ナル時ハ四条烏丸市電安全地帯ノ

除去ノ要有無（以前安全地帯ハ移動自由ニナリ居タルモ

終戦後固定的ニ改変セラレシタメ）実測ノ上回答方申込

アリ観音山町ト協議ノ上回答ヲ約シ本年新調ノポスター

貰ヒ受ケ退庁帰途四条繁栄会亀井氏（今朝不

在中電話アリ昨日電話ニテ打合セラル奉納囃子ノ件ニ付）

及四条富小路角たち吉主人ヲ歴訪シ御旅所奉納囃子各町へ

依頼済報告シ方外の件他ノ一ヶ所（富小路西入三崎清々館方）協賛囃子ハ放下銚

町へ直接交渉方通告ス（放下銚町村田鶴之輔氏へ昨四日

杉浦邸ノ展覧会席上ニテ談合諒解ヲ求メアリ）

大阪放送局係員来邸本年祇園会ニ関シ尋合アリ委

細説明質疑ニ応答ス

銚献灯用電灯施設借用ニ関シ昨日展覧会席上長

刀谷野氏へ本日月銚中島氏宅ヲ訪ヒ両町へ借用申込シ

何レモ快諾得タリ

夜北観音山町奥村氏ノ来訪ヲ受ケ報告ヲ聞ク

〔欄外〕

「本件ニ付

昨四日三

条杉浦

丘園氏

邸ニ於ケル

祇園祭

展席上

高原宮司

内貴、野

橋両氏子

総代ト会

見談合ス

今昨日中宮

司ヨリ府

庁へ談合

善処セラ

ル、コト、ナル」

七月六日

京阪神急行電鉄出張所長并ニ田中緑紅氏主催郷土文化会々

員ノ二団体共十八日午後五時頃船銚拝観希望ニ付幹

旋方申込アリ午後二時市観光課ヨリ希望ニヨリ市役

所警察部ニテ交通課長和田氏中村交通部長其他関

係交通係長ト会談神事中ノ交通取締ニ付協議ス

十七日ノ巡行ハ進駐軍ニテ許可アリシ由ヲ聞ク今朝電話

局係員及観光課永田氏来訪電話線切断ニ関シ打

合ス巡行路ニハ進駐軍関係以外ニ電話線ノ道路横

断セルモノナシ（四条町ニ恵亀産業ノモノアリ之ハ無許可ノ個

人電話ニ付同会社ニテ処理スベキモノ）トノコトナリ

四時八坂神社ニ至リ清々講社々長会ニ列ス（二時開会ノ

処前記市役所会議ト同時刻ニ付遅刻)今年度ノ

神事概要説明ス引続キ神輿関係者会議ニ列

席神社寄付金募集現況報告神輿補助志

基ニ付五万円ツ、(銚子同額ト仮定募集額成績

ニ依リ増額)ニ諒解ヲ求メタリ

原田氏ヨリ電話カ、リ龍村氏主唱山銚子研究会京大新

村博士、土居次義其他彫刻文献等専門(マ)家神事

前ニ協議シタク神社ノ都合尋合アリ此旨高原宮司

ニ語り十一日午後二時社務所ニテ開催ト仮定ス(此旨七日朝  
原田氏ニ答フ)

七月七日

労働安定所(七条千本電下三四二〇)新美敏郎氏来訪アリ

銚子巡行ニ関スル労働者採用方希望アリ船銚子町古川

氏及観音山奥村氏ヲ照会労働者斡旋方配慮ス

市観光課ヨリ四条河原町ニテ鶏銚子建設ニ付協議シタ

ク同町代表者同道午後一時出頭方申越ニ付直チニ小

山晃平氏ヲ訪ヒシモ不在中故此旨観光課へ返答シ明朝

九時会见ヲ約ス同夕小山氏来訪ヲ受ケ懇談ス本日ハ同

町銚子委員二名不在ノタメ協議不能ニ付明八日町集會開

催九日朝回答スル故一日猶予方希望アリ

七月八日

朝京観連鈴木理事宅及市観光課へ電話ニテ鶏銚子

件本日中猶予方通告ス

市交通局運輸課電車係関秀一氏同技師栗本氏

計画課齊藤氏来訪アリ四条烏丸安全地帯撤去

ノ要不要実測ニ見ユ観音山奥村氏へ電話ニテ来

宅ヲ求メ前記三氏ト奥村氏立合ノ上現場実測依頼ス

実測ノ結果安全地帯ハ其マ、ニテ支障ナシト決定

同夜小山氏ヲ訪ヒ懇談明九日更ニ協議スル由ヲ聞ク

観光課及商店街代表亀井氏ヨリ再三電話ニテ鶏

銚子町協議ノ結果ニ付尋合アリ(九日モ同断照会アリ)

七月九日

労働安定所ト電話ニテ交渉昨秋公布ノ労働基準

法ニヨリ従来ノ如ク請負制ハ不可トナリ府職業課及

安定所ト数次交渉(マ)要領ヲ得ズ(能登与組山本氏

ガ交渉)本日電話ニテ法ノ解釈ヲ広義ニ解シ神事執

行ニ支障ナキ様考慮ヲ求ム(進駐軍専用電話モ

切断許可アリタルコトモ考慮ニ入レラレタシ)結果ニ於テ

個人契約トスルコトニ諒解ヲ得

十日

朝鶏銚子町小山氏ヲ訪ヒ同町ニテ協議ノ結果銚子持出シ建

設ニハ異議アリ(現在ノ同町トシテハ諸条件不可能)御依頼

ニ応ジ兼ヌル旨回答アリ委細事情聞キ止ムヲ得ザ

ルモノト認メ此旨観光課及亀井氏へ報告ス同夜八時

神輿洗執行(去ル十七年執行後中絶ノ処)ニ付参列

七月十一日

午前九時社参祭典執行(宮司鈴木禰宜海老沼鳥

居両主典雇員一名計五名)後清水会長ヨリ本年

神事決定迄ノ諸状況ヲ報告各町行事(銚子町ハ任

意囃子演奏十八日―廿三日迄六日間御旅所ニテ連夜  
各町交替奉納囃子、山町ハ可成例年通山飾スル事)

打合セ觀光連盟并ニ大阪鐵道局作製ポスター

一枚ツ、各町へ配布揭示方依頼シ十一時半散会ス

永代神饌料奉納ノ処現下ノ物価高ヲ考へ金百円

追加納付ス同夜亀井氏ヨリ河原町四条上ル永樂

屋ニテ囃子演奏斡旋方依頼受ク

十二日

午後二時清々館ニテ祇園会研究会開催ス(予テ龍村氏

斡旋ニヨル各專問<sup>(マ)</sup>家集合懇談研究スル会<sup>(マ)</sup>出席者

新村出博士土居次義氏(前博物館長)井島勉(京大教授)

龍村氏及配下二名淀野氏(高桐書院代表者)高原宮司

及清水以上各氏各ニ意見希望発表五時過散会ス

本日案内セシモ差支欠席者中村直勝博士藤田元春氏

案本一洋画伯須田國太郎画伯上野照夫明石染人藤

原義人岩井武俊以上各氏

長刀鉾町谷野氏來訪十八日御旅所奉納囃子ノ件并ニ<sup>十九日迄</sup>

廿三日迄四条繁栄会主催ニヨル同町内ニテ囃子演奏及

來年度神事ハ同繁栄会後援(又ハ豊園学区)ニ因

ル神事計画樹立ノ件報告アリ諒承ス

七月十三日

朝八時觀光課ヨリ出頭方申越ニ付<sup>(マ)</sup>出頭宮本課及堀谷氏ト

面談(一)船鉾由緒札原稿ハ猪熊氏ニ檢閲依頼中ニ付今

明日中二届ル(二)十七日巡行<sup>(マ)</sup>之際藤井大丸へ進駐軍招待

スル故両鉾ガ同所前迄進行スル様希望(三)巡行時間ノ

凡ノ予定尋合(四)京觀連會員凡寄付者用鉾拝觀

券式百五十枚要求アリ(五)精酒<sup>(マ)</sup>壺斗麦酒五打配給

券交付受ク(六)必要品油(十六日迄ニ交付)するめ樟

腦(數量未定)蠟燭福井市地方震災ノ為救護物資送

付為品薄且去年電灯使用ニ付蠟燭不用ト認定配給

量申請セル通交付不能數量節約減少方府当局ヨリ

要求ノ由(更メテ十匁掛五百本申請ス)先日申請配給品ノ

手拭石<sup>(マ)</sup>檢マツチ布地ハ配給不能ノ由(七)補助金ハ祭当日

迄ニ半金交付寄付金集金次第殘金交付ヲ約サル其他

各係員ト打合退庁帰途奥村氏へ立寄打合ス

月鉾町中島氏ト面談河原町商店街ヨリ囃子演奏依頼

受ケ居ル由ヲ聞ク(謝礼金一日千円ニテ八日間)<sup>(長刀鉾町モ四</sup>

ヨリ同額謝礼金受ケル約束ノ由)依テ先ニ亀井氏ヨリ申込ミノ

件ト重複スルモノト考ヘラル<sup>(此件ニ付永樂屋へ照会ス)</sup>

大阪放送局員來訪十六日実況録音(去ル十日打合ニ見ユ)

之件ニ付重ネテ依頼越サル

七月十四日

市觀光課へ電話カケ麦酒配給券一本百五十円替特価酒

直段ニ付交付分ノ配給ニ取替方交渉シタル処只今交配給

分品無キ故不得止事情辛抱シテ呉レトノコト故船觀

音兩町へ交渉ノ結果一級特価酒自由販売ノ分一升

九百円ニテ購入スル方麦酒半打ヨリ値打アリ折角

交付セラレタル購入券ナレトモ返還スル事ト決定



配給酒平岡氏ト協議シ山一ヶ町二合ツ、銚一ヶ町五合

ツ、船観音両町<sup>※</sup>神酒招待用ニ残分使用スルコト

ニ決定本日各町へ配給ス一升交四百五十円ノ割

京阪神急行電鉄出張所長能美清登同文化係長

友田捨治両氏来訪アリ十八日二時ヨリ文化会（講演囉

子銚拝観）ノ件ニ付打合及依頼アリ京都放送局ヨリモ

電話ニテ十六日ノ放送録音ニ付依頼越サル

十五日

銚建（観音山ハ昨日ヨリ着手）市役所へ出頭車用油一升

ツ、配給ヲ受ク午後二時八坂神社ニ於テ寄付金奉告祭

并ニ収支報告会ニ列席ス拜観券二百五十枚市観光課へ呈ス

十六日

観音山ハ車懸執行市観光課ヨリ三万円ツ、受領ス

するめ三ノ目（二ヶ町へ一ノ五百目ツ、配給一ノ目五〇二円替）

樟脳百箱（一箱五〇〇目入一箱一五〇、四〇替）配給ヲ

受ク（樟脳運搬手数料共一箱一五一円ニテ配給ス）

同夜提灯点灯 船銚ハ広告名入献灯ヲ初メテ実施

銚拝観料十円徴取（観音山ハ無料）六年振ノコト、テ

人出多ク非常ノ混雑ナリBK放送局録音聴取

ニ来ル（船銚町へ午後三時ヨリ十時マデ）

七月十七日

午後一時銚曳出シ観音山船銚ノ順ニテ寺町四条へ

巡行三時四十分帰町曇勝ナリシモ人出多ク昨年以

上ノ賑合ニテ盛況ナリ夜点灯ス囉子休止九時頃ヨ

リ降雨ス六時過三基神輿御旅所へ渡御

船銚由緒札ニ従来三韓征伐云々ノ文句アリ平和国家ノ

現状ニ徴シ不相応ニ付今般観光課へ交渉文案作製シ

犬丸新太郎氏ニ揮毫ヲ依頼昨日ヨリ建札ス

十八日

今夜ヨリ御旅所ニテ奉納囉子各町交替出勤ス十八日南観

函月鶏放岩ノ順其他長刀銚町河原町四条通

ニテ数ヶ所囉子演奏アリ

〔挟込…新聞切抜…省略〕

十九日

観光課へ出頭高原宮司鈴木小山両理事宮本課

長等ト山銚維持保存ニ付懇談三時京大研究室

ニ於保不二雄教授ヲ訪ヒ（課長宮司同道）協議ス来

ル廿二日九時清々館ニテ第一回懇談会開催スルコト、ス

七月廿一日

午後四時高原宮司宮本課長堀谷主事朝田谷口

両係員鈴木小山両理事ヲ招待（鈴木禰宜欠席）

船銚ニテ茶菓ヲ呈シ観音山町三井邸ニテ晚餐

ヲ呈ス（近新詠二五〇替吸物、作身、煮合、酢の物鮎

塩焼 天麩羅以上米一升酒二升用意ス三井小使へ

五十円近新男女心付百円ツ、給与ス）九時散会

廿二日

朝九時清々館ニテ山銚保存維持懇談会開催ス

京大教授市当局氏子総代清々講社幹事等十九名

参集意見交換午後一時散会  
(財団法人設立シテ  
保管維持スルコト  
結論ヲ得)

## 八坂神社西楼門前石狛の寄付に関わる ネットワークについて

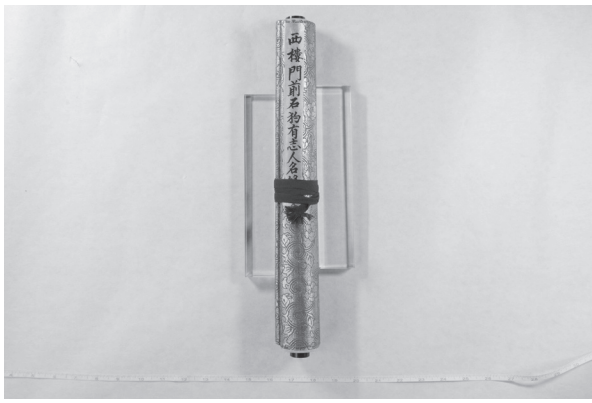
奥田 以在

本稿は、公益財団法人函谷鉾保存会保有文書の中から「西楼門前石狛有志人名録」（以下、「人名録」とする）を用いて、八坂神社を支える寄付関係のネットワークの一端について考察を加えたい。

ここで用いる「人名録」は、明治十五年（一八八二）五月に八坂神社に奉納された石狛の寄付者の名簿となっている。この石狛は西楼門から入つてすぐの場所に、左右一体ずつ安置されており、現存している。台座には発起人や寄付者の一部の名前が刻印されている。風雪にさらされて刻印が

薄くなっている場所もあるが、風格の感じられる狛である。

史料は写真のような木箱に入っており、長尺の巻物となっている。史料には、寄付金額、寄付者名、住所が上下二段に分けて書かれている。史料の翻



刻は『函谷鉾百年史―明治大正そして昭和―』で行われているが、内容についてはほとんど言及されていない<sup>1</sup>。しかし、この史料からは、明治初期において八坂神社を支えた寄付関係のネットワークを窺い知ることができ、貴重な史料と言える。

八坂神社に関わる寄付のネットワーク基盤については、近世の修理事業の事例が示唆に富んでいる<sup>2</sup>。貞享三年（一六八六）の修理事業では、修理費用が「千両余」に上り、祇園社の「御封印」の金子だけでは不足が発生し、不足分である約三〇％を氏子町からの「寄進銀」によって賄った。これ以降の修復でも財源の確保は大きな課題となり、山鉾町や轅町が中心となって寄付金集めに奔走している。徴集方法として、氏子町への「勸化」による寄付募集、氏子町への割当てといった方法が採られたほか、「江戸」や「山城一国」を対象とした広域にわたる「勸化」も行われている。それでも不足したため、「生土子」や「生土地」といった縁を辿って各地に寄付を呼びかけていたようである。しかし、近世期には遠方での「勸化」は必ずしも上手くいかなかったようである。

このように祇園社の修理事業に関わる近世の寄付のネットワークは、山鉾町と轅町を中心に、主に氏子区域の町によって構築されていたが、時には遠方の人々を巻き込むような場合もあった。そして、この修理事業によって、「山鉾町と祇園社の関係はかつてないほど親密なものになったものと考えられる」と指摘されている<sup>3</sup>。

さて、以下では、このような歴史的展開を前提として「人名録」を山鉾町、轅町、氏子区域、氏子区域外に分けて整理していきたい。ただし、「人名録」での住所記載は、五円以上の寄付者に限られていた。そのため、本稿で地域の判別に用いることができたのは、基本的に五円以上の寄付者に

表1 明治15年八坂神社西楼門石狛寄付の地域別寄付件数および金額

		件数	金額 (円)	寄付総額に占める割合	地区別寄付金合計	地区別合計が全体に占める割合
氏子区域内	山鉾町	79	1783.78	52.3%	2867.24	84.0%
	轅町	9	64.58	1.9%		
	その他の氏子区域	109	1018.88	29.9%		
氏子区域外	京都府下	15	130.00	3.8%	390.00	11.4%
	京都府外	28	260.00	7.6%		
住所不明		168	155.68	4.6%	155.68	4.6%
合計		408	3412.92	100.0%	3412.92	100.00%

出所)「西楼門前石狛有志人名録」(公益財団法人函谷鉾保存会保有)

注1) 八坂神社の氏子区域は、南北を二条通～松原通、東西を八坂神社～千本通とした。

注2) 表中の件数は延べ件数である。一人で2回寄付している人物が3名いたが別の者として数えている。

注3) 史料では住所表記がなく寄付者名から町名が分かる際は、町名によって場所が特定できた場合、その町を住所が記載されているものと同様に扱った。

寄付の概要

限定されている。この件数は二四〇件<sup>4</sup>、全体の約五八・八%に留まっております。石狛の寄付に関するネットワークの全体を明らかにすることはできていない。この点を予め断っておきたい。なお、住所不明の人々からの寄付は一六八件、総額一五五円六八銭で、全体の約四・六%であった。

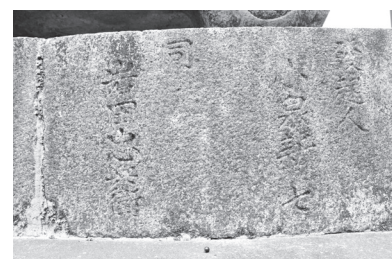
「人名録」に記載された石狛の寄付総額は、三四二二円九二銭であった。

明治一四年(一八八一)の巡查の初任給が六円だったことを考えると、莫大な金額が集まっていることがわかる。<sup>5</sup> また、寄付件数は延べ四〇八件であった。ただし、これは同じ氏名の人物が二度寄付している事例や、寄付者が有志を集めてきて自身とは別に寄付している事例などを別に数えたのべ件数である。(表一)

寄付件数を金額別に見ると、三〇〇円二件、二〇〇円二件、一〇〇円一件、一〇円二〇六件、五円二四件、五円未満一円以上七〇件、一円未



写真上が北側の石狛、写真下は台座に刻印された発起人名



発起人岩田忠兵衛が五十三歳のときに撮影した写真

る。この四名が寄付した金額は一〇〇〇円に及び、全体の約二九・三%を占めた。この四名は全て函谷鉾町の人々であり、この石狛寄付が函谷鉾町を中心に進められたことがわかる。

山鉾町と轅町

この函谷鉾町を含む山鉾町の中からは、二十カ町・七九件の寄付が確認できる。<sup>6</sup> その総額は一七八三円七八銭で、全体の約五二・三%を占めている。この中には先ほどの発起人たちによる一〇〇〇円が含まれているものの、寄付の中心を担ったのは山鉾町であったと言って差し支えないだろ

満一〇三件であった。三〇〇円もの高額な寄付を行ったのは発起人であった岩田忠兵衛と小泉新七である。

また、世話人であった武田時之助と中井久兵衛がそれぞれ二〇〇円を寄付してい



う。中でも函谷鉾町は、発起人たちを含めて三八件で一三四〇円の寄付を行っている。

函谷鉾町の除いた山鉾町全体では、四四三円七八銭で、約一三・〇%であった。件数は四一件となっている。一件あたりの平均寄付額は、一〇円八二銭であった。ただし、熱心な氏子による一〇〇円の寄付が一件あり、これを差し引いた場合には、平均で八円五九銭となる。

また、函谷鉾町の囃子方・笛方・作事方も寄付を行っており、山鉾巡行の関係者から様々な形で寄付が行われていたことがわかる。

次に轅町からの寄付について整理したい。「轅町十町」<sup>7</sup>の中からは、六町・九件の寄付があり、合計六四円五八銭が納められている。金額は全体の約一・九%であった。

なお、寄付者には、「轅町十町」のひとつと同名の「山王町」という名前がある。詳細な住所が記載されていないため、京都に複数ある山王町のいずれか特定することはできず、ここでは轅町の件数に含めていない。仮に、この山王町を轅町とすると、轅町からの寄付町数は七町、件数は一〇件、合計金額は六六円〇七銭になる。

また、寄付の中には「但、狛頭金物壺基」と書かれたものがある。「狛頭金物」が何を指しているか定かではないが、特定の名目での寄付も行われたことがわかる。

このように整理すると、近世に祇園社の修復に尽力した山鉾町と轅町が今回の石狛の寄付においても多く関わっていることが伺える。特に山鉾町は、発起人の所在する函谷鉾町を中心として全体の寄付額の過半を占めるに至り、中心的な役割を果たしたということが言える。

#### 氏子区域からの寄付

次に八坂神社の氏子区域からの寄付について整理したい。氏子区域については、北を二条通、南を松原通、東を八坂神社、西を千本通として区切っている。

この範囲内からの寄付件数は一九七件で、山鉾町が七九件、轅町が九件、その他が一〇九件であった。寄付総額は二八六七円二四銭で、全体の約八四・〇%に上る。

この中の山鉾町と轅町（六ヶ町分）を差し引いた寄付金額は一〇一八円八八銭で、全体の約二九・九%を占め、かなりの金額となっている。件数が一〇九件だったため、平均すると一件あたり九円三四銭となり、一件あたりかなりの金額が寄付されていることがわかる。

寄付における圧倒的な中心は山鉾町であった。しかし、発起人が所在した函谷鉾町や熱心な氏子を除いた山鉾町の一件あたりの平均寄付額と、山鉾町と轅町を除いた氏子区域の平均寄付額を比べると、後者は山鉾町を上回る金額となっており、山鉾町と並んで重要な役割を果たしたと言えよう。

#### 氏子区域外からの寄付

氏子区域以外からの寄付件数は四三件、総額は三九〇円で、約一一・四%を占めている。平均金額は九円〇七銭で、氏子区域（山鉾町と轅町を除く）に近い額になっている。

四三件の中で地域的に最も多いのは現在の滋賀県（「江州」・大津）の二〇件で、京都府下の氏子圏外が一五件、大阪府（「摂州」含む）五件、「勢州」一件、「讃州」一件、「東京」一件であった。近世の修理事業では、江戸と山城国に対する「勸化」が行われていたが、この明治十五年の石狛の



寄付事業では三重や香川といった地域にまで寄付のネットワークが拡大していることがわかる。

また、滋賀県からの寄付金額の多さも目立っており、寄付総額は一八〇円に及ぶ。地域は、愛知郡、蒲生郡、神埼郡が多くなっている点に特徴がある。これらは近江商人を多数輩出している地域であり、関係者の商業上のネットワークが関わっている可能性が推測される。

まとめ

以上の検討から、明治十五年に行われた八坂神社西楼門の石狛寄付に関するネットワークについて次のことが指摘できる。

まず、寄付金額が莫大であるという点である。巡査の初任給との比較で考えると、凡そ五六〇人分に当たる寄付金額であった。当時の狛一体の価格は不明だが、残額が発生しても不思議ではない。もし残額が出たとしても、寄付金額を通して垣間見える発起人たちの熱意を思うと、八坂神社に何らかの形で寄付されたと考えるべきであろう。仮にそうだとすれば、慶応二年（一八六六）の火災によって社殿の再建に努めなければならなかった八坂神社にとって大きな寄付になったものと推測される。さらに言えば、石狛を名目として八坂神社に多額の寄付を行おうとした可能性もあるだろう。いずれにしても、この点については今後の課題である。

次に寄付の中心となった人々の構成が、近世の修理事業と似ているという点である。つまり、近世の修理事業によって出来上がった、山町・鉾町・轅町といった町々を中心に氏子から寄付金を徴収するという手法が、この石狛の寄付名簿からも伺えるのである。氏子区域内からの寄付額は、全体の約八四・〇％を占めた。その内訳は、山鉾町が約五二・三％、轅町が約

一・九％、その他の氏子区域が約二九・九％なっており、山鉾町が圧倒的に大きな比率を占めている。この中で特に重要な役割を果たしたのは、発起人を含む函谷鉾町で、全体の約三九・三％を占めた。発起人と世話役が一〇〇〇円の寄付をしていたとはいえ、彼らを除いて三四件の寄付で三〇〇円を収めており、まさに中心的な役割を果たしたと言えよう。ただし、山鉾町から特に中心となった函谷鉾町と熱心な氏子による寄付を除いて考えた場合には、山鉾町と轅町以外の氏子区域内からの平均寄付額が大きくなる点は注意が必要である。山鉾町と轅町だけではなく、氏子区域内全体で八坂神社への寄付を行っているというのが、今回の寄付の実態であったと言えよう。

最後に、寄付者分布の広域性である。氏子圏外の中でも他府県からの寄付は注目すべき点である。特に滋賀県からの寄付は非常に多く、全体の約五・三％を占めた。これは京都府下の氏子圏を除いた地域の総額よりも多い。ただし、このようなネットワークがどのような関係の下に構築されたのかという問題は、今後の検討課題である。

加えて、遠くは「東京」「讃州」「勢州」まで寄付のネットワークが広がっている点も注目したい。近世期の寄付活動では、江戸や山城国に対する「勸化」が行われていたが、今回の寄付ではさらに地理的な拡大が見られた。この詳細も今後の課題ではあるが、近代における八坂神社を支えるネットワークを考える上で重要な問題であろう。

本稿では、八坂神社西楼門の石狛の寄付に関わるネットワークが、近世に構築された八坂神社と神社を支えるネットワークを土台としつつ、近代において若干変容している状況を示したが、その繋がりや質については言及できなかった。現段階で繋がりと機能したことが予想される

のものは、血縁と職縁、そして近世後期に利用された「生土子」や「生土地」に似た、八坂神社や京都との何らかの縁である。これらについては、今後の課題としたい。

に祇園町・新地六町の旧境内を加えたものとほぼ同様と考えられる。なお、文政期の例については、前掲下坂守、一二二頁を参照。

## 注

- 1 財団法人函谷鉾保存会『函谷鉾町百年史―明治大正そして昭和―』（財団法人函谷鉾保存会、二〇〇一年）、九七―一〇三頁に「人名録」と説明が記されている。
- 2 下坂守「近世における祇園社の社殿修理」（『中近世祇園社の研究』、法蔵館、二〇二一年、第一部第三章）に近世の祇園社における修理事業の詳細が記されている。本稿では、近世の修理事業についてはこれを参照した。
- 3 前掲下坂守、一四二頁より引用。
- 4 住所表記が無いものの、寄付者名から町名が判別し、場所を特定できた町は、集計の際に住所判明分として扱っている。一方、町名が分かるものの、同名の町が複数ある場合は、現段階では特定できないため集計に含めていない。寄付全体の延べ件数は、後述するように四〇八件であった。
- 5 『値段史年表―明治・大正・昭和 週刊朝日編―』（朝日新聞社、一九八八年）参照。
- 6 米山俊直『祇園祭―都市人類学ことはじめ―』（中公新書、一九七四年）五〇―五一頁に掲載されている一九七三年度の山鉾巡行に参加している山鉾町・「やけやま」に記載された町と照らし合わせた。
- 7 轅町については、前掲下坂守、一五五頁の注釈五四を参照。
- 8 八坂神社のホームページに書かれている区域を範囲とした。この範囲は、文政期に轅町が寄付徴収を行った区域（二条通―松原通、寺町通―「野ハヅレ」

9 前掲下坂守、一三九―一四〇頁を参照。